

静岡県三島市

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

補助事業版 第4号

確認調査

平成28年度実施の確認調査

2019

三島市教育委員会

静岡県三島市

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

補助事業版 第4号

確認調査

平成28年度実施の確認調査

2019

三島市教育委員会

序 文

箱根山西麓の豊かな自然に恵まれ、富士山の雪解け水が豊富に湧き出る温暖な三島の地は、古来より人々が生活する上での好適の地でありました。

現在三島市で最も古い旧石器・縄文時代の人々の生活の跡、つまり遺跡は市域の北東部にあたる箱根山西麓の丘陵地帯に残されています。世界的にも類を見ない3万年前の落とし穴もまた、箱根山西麓から発見されました。一方、稲作が行われる弥生時代になると人々の生活は箱根山西麓から低地の田方平野に移ってきます。境川流域や大場川流域などの微高地上に集落を営み、後背湿地を利用して水田としておりました。そして伊豆国の国府所在地となってからは、伊豆地域における政治、経済、文化の中心として、伊豆一宮である「三嶋明神」を中心に栄えてまいりました。特に江戸時代には、東海道最大の難所、箱根山をひかえた宿場町として繁栄を見せました。このように三島市には、原始・古代から歴史時代に至る様々な文化遺産が多く残されております。

しかしながら、ここに報告されている遺跡は、決して華々しくテレビなどで報道された大遺跡ではありません。むしろ調査範囲も狭く、大方の耳目には触れなかったものばかりであります。しかし、私たちはこうした調査成果をきちんと記録することによって、点の成果の集積がやがて線となり、面へと展開していくことと考えております。そして、文字資料として残されなかった私たちの祖先の営みが、必ずや明らかになると信じております。

三島市教育委員会では、こうした大切な先人の遺産を後世に継承できるよう、種々の施策を実施して保存・活用に努めておりますが、近年における開発の波は一段と激しく、やむなく破壊されてしまう遺跡については、発掘調査を実施して記録保存を行っているところです。

本書「三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版第4号」は、国・県の補助金を得て平成28年度に発掘調査を実施した遺跡についてまとめたものです。考古学研究の資料としてのみならず、市民の皆様の郷土史理解の一助としてご活用いただければ望外の幸せと存じます。最後に発掘調査、遺物整理事業にご理解とご協力頂いた関係各機関、各位に深く感謝を申し上げ、刊行のことばといたします。

平成31年3月

三島市教育委員会

教育長 西 島 玉 枝

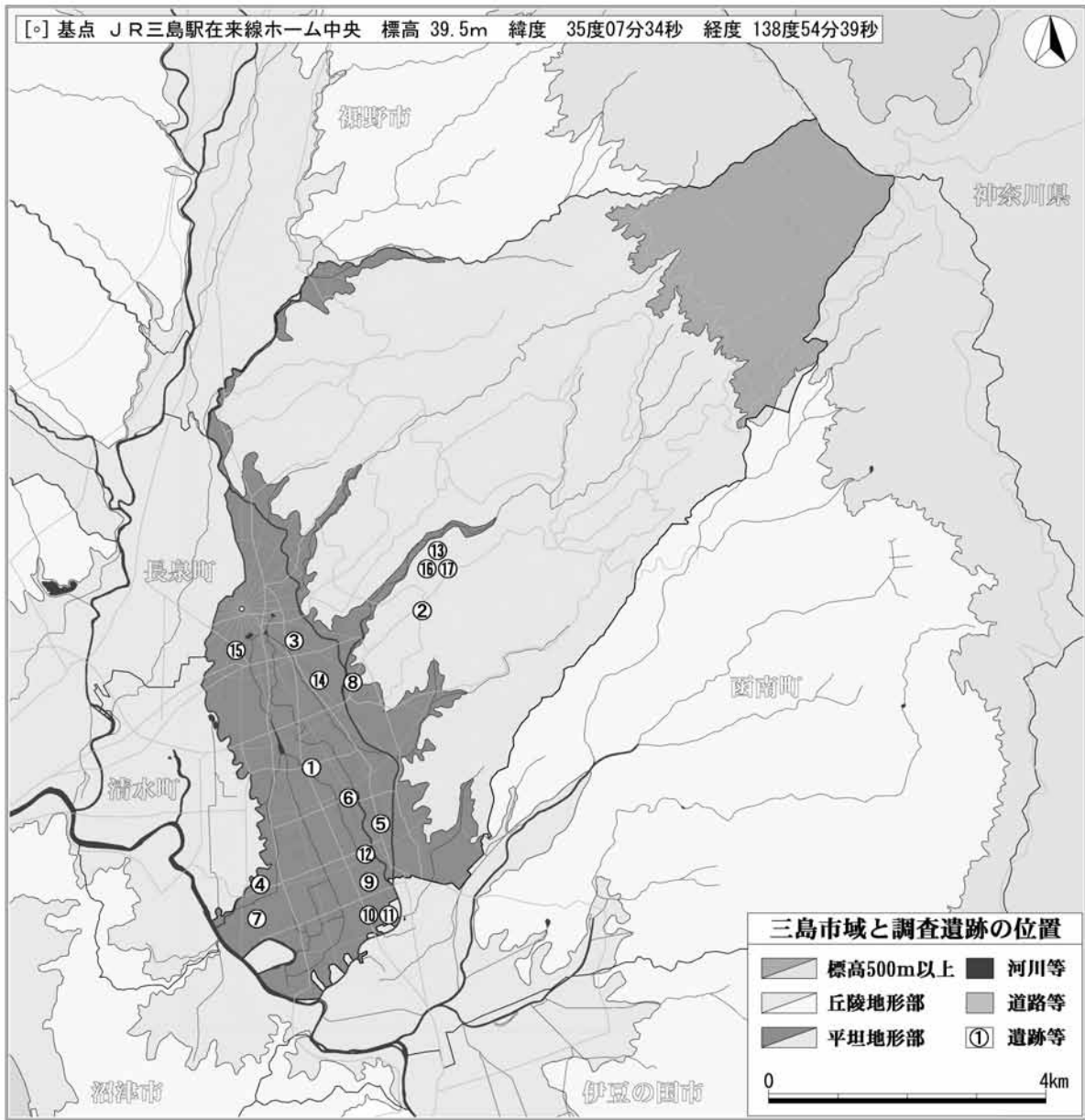
例 言

1. 本書は、平成28年度に実施した1年分の市内遺跡発掘調査等事業の報告書である。
2. 試掘・確認調査は、国・県補助金を得て三島市教育委員会が平成28年4月1日より平成29年3月18日まで実施した。
3. 資料整理は、国・県補助金を得て三島市教育委員会が平成30年4月1日より平成31年3月20日まで実施した。
4. 本報告書の遺物整理は辻が整理作業員を指揮して実施し、執筆と各節の作業分担は以下のとおりである。
辻 真人 試掘・確認調査、写真撮影、原稿執筆 第1～17節4
保科 桃子 原稿執筆 第1～17節1, 2, 3
伊庭美紀子 土器実測、挿図図版、写真図版
5. 本報告書掲載の調査資料は、すべて三島市教育委員会に保管されており、資料貸し出しの用意がある。また、本書の複製は、文化財の保護、教育普及、公開活用、学術研究が目的の場合にかぎり、著作権者の承認を得ずに利用することが出来る。ただし、出典を明記する必要がある。
6. 遺跡の調査、遺物整理では次の方々にご教示いただいた。厚く御礼申し上げる次第である。
文化庁・静岡県教育委員会・静岡県教育委員会文化財保護審議委員
三島市文化財保護審議委員・富士宮市教育委員会・富士市教育委員会・沼津市教育委員会
函南町教育委員会・伊豆の国市教育委員会
大塚初重・和田清吾・向坂鋼二・瀬川裕市郎・佐野五十三・井鍋誉之・滝沢 誠・渡井英誉
山内昭二・鈴木敏中・岡本範之・前嶋秀張・笹原芳郎・高尾好之・池谷信之・広瀬高文
長野康敏・池谷初恵・笹原千賀子・馬飼野行雄（順不同・敬称略）
7. 埋蔵文化財関係事務局

【平成28年度】

教 育 長	西島 玉枝	文化振興係 主事	栗原 菜摘
教 育 部 長	小 池 満	文化振興課 臨時職員	工藤なつみ
文化振興課 課長	岡村 秀一	文化財係 主任学芸員	辻 真人
文化振興課 課長補佐	芦川 忠利	文化財係 主任学芸員	寺田光一郎
文化振興係 係長	磯 崎 諭	文化財係 臨時職員	渡 辺 薫
文化振興係 副主任	石井 章代	文化財係 臨時職員	矢田香緒里
文化振興係 副主任	杉山 孝二	文化財係 臨時職員	伊庭美紀子
文化振興係 主事	小柴 昂之	文化財係 臨時職員	須原 淑乃

8. 平成28年度本書掲載遺跡の位置は下図のとおりである。(承認番号 平18総複 第120号)



三島市教育委員会

確認調査（平成28年度）

- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| ①. 青木B遺跡 第9地点 | ②. 初音ヶ原B遺跡 第17地点 | ③. 塔ノ森廃寺 第13地点 |
| ④. 長伏遺跡 第8地点 | ⑤. 下久保遺跡 第4地点 | ⑥. 鶴喰広田遺跡 第11地点 |
| ⑦. 中ノ坪遺跡 第12地点 | ⑧. 谷田前田遺跡 第7地点 | ⑨. 伊勢堰遺跡 第18地点 |
| ⑩. 堀込遺跡 第11地点 | ⑪. 堀込遺跡 第12地点 | ⑫. 宮城遺跡 第2地点 |
| ⑬. 下原遺跡 第9地点 | ⑭. 上才塚遺跡 第14地点 | ⑮. 伊豆国分寺跡 第14地点 |
| ⑯. 下原遺跡 第10地点 | ⑰. 下原遺跡 第11地点 | |

凡 例

1. 遺構・遺物の縮尺

遺構図1/200～1/500・1/1,000 断面図1/20～40 遺物図1/3

2. 実測図の標高は海拔高度を示すが、それ以外は事業地基準点からのマイナス深度である。

3. 透明度の表示

各色20%表示を基本とする。

4. 各節に表示される層位の色調RGB数値は、赤緑青の濃さを0～255の256段階で計測数値化したものである。その手順は以下のとおりである。

A. 断面をデジタルカメラで撮影する。

断面に太陽光が正面からあたる時間帯を基本とする。

影の発生を抑えるため薄曇時の撮影を基本とする。

撮影後色調補正をするために、三原色パターンと共に撮影する。

B. フォトショップでデジタル画像を計測する。

断面部分のレベル補正後、三原色パターンに基づき色調補正をする。

各層位毎数カ所を指先ツール（強さ50%）で混ぜて色の平均化をする。

スポイトツールで色調を吸い取り、カラーピッカー数値を読み取る。

Rは赤、Gは緑、Bは青で数値は3桁で表示した。RGB表示の設定ができるソフトウェアならば、層位色調の再現が画面上で可能である。

目 次

序 文
例 言
凡 例
目 次
挿図目次
図版目次

第1章 確認調査（平成28年度）	1
第1節 青木B遺跡 第9地点	3
第2節 初音ヶ原B遺跡 第17地点	6
第3節 塔ノ森廃寺 第13地点	9
第4節 長伏遺跡 第8地点	12
第5節 下久保遺跡 第4地点	15
第6節 鶴喰広田遺跡 第11地点	18
第7節 中ノ坪遺跡 第12地点	21
第8節 谷田前田遺跡 第7地点	24
第9節 伊勢堰遺跡 第18地点	27
第10節 堀込遺跡 第11地点	30
第11節 堀込遺跡 第12地点	33
第12節 宮城遺跡 第2地点	36
第13節 下原遺跡 第9地点	39
第14節 上才塚遺跡 第14地点	42
第15節 伊豆国分寺跡 第14地点	45
第16節 下原遺跡 第10地点	48
第17節 下原遺跡 第11地点	51

挿図目次

第1章 確認調査（平成28年度）

第1節 青木B遺跡 第9地点 (No411)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	3
第2図 調査地点の位置 (1/5,000) ……	4
第3図 トレンチ配置と2トレンチ東壁断面図 (1/1,000・1/20) ……	5

第2節 初音ヶ原B遺跡 第17地点 (No327)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	6
第2図 調査地点の位置 (1/5,000) ……	7
第3図 トレンチ配置と1トレンチ南壁断面図 (1/1,000・1/20) ……	8

第3節 塔ノ森廃寺 第13地点 (No348)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	9
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	10
第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20) ……	11

第4節 長伏遺跡 第8地点 (No463)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	12
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	13
第3図 トレンチ配置と4トレンチ東壁断面図 (1/600・1/20) ……	14

第5節 下久保遺跡 第4地点 (No448)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	15
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	16
第3図 トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/600・1/20) ……	17
第4図 出土遺物 (1/3) ……	17

第6節 鶴喰広田遺跡 第11地点 (No428)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	18
第2図 調査地点の位置 (1/5,000) ……	19
第3図 トレンチ配置と3トレンチ東壁断面図 (1/600・1/20) ……	20

第7節 中ノ坪遺跡 第12地点 (No467)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	21
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	22
第3図 トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/600・1/20) ……	23

第8節 谷田前田遺跡 第7地点 (No358)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	24
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	25
第3図 トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/500・1/20) ……	26

第9節 伊勢堰遺跡 第18地点 (No460)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	27
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	28
第3図 トレンチ配置と2トレンチ西壁断面図 (1/1,000・1/20) ……	29

第10節 堀込遺跡 第11地点 (No465)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	30
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	31
第3図 トレンチ配置と2トレンチ東壁断面図 (1/400・1/20) ……	32

第11節 堀込遺跡 第12地点 (No465)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) …… 33
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) …… 34
第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
(1/200・1/20) …… 35

第12節 宮城遺跡 第2地点 (No452)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) …… 36
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) …… 37
第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図
(1/200・1/20) …… 38

第13節 下原遺跡 第9地点 (No237)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) …… 39
第2図 調査地点の位置 (1/5,000) …… 40
第3図 トレンチ配置と6トレンチ北壁断面図
(1/2,000・1/30) …… 41

第14節 上才塚遺跡 第14地点 (No477)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) …… 42
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) …… 43
第3図 トレンチ配置と2トレンチ東壁断面図
(1/400・1/20) …… 44

第15節 伊豆国分寺跡 第14地点 (No356)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) …… 45
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) …… 46
第3図 トレンチ配置とトレンチ南壁断面図
(1/200・1/20) …… 47
第4図 出土遺物 (1/3) …… 47

第16節 下原遺跡 第10地点 (No237)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) …… 48
第2図 調査地点の位置 (1/5,000) …… 49
第3図 トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図
(1/2,000・1/30) …… 50

第17節 下原遺跡 第11地点 (No237)

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) …… 51
第2図 調査地点の位置 (1/5,000) …… 52
第3図 トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図
(1/2,000・1/40) …… 53

図版目次

第1章 確認調査（平成28年度）

図版1 青木B遺跡 第9地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（2トレンチ）
4. 断面（2トレンチ）
5. 埋め戻し
6. 完了

図版5 下久保遺跡 第4地点

1. 調査前
2. 掘り下げ
3. 調査風景
4. 完掘
5. 断面
6. 完了

図版9 伊勢堰遺跡 第18地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（2トレンチ）
4. 断面（2トレンチ）
5. 埋め戻し
6. 埋め戻し（4トレンチ）

図版2 初音ヶ原B遺跡 第17地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（1トレンチ）
4. 断面（1トレンチ）
5. 埋め戻し
6. 完了

図版6 鶴喰広田遺跡 第11地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（3トレンチ）
4. 断面（3トレンチ）
5. 埋め戻し（3トレンチ）
6. 完了

図版10 堀込遺跡 第11地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（2トレンチ）
4. 断面（2トレンチ）
5. 埋め戻し
6. 完了

図版3 塔ノ森廃寺 第13地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版7 中ノ坪遺跡 第12地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（2トレンチ）
4. 断面（2トレンチ）
5. 埋め戻し（3トレンチ）
6. 完了

図版11 堀込遺跡 第12地点

1. 調査前
2. 掘り下げ
3. 調査風景
4. 完掘
5. 断面
6. 完了

図版4 長伏遺跡 第8地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（4トレンチ）
4. 断面（4トレンチ）
5. 埋め戻し後（4トレンチ）
6. 完了

図版8 谷田前田遺跡 第7地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（1トレンチ）
4. 断面（1トレンチ）
5. 完掘（2トレンチ）
6. 埋め戻し

図版12 宮城遺跡 第2地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版13 下原遺跡 第9地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（6トレンチ）
4. 断面（6トレンチ）
5. 埋め戻し
6. 完了

図版15 伊豆国分寺跡 第14地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版17 下原遺跡 第11地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（2トレンチ）
4. 断面（2トレンチ）
5. 埋め戻し
6. 完了

図版14 上才塚遺跡 第14地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（2トレンチ）
4. 断面（2トレンチ）
5. 埋め戻し
6. 完了

図版16 下原遺跡 第10地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（1トレンチ）
4. 断面（1トレンチ）
5. 埋め戻し
6. 完了

第1章 確認調査

(平成28年度)

第1節 青木B遺跡 第9地点 (No.411)

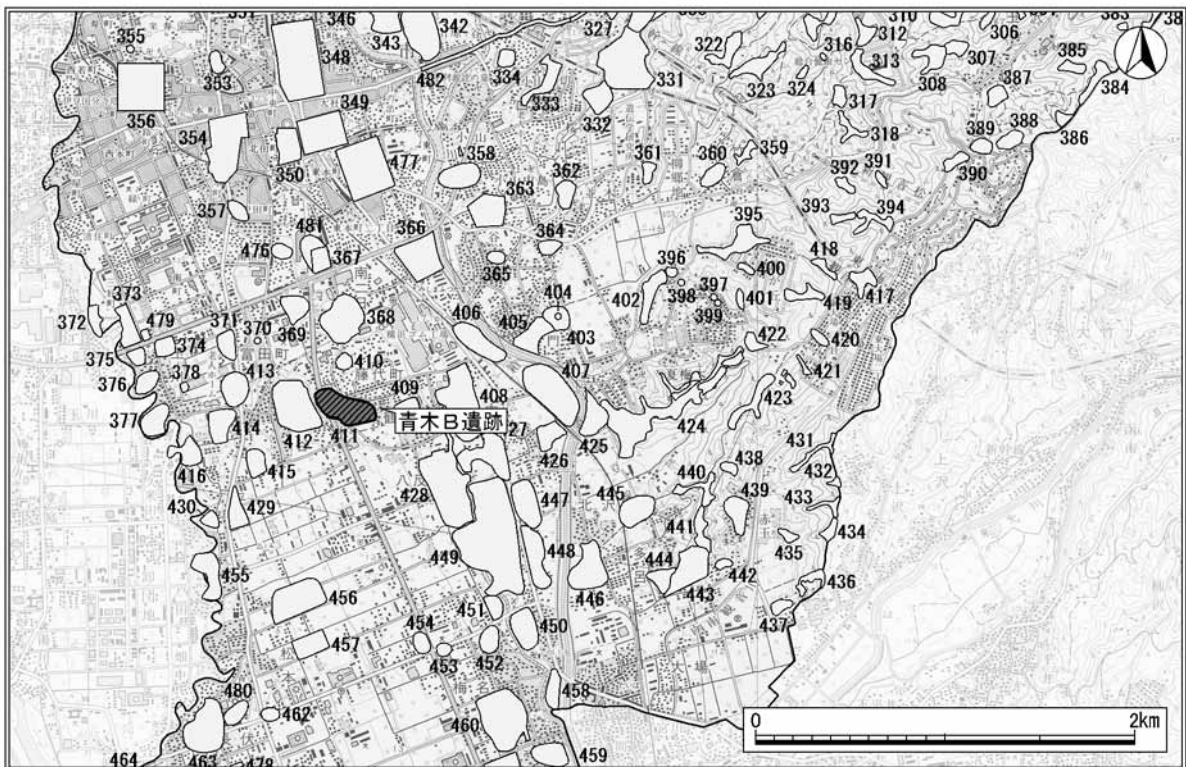
1. 調査の経緯と経過

この調査は、共同住宅建設に伴う青木B遺跡第9地点の試掘・確認調査である。平成28年1月7日、大東建託株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.411青木B遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年1月7日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（4月15日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により4月15日付、三教文第71・72号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は4月19日に開始、5箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員延べ6名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働2日間で20日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は4月22日付、三教文第79・80号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成28年1月7日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、4月22日付、三教文第81号で進達し、同法に添付する副申を三教文第82号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年5月6日付、教文第239号で工事立会いの通知（受理5月11日）があり、事業者により5月11日付、三教文第107号で送付し、工事立ち会いを平成28年6月2日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

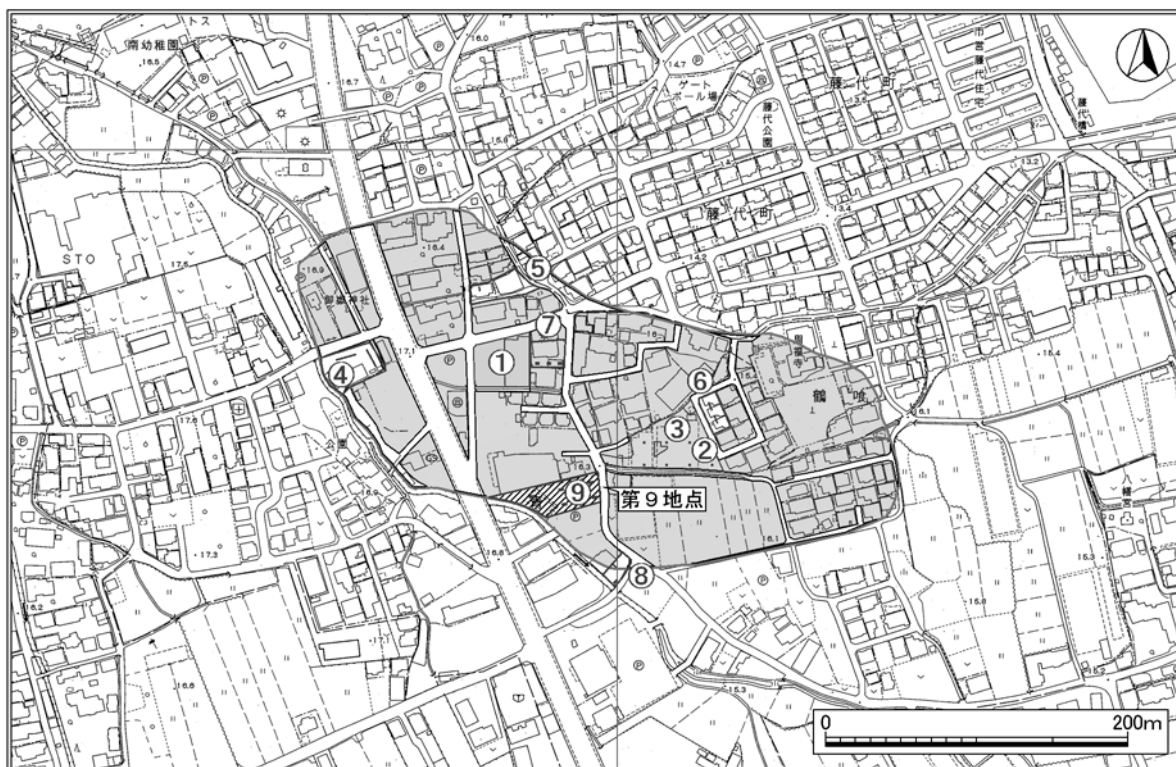
三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

青木B遺跡は、弥生～奈良時代・近世の集落跡として三島市遺跡地図に登録され、御殿川左岸の微高地上に展開する。この地域は田方平野の北部にあたり、標高10～15mほどの平坦地で中郷地域とも呼ばれている。田方平野には、西方に律令期、伊豆国と駿河国の国境となった境川が蛇行を繰り返しながら南下し、東方に御殿川や大場川が南下しており、河川間の微高地上には弥生時代以降の遺跡が営まれている。なお、河川間には古代条里制地割が今も残り、地図上から明瞭に読み取れる。事業地はJR三島駅の南南東 (N-158.0°-E) 2.53km、標高約16.3mに位置し、国土座標データは緯度35度06分17.35秒、経度138度55分18.77秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第9地点と呼称した。

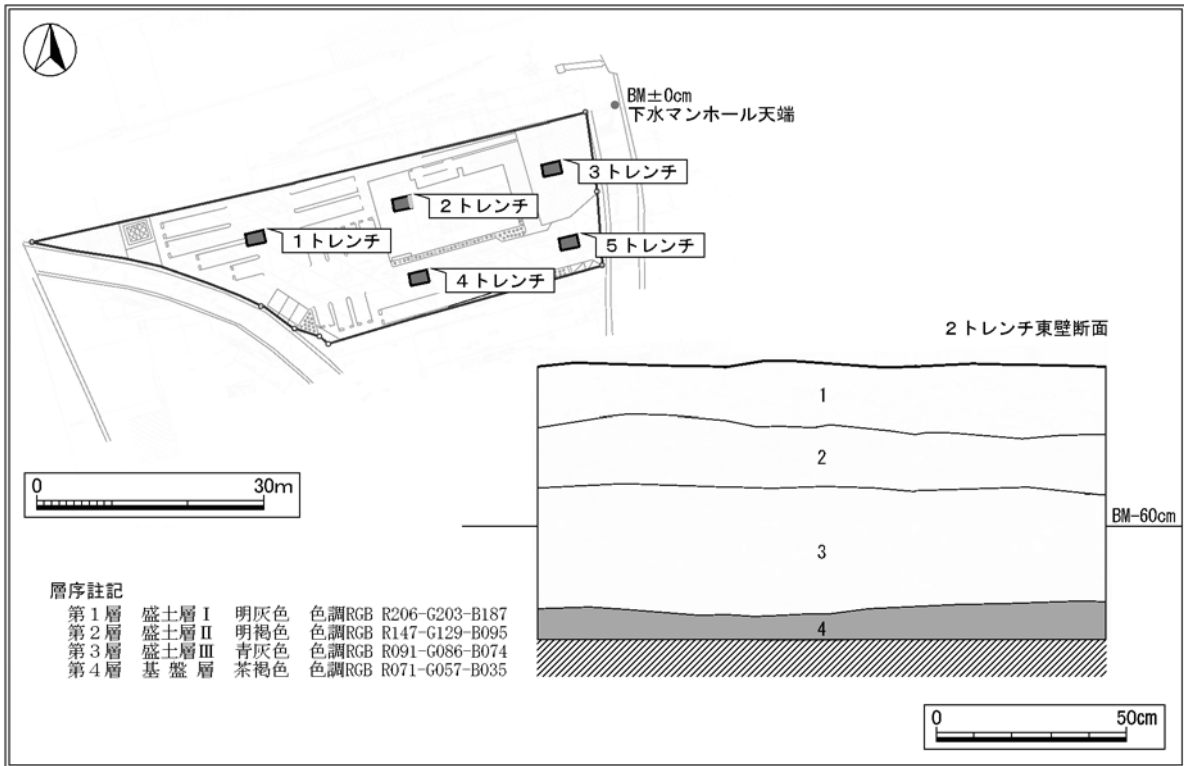
本遺跡では過去に8例の調査例が報告されている。第1地点では、弥生時代中期から古墳時代の方形周溝墓が5基、溝が12基、土坑が1基、古墳時代後期の円墳が1基、溝が1基、平安時代の住居が1軒確認されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告VII (2002)』。また、第2・3地点では弥生時代後期に属する方形周溝墓の一部が検出され、弥生時代後期～古墳時代後期の墓域が展開することが確定した『埋文報告 XVI (2011)』。加えて、第7地点では第1地点調査時に検出した1号墳の周溝と思われる周溝を発見した『埋文報告 補助事業版第3号 (2018)』。

周辺の遺跡としては、御殿川流域の微高地上に所在するNo.408金沢遺跡、No.468長伏六反田遺跡、No.476奈良橋向遺跡とNo.481西大久保遺跡などの遺跡が知られている。このうち、No.408金沢遺跡では古墳時代前半～平安時代のカマドを伴う竪穴住居35軒が狭い範囲で重複した状態で検出し、長期にわたり集落が営まれていたことが判明した『金沢遺跡 (1993)』。なお、No.468長伏六反田遺跡では方形周溝墓や平安時代の住居跡のほか中世の掘立柱建物跡が、No.476奈良橋向遺跡とNo.481西大久保遺跡では水田畦畔と集落遺構が確認されている『長伏六反田遺跡 (1999)』『西大久保遺跡・奈良橋向遺跡 (1996)』。これらの遺跡の出土遺物をみると弥生時代～古墳時代へと移り変わっていくのがみとれる。



第2図 調査地点の位置 (1/5,000)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と2トレンチ東壁断面図 (1/1,000・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地の南西隅に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを等間隔に5箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.03%であった。調査は、バックホー (01) で盛土層を除去した後に、作業員延べ6名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返して表土下1.15mまで掘り下げを行い、遺構と遺物の検出に努めた。層序の確認は2トレンチの東壁断面で行い、4層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第1層 色調RGB数値はR206-G203-B187を示す。明灰色砕石、駐車場路盤の砕石層。

第2層 色調RGB数値はR147-G129-B095を示す。明褐色土、砕石を多く含む盛土層。

第3層 色調RGB数値はR091-G086-B074を示す。青灰色土、軽石やロームブロックを含む盛土層。

第4層 色調RGB数値はR071-G057-B035を示す。茶褐色細砂、基盤層となる鉄分の沈着が顕著な砂礫層。

4. まとめ

第1・3・7地点の調査結果より、本地点にも弥生時代後半から古墳時代にかけての墓域が広がることを推定したが、残念ながら遺構と遺物は全く出土しなかった。本地点から約60m南南東に位置する第8地点では基盤層の上に20cmに及ぶ腐敗臭を放つ未分解の腐植土が堆積しており、調査地点西側の用水路沿いは湿地が広がる人間の生活には不向きな土地であったことは想像に難くない。一方、道路を挟んだ東側の耕作地には弥生時代から古墳時代にかけての土器が散布しており、遺跡が存在している可能性が高い。以上のことから、青木B遺跡は地図上の遺跡範囲西辺を北西から南東方向に流下する用水路から一定の距離を離れた、北東寄りの範囲に遺跡の中心があると推定できる。

第2節 初音ヶ原B遺跡 第17地点 (No.327)

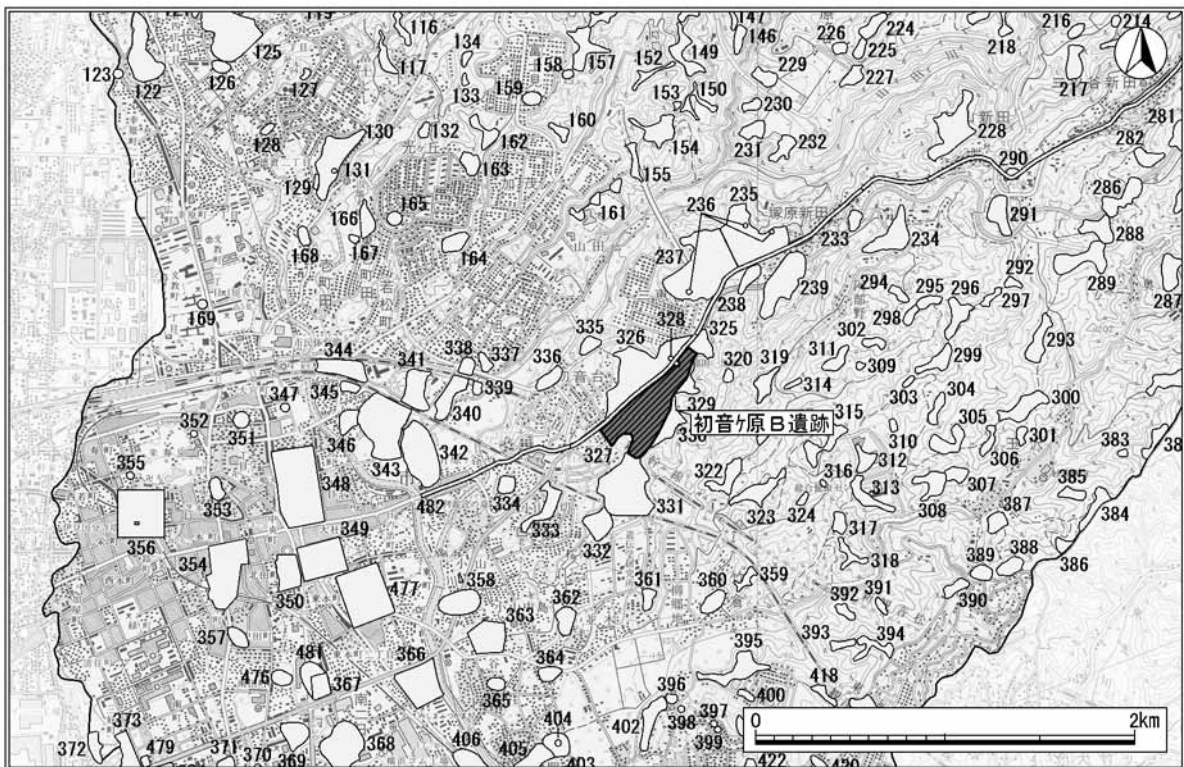
1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地造成工事に伴う初音ヶ原B遺跡第17地点の試掘・確認調査である。平成28年3月30日、松下測量設計株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.327初音ヶ原B遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年3月30日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（4月24日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が4月24日付、三教文第82・83号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は4月26日に開始、2箇所のトレンチを設営後、作業員延べ8名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働2日間で27日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は4月30日付、三教文第91・92号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年3月30日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、4月30日付、三教文第93号で進達し、同法に添付する副申を三教文第94号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年5月25日付、教文第379号で工事立会いの通知（受理5月31日）があり、事業者が5月31日付、三教文第148号で送付し、工事立ち会いを平成28年9月12日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

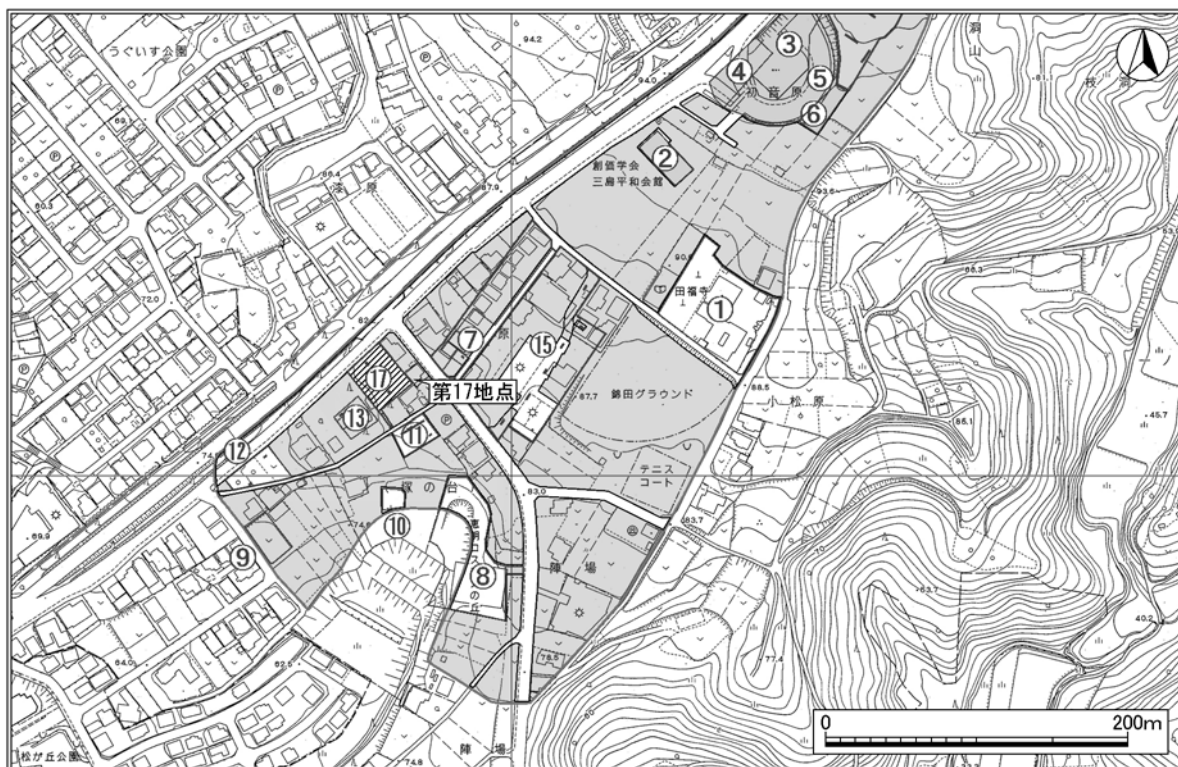
初音ヶ原B遺跡は、旧石器・縄文時代の集落跡として三島市遺跡地図に登録されており、山田川と夏梅木川の浸食により既定される尾根鞍部全域に展開する。No.326初音ヶ原A遺跡とは同一の遺跡であるが、便宜上国道1号を境として分離して管理している。その他、隣接するNo.325船久保遺跡、No.329枝洞山遺跡、No.330小松原遺跡も同一丘陵から続く一連の遺跡群として捉えられる。事業地はJR三島駅の東 (N-92.0°-E) 2.38km、標高約83.0mに位置し、国土座標データは緯度35度07分31.68秒、経度138度56分16.76秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第17地点と呼称した。

本遺跡では過去に16件の調査例が報告されている。主な調査例は第3～6地点の都市計画道路インターチェンジ建設に伴う発掘調査であり、3文化層とブロック54基、礫群6基、配石10基、土坑46基 (縄文11基含む) を検出した。特にこの調査では、後期旧石器時代の集落域と狩猟域の遺構が各層位別に重層的な検出が認められており、この落とし穴状の土坑が直線的、弧状に複数配置された出土例は全国的に見ても秀逸である『初音ヶ原遺跡 (1999)』。さらに、遺跡範囲の縁辺部に位置する第9地点は、狭い範囲での調査例であるが後期旧石器時代の石刃や縄文時代前期の土器が出土し、遺跡範囲が縁辺部まで及ぶことが確認された『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XI (2006)』。

3. 調査の概要

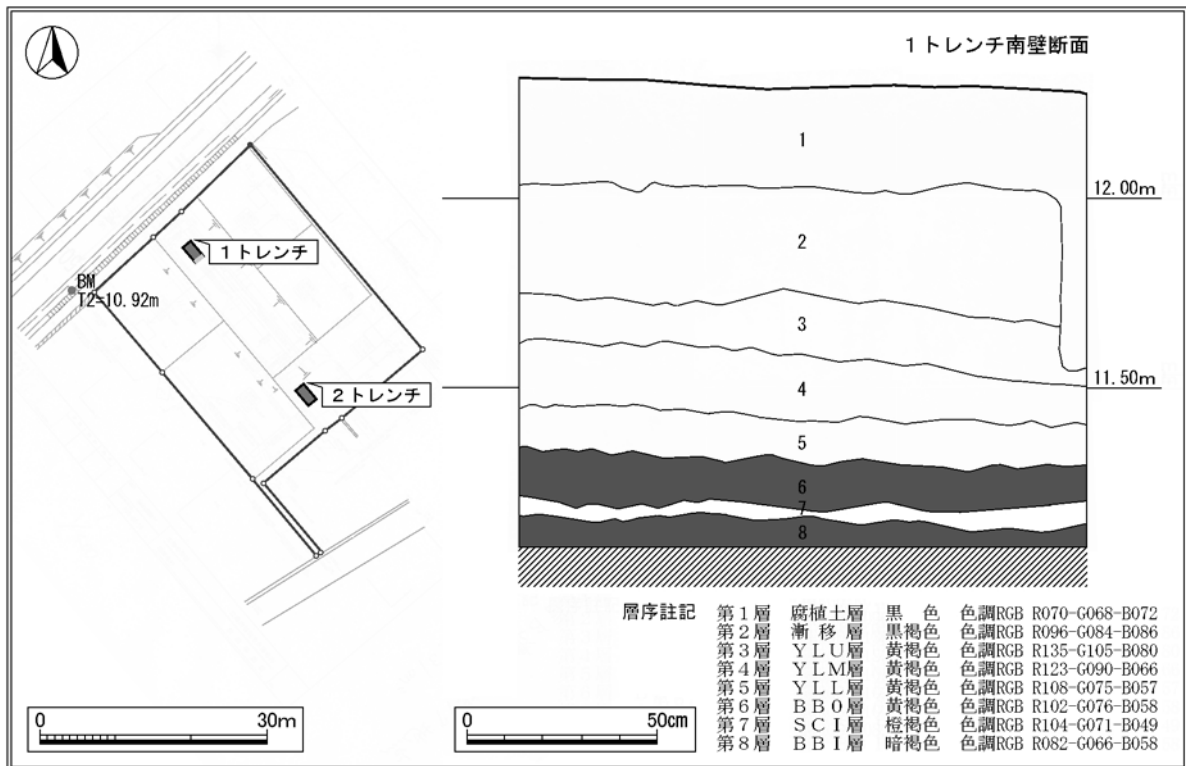
トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを2箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約0.82%であった。調査は開発計画の都合上、工事着手まで事業地の樹木の伐採は行えないとの事で重機の使用ができないため、作業員延べ8名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.38mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は1トレン



第2図 調査地点の位置 (1/5,000)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と1トレンチ南壁断面図 (1/1,000・1/20)

三島市教育委員会

チ南壁断面を利用して行い、8層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR070-G068-B072を示す。黒色土、柔らかく粘性の弱い腐植土層。
- 第2層 色調RGB数値はR096-G084-B086を示す。黒褐色土、やや柔らかく粘性の強い漸移層。
- 第3層 色調RGB数値はR135-G105-B080を示す。黄褐色土、橙色スコリアを少量含む休場層 (YLU)。
- 第4層 色調RGB数値はR123-G090-B066を示す。黄褐色土、茶色スコリアを微量含む休場層 (YLM)。
- 第5層 色調RGB数値はR108-G075-B057を示す。黄褐色土、橙色スコリアを少量含む休場層 (YLL)。
- 第6層 色調RGB数値はR102-G076-B058を示す。黄褐色土、白色粒子を少量含む第0黒色帯 (BB0)。
- 第7層 色調RGB数値はR104-G071-B049を示す。橙褐色土、橙色スコリアを含む第Iスコリア層 (SCI)。
- 第8層 色調RGB数値はR082-G066-B058を示す。暗褐色土、スコリア、黒色土を含む第II黒色帯 (BBII)。

4. まとめ

箱根山西麓の低位丘陵の標高80~110mに位置する初音ヶ原遺跡は、幅約500mの丘陵全体に広がる総面積16万㎡に及ぶ一つの遺跡として捉えられているが、あたかもその中央を貫通するかのように北東から南西に延びる国道1号によって2分割し、便宜上北側を初音ヶ原A遺跡、南側を初音ヶ原B遺跡と呼称している。A・B両遺跡合せて60基以上の旧石器時代の土坑がこれまでの調査で検出されており、日本最大級の旧石器時代の遺跡として国内外に広く知られている。

今回の調査でもこうした土坑を確認することを目的としたが何ら遺物が出土せず、また作業員の安全に配慮して深さ140cmでそれ以上の掘り下げを断念したため、目標としていたBBIII層中の土坑の発見には至らなかった。しかし調査地点は丘陵のほぼ中央に位置し、土層堆積が水平を示す安定した土地であるため、旧石器時代人の生活適地であり遺跡の存在する可能性は高い。

第3節 塔ノ森廃寺 第13地点 (No.348)

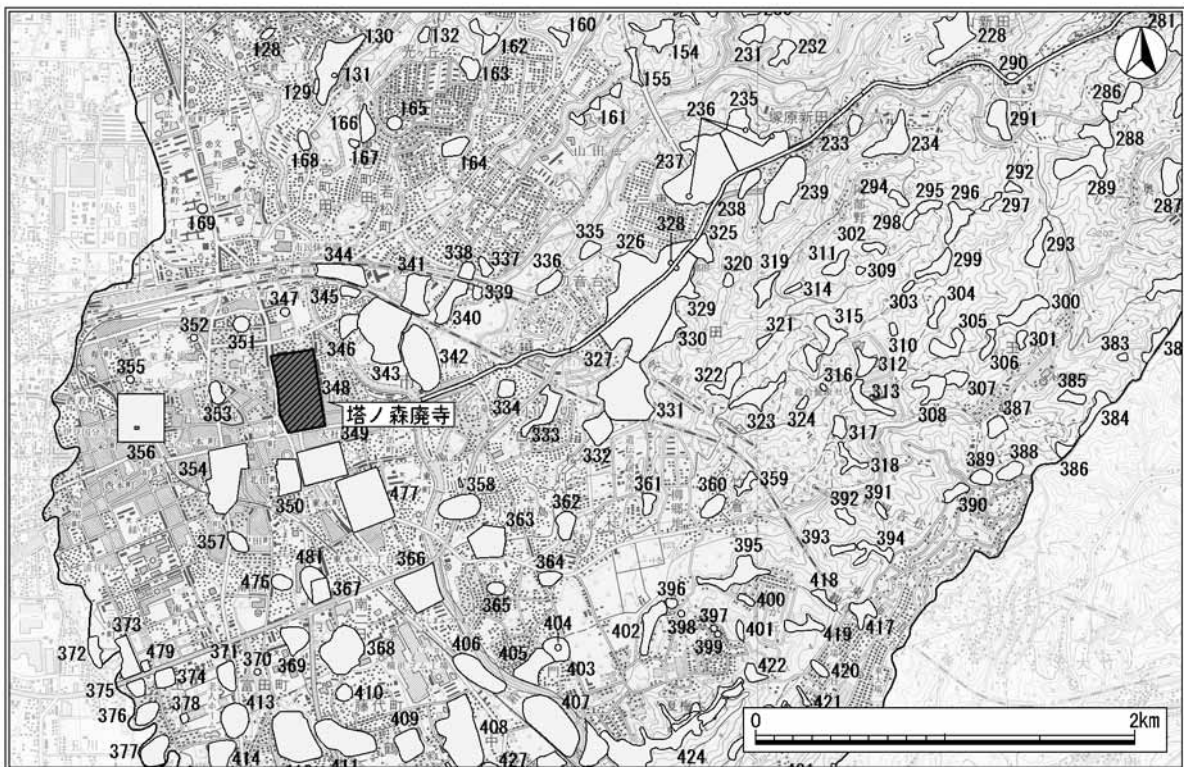
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う塔ノ森廃寺第9地点の試掘・確認調査である。平成28年4月8日、セキスイハイム東海株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.348塔ノ森廃寺と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年4月8日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（4月30日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が4月30日付、三教文第95・96号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は5月6日に開始、1箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員2名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出に努め、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は5月9日付、三教文第101・102号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年4月8日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、5月9日付、三教文第103号で進達し、同法に添付する副申を三教文第104号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年5月25日付、教文第378号で工事立会いの通知（受理5月31日）があり、事業者が5月31日付、三教文第149号で送付し、工事立ち会いを7月6日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



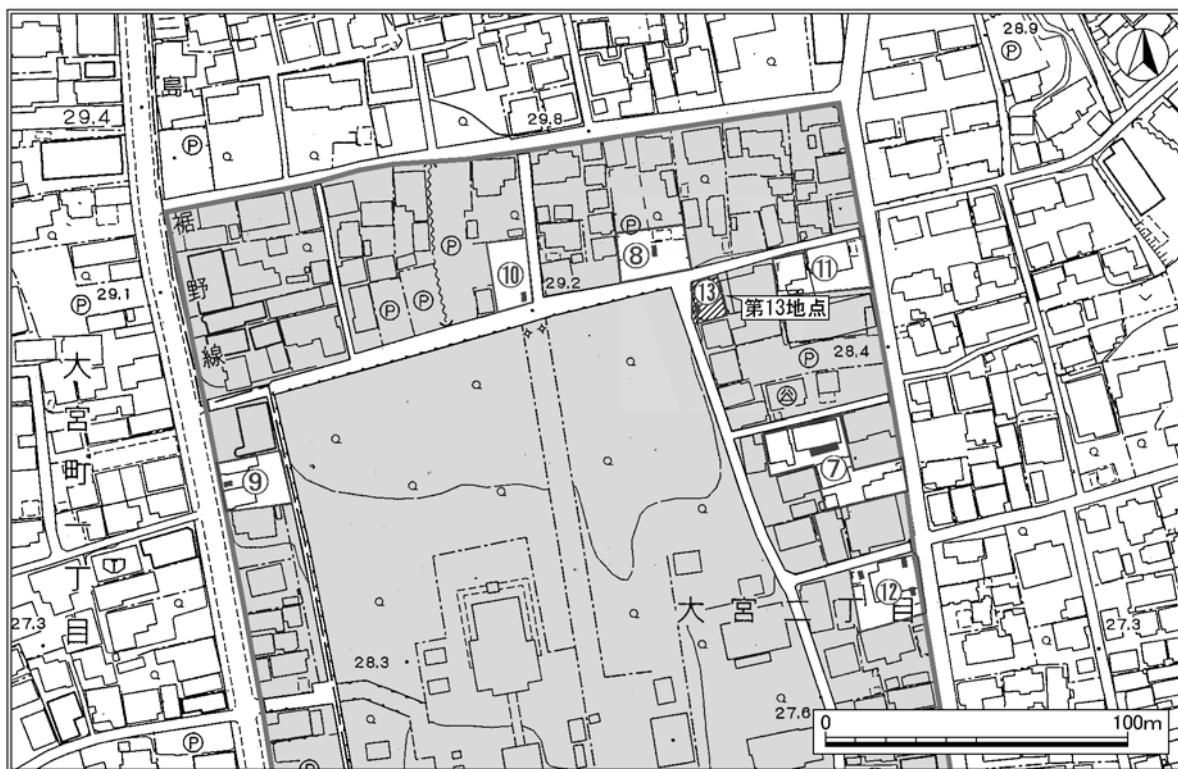
第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

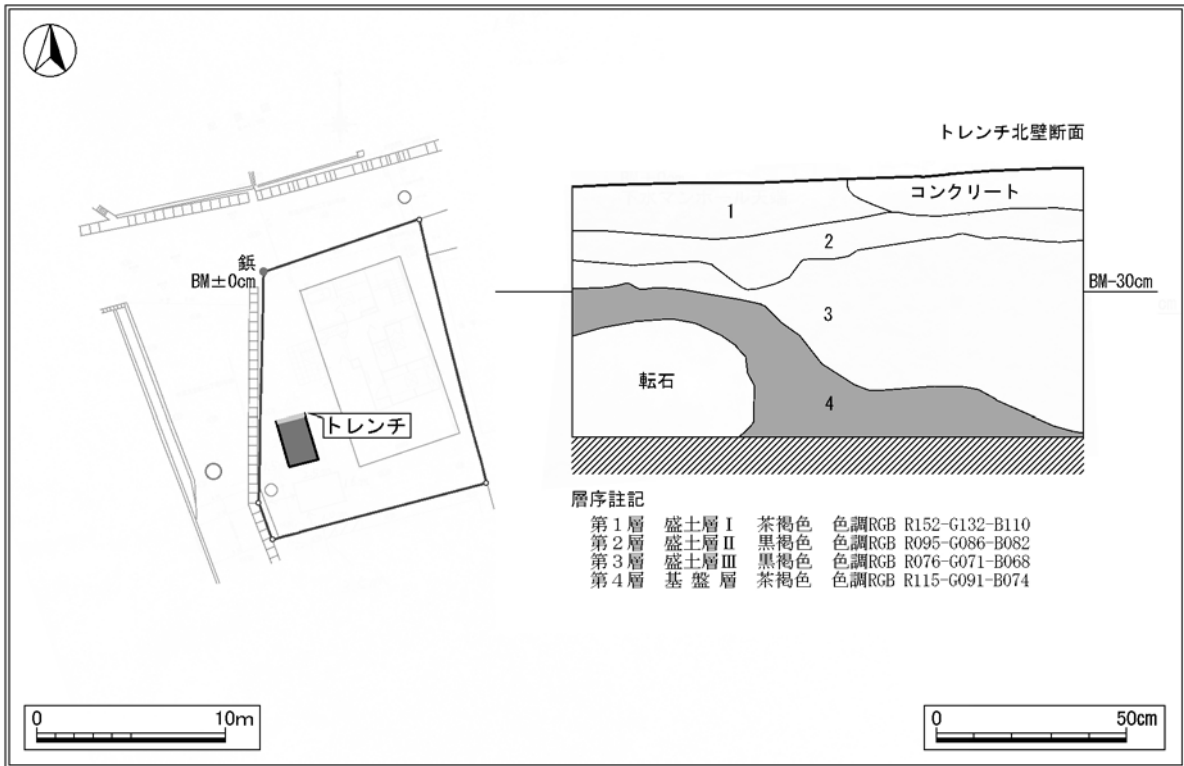
塔ノ森廃寺は、古墳時代～近世の社寺跡として三島市遺跡地図に登録されており、大場川右岸の微高地上に展開する。塔ノ森廃寺は、三嶋大社の成立（当地での成立が平安時代以降といわれる）以前の白鳳期にあったと伝わる古代寺院で、三嶋大社境内及びその周辺を寺域としたようだが位置関係は不明である。事業地はJR三島駅の東南東（N-112.0°-E）0.76km、標高約29.2mに位置し、国土座標データは緯度35度07分24.58秒、経度138度55分10.33秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第13地点と呼称した。

本遺跡では過去に12件の調査例が報告されている。そのうち本調査に至ったのは三嶋大社境内における1～3地点での調査である。第1・2地点では古墳時代から近世に及ぶ多岐にわたる時代・時期・種別の遺構と遺物が出土して多くの知見をもたらしている。順を追って見ていくと、まず古墳時代7世紀後半に属する住居跡の発見とこれに続く奈良・平安時代の土器がコンスタントに出土することから、集落の存在と7世紀末には塔ノ森廃寺、三嶋大社のいずれもこの地点に存在していなかったことを想定した。さらに個々の柱穴が長方形を呈し、なおかつ非常に堅固な砂岩層を1m近くも掘り抜いている奈良・平安時代の掘立柱建物跡の存在から国府関連施設の可能性を指摘している。また、鎌倉時代初頭以降の遺物が急増することから三嶋大社が遷座した時期をこの頃と判断している『三嶋大社境内遺跡Ⅰ（1990）』。第3地点では溝2本、祭祀遺構1基、土坑16基、そして鎌倉時代、近世後期～明治前半までの主にかわりけを中心とした多量の遺物が出土した。特に1号溝は非常に堅固な基盤層を深く掘り込んだ特異な遺構であり、三嶋大社境内における意味付けははっきりしないが、古代東海道の付け替えや境内の拡張を推定する上で重要な意味を持つ溝と考えられる。祭祀遺構は拡張された境内で何らかの儀式が行われた場所とも推測されている『三嶋大社境内遺跡第3地点（1997）』。また、第4地点ではタガネ痕のある礎石が発見され、1634～1744年の絵図に残される三重塔（五重塔）の可能性が想定される『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅷ（2003）』。その他の第5～7地点はいずれも遺跡範囲内の空白域と捉えられている。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.71%であった。調査は、バックホー (01) で盛土層を除去した後に、作業員2名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.74mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認はトレンチ北壁断面を利用して行い、4層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR152-G132-B110を示す。茶褐色土、硬く締まった粘性の弱い盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR095-G086-B082を示す。黒褐色土、硬く締まった粘性のやや強い盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR076-G071-B068を示す。黒褐色土、やや柔らかく粘性のやや強い盛土層。
- 第4層 色調RGB数値はR115-G091-B074を示す。茶褐色砂礫、基盤層となる御殿場泥流堆積層。

4. まとめ

塔ノ森廃寺ではこれまでに12件の発掘調査を行ってきたが、遺跡の存在を確認することができたのは1～4地点のみで、現在の三嶋大社境内から外れたその他の地点からは遺跡と認定できる遺構や遺物は出土していない。今回の調査もこうした例に漏れず、基盤層の直上が現代の盛土層になっており、遺跡の存在を認めることができなかった。第4層の基盤層はトレンチ北辺中央で東に向かって急激に標高を減じ、あたかも遺構のような形態になっているが、第3層の柔らかい黒褐色土は明らかに現代の盛り土であり、遺構と認定することはできなかった。調査地点周辺には、「第二次世界大戦中に防空壕として大きな穴を掘った」という話が伝わっており、こうした工作に伴う不規則な掘り込みと判断した。

第4節 長伏遺跡 第8地点 (No.463)

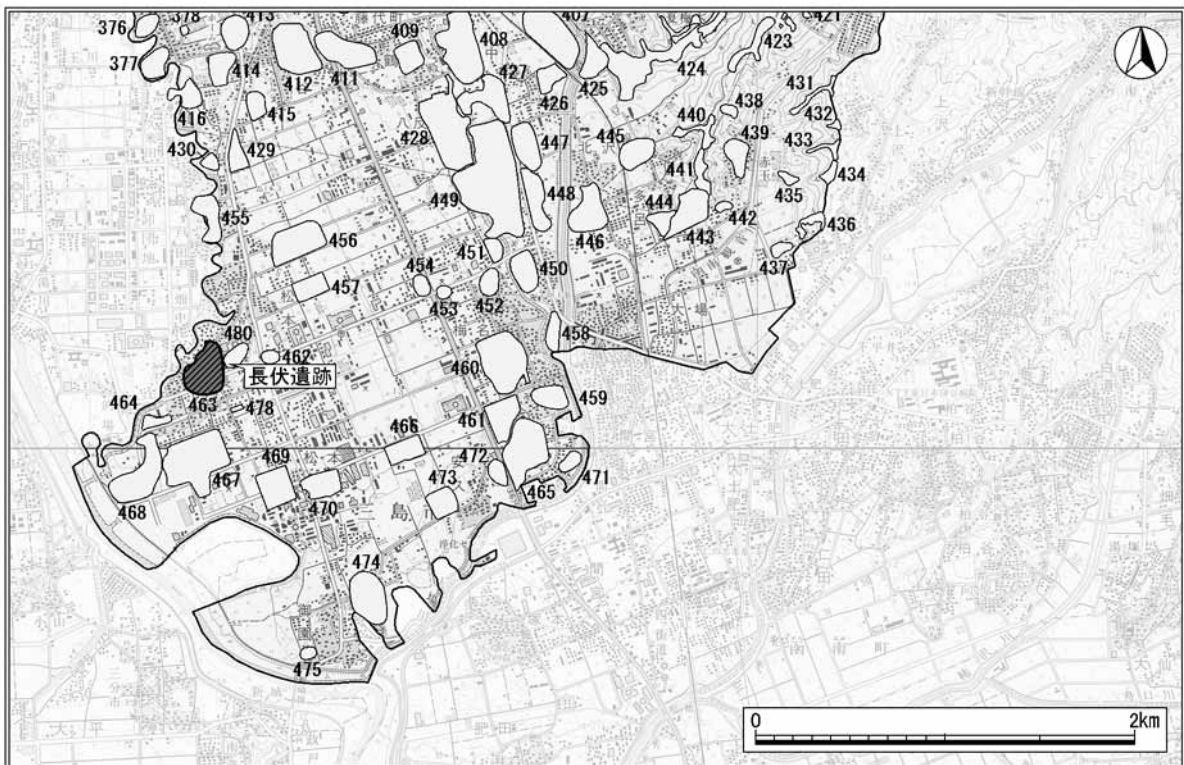
1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地造成工事に伴う長伏遺跡第8地点の試掘・確認調査である。平成28年5月13日、株式会社プライムホームより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.463長伏遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年5月13日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（平成28年5月17日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により5月17日付、三教文第128・129号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は5月20日に開始、4箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員5名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は5月21日付、三教文第128・129号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成28年5月13日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成28年5月21日付、三教文第130号で進達し、同法に添付する副申を三教文第131号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年6月13日付、教文第475号で工事立会いの通知（受理6月15日）があり、事業者により6月15日付、三教文第182号で送付し、工事立ち会いを6月7日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

長伏遺跡は、弥生時代の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されており、三島市街南方に広がる田方平野、境川と一級河川である狩野川の合流部近くに展開する。事業地はJR三島駅の南 (N-177.0°-E) 3.92 km、標高約11.7mに位置し、国土座標データは緯度35度05分27.38秒、経度138度54分51.81秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第8地点と呼称した。

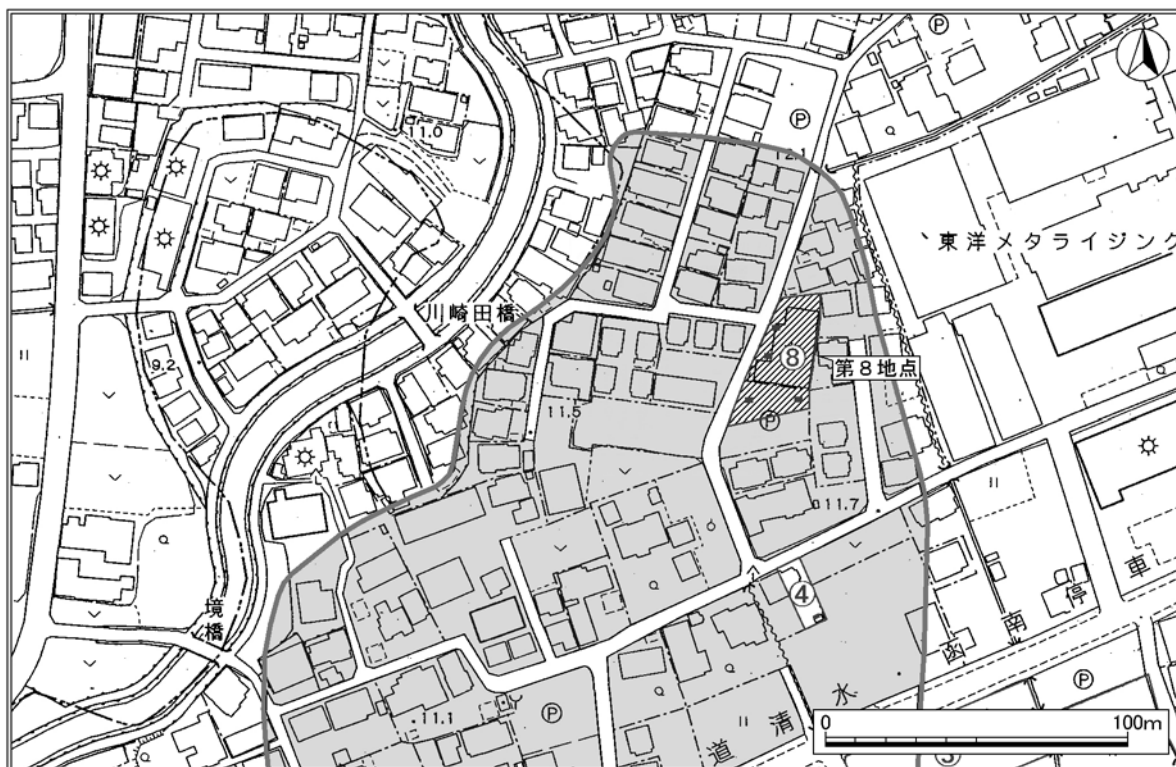
本遺跡では過去に9例の調査例が報告されている。第0地点では三島市郷土館開館と弥生文化研究のための学術調査、第1地点では加藤学園考古学研究所による調査が行われ、弥生時代中期(原添期)の環濠、もしくは排水路とされる溝、甕棺墓と考えられる土坑1基が確認されている。この調査では溝中の一括土器を対象として編年研究がなされ、原添式に対応する駿豆地方の形式として「長伏式」が提唱されている『日本考古学年報(1966)』『加藤学園考古学研究所所報11(1988)』。しかしながら、第0・1地点ともに詳細な位置情報が残っておらず、調査位置が特定できていない。第2地点には若干の遺物包含層が残存していたが遺構の検出には至らず、その後の第3～7地点の調査においては遺構・遺物は出土していない。

周辺の遺跡では、No.478長伏上塩辛田遺跡やNo.468長伏六反田遺跡などの遺跡が知られる。なお、長伏上塩辛田遺跡では弥生時代中期～後期の水田跡が、長伏六反田遺跡では同中期の方形周溝墓18基が確認されている『長伏上塩辛田遺跡(1992)』『長伏六反田遺跡(1999)』。

3. 調査の概要

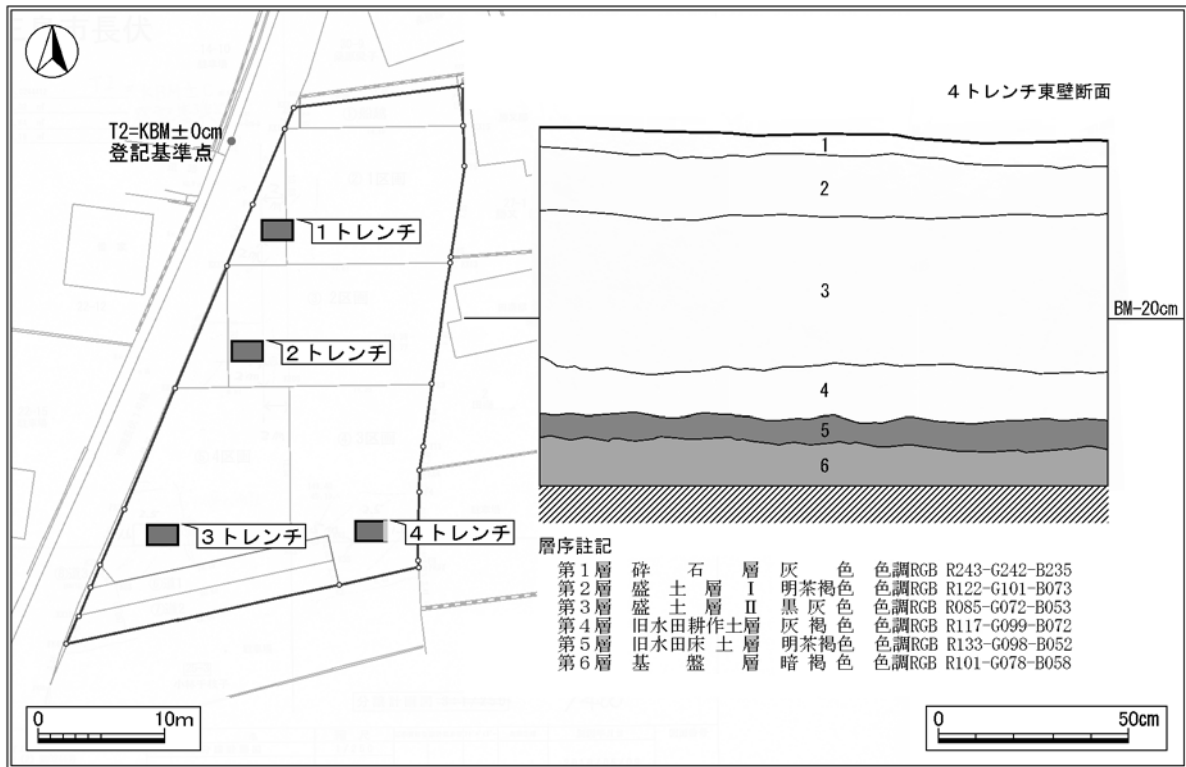
トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを4箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.01%であった。調査は、バックホー(01)によって盛土層を排除した後、作業員5名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.95mまで掘り下げを行った。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と4トレンチ東壁断面図 (1/600・1/20)

三島市教育委員会

層序の確認は4トレンチ東壁断面を利用して行い、6層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR243-G242-B235を示す。灰色土、駐車場路盤の砕石層。
- 第2層 色調RGB数値はR122-G101-B073を示す。明茶褐色土、硬く締まった粘性の強い盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR085-G072-B053を示す。黒灰色土、第6層に類似するやや硬く締まった盛土層。
- 第4層 色調RGB数値はR117-G099-B072を示す。灰褐色土、柔らかく粘性の強い旧水田耕作土層。
- 第5層 色調RGB数値はR133-G098-B052を示す。明茶褐色土、鉄分の沈着が顕著な旧水田床土層。
- 第6層 色調RGB数値はR101-G078-B058を示す。基盤層となる暗褐色の細砂とシルトの互層。

4. まとめ

長伏遺跡は昭和41年の発掘調査で、弥生時代中期（原添期）の環濠もしくは排水路とされる溝、住居址1軒、甕棺墓と考えられる土坑1基が確認され、溝から出土した一括土器を対象として原添式に対応する駿豆地方の形式として「長伏式」が提唱されている。このように長伏遺跡は三島市のみならず伊豆半島における重要な遺跡であるが、残念なことに詳細な位置情報が残っておらず、調査位置は特定できていない。

今回の調査では旧水田耕作土の上に60cmを超える厚い盛土層を確認し、周辺の地形が大きく改変されていることが明らかになった。更に平野部の発掘調査ではしばしば基盤層と耕作土の間に黒褐色の遺物包含層が存在するが、今回の調査では第6層の基盤層直上が第5層の水田耕作土になっており、遺物包含層は存在しなかったかあるいは水田耕作によって消滅したものと判断した。また近年、遺跡推定範囲の南東部を中心とした試掘確認調査が行われているが、いずれの地点からも遺構と遺物は出土していない。

以上のことから遺跡推定範囲北部のやや標高の高いエリアを中心に、境川の微高地上に長伏遺跡は存在するものと推定できる。

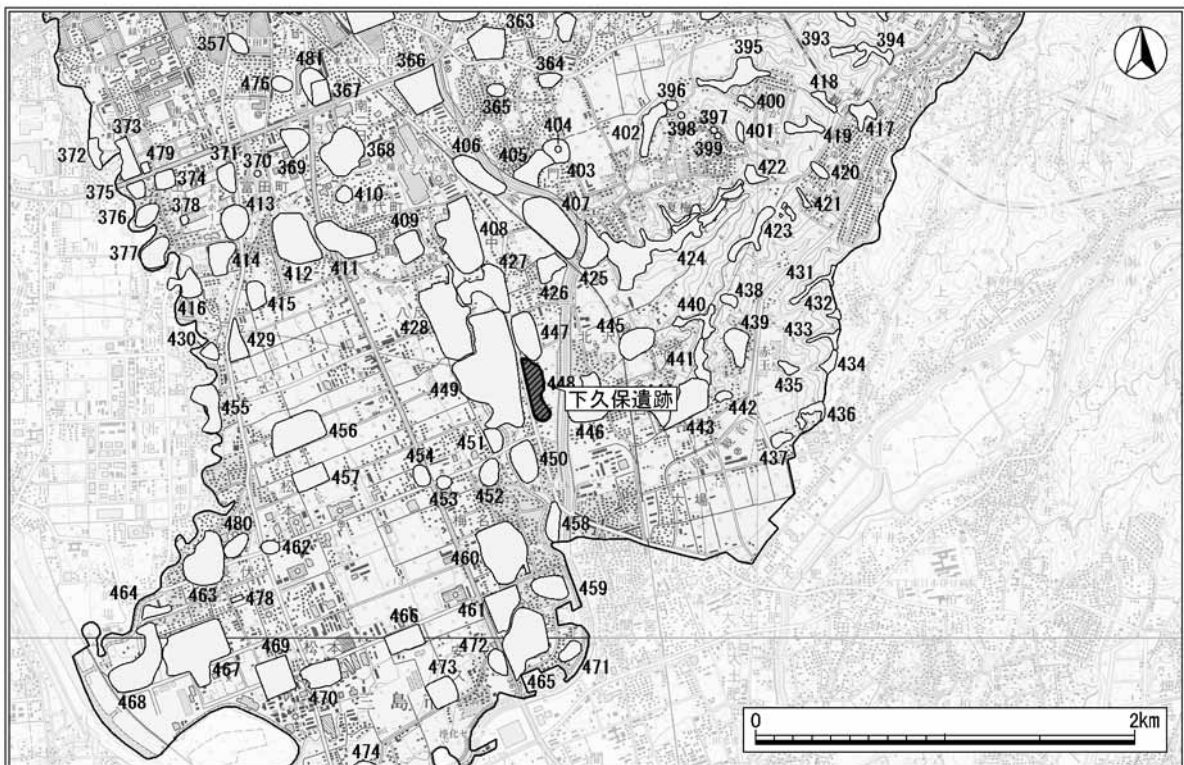
第5節 下久保遺跡 第4地点 (No.448)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建築工事に伴う下久保遺跡第4地点の試掘・確認調査である。平成28年5月11日、住友林業株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.478下久保遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年5月11日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（5月24日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が5月24日付、三教文第141・142号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は5月28日に開始、1箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し正式な終了報告は5月31日付、三教文第150・151号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。調査では土器等の出土があったため、埋蔵文化財発見届及び埋蔵文化財保管証を5月31日付、三教文第154・155号で送付し、同日、埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）を三教文第152号で進達し、同法に添付する副申を三教文第153号で同封送した。事業地は遺跡保護層の設定できる調査例であったため、平成28年6月7日決済6月7日締結の遺跡保護に関わる協定関係を事業者との間で締結した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年6月15日付、教文第508号で工事立会いの通知（受理6月21日）があり、事業者へ6月21日付、三教文第189号で送付した。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

埋蔵文化財の認定は、6月20日付、静三計第41号で通知（県認定通知6月9日付、教文第471号写し）があった。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。

2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

下久保遺跡は、弥生時代～中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録され、大場川右岸の微高地上に展開する。事業地はJR三島駅の南南東（N-147.0°-E）3.65km、標高約14.8mに位置し、国土座標データは緯度35度05分54.36秒・経度138度56分0.54秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第4地点と呼称した。本遺跡では過去に3例の調査例が報告されており、初例である第1地点の調査では大規模な埋め立てにより平坦地化した痕跡が認められた。埋め立ては主として下部ローム土により盛土造成がなされ、表層部に中部ローム土を被覆して盛工し、宅地造成で被覆して整地を実施したものである。事業地はもともと半島状微高地として旧川岸まで緩やかな傾斜地を形成していたと判断でき、現西側の道路が遺跡範囲の限界であり、第1地点は遺跡周辺地と理解する結果となった『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XVII（2012）』。続く第2・3地点でも同様の痕跡が認められ、遺跡範囲中の空白域と判断した。

3. 調査の概要

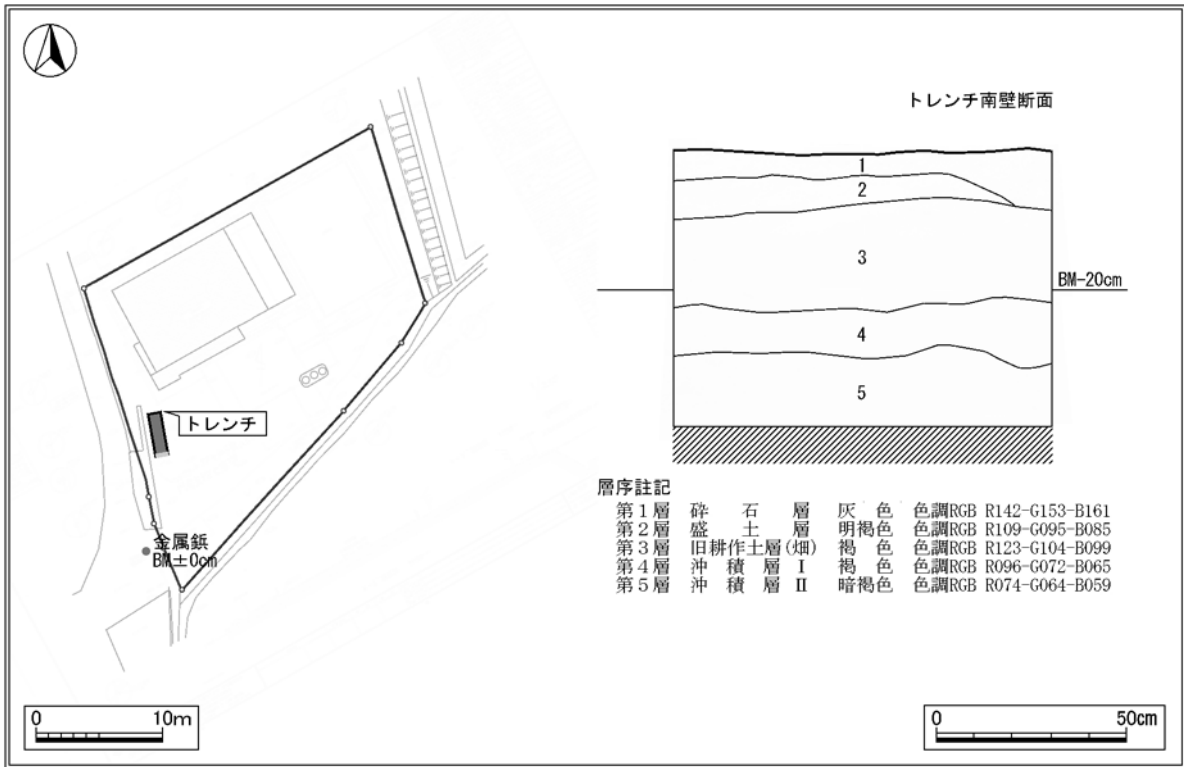
トレンチ配置と層序（第3図）

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.2m×3.5m（4.2㎡）のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約0.81%であった。調査は、バックホー（01）で盛土層を除去した後に、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.72mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ南壁断面を利用して行い、5層に分層した。



第2図 調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会

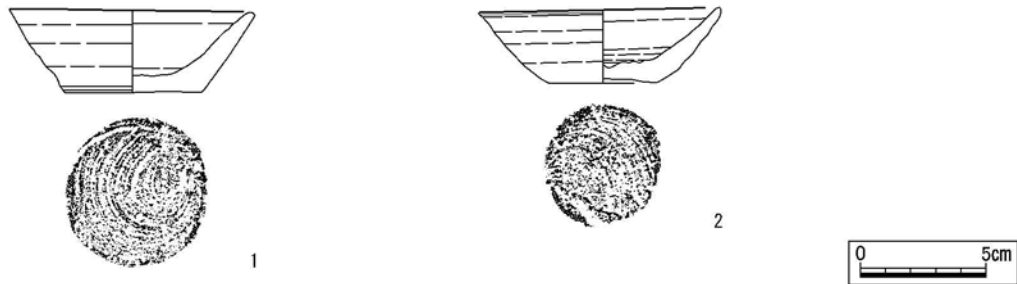


第3図 トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/600・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR142-G153-B161を示す。灰色砕石、駐車場路盤の砕石層。
- 第2層 色調RGB数値はR109-G095-B085を示す。明褐色土、駐車場整地層。硬く締まった盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR123-G104-B099を示す。褐色土、炭化物、赤色粒を少量含む旧畑の耕作土層。
- 第4層 色調RGB数値はR096-G072-B065を示す。褐色土、鉄分が沈着する砂礫層。大場川の沖積層。
- 第5層 色調RGB数値はR074-G064-B059を示す。暗褐色土、大場川の沖積層。遺物包含層。



第4図 出土遺物 (1/3)

4. まとめ

第5層から完形の坏が2点出土したが、いずれも重機で掘り下げた排土の中から作業員が見つけたもので出土状況は不明である。これらの坏は遺構出土ではなく、また器壁に摩滅痕がほとんどないことから、水辺で祭祀行為を行った後に廃棄した土器がそのまま埋没したか、上流で大場川に廃棄したものが短い距離を流下した後に蛇行部の濺みに埋没したものと推定できる。1、2共にロクロ成形で、底部回転糸切り後の調整が全く無いので、いずれも10世紀中頃に位置づけられる。器形に駿東型坏の影響が残る2の方が1よりも若干古い様相を呈している。

第6節 鶴喰広田遺跡 第11地点 (No.428)

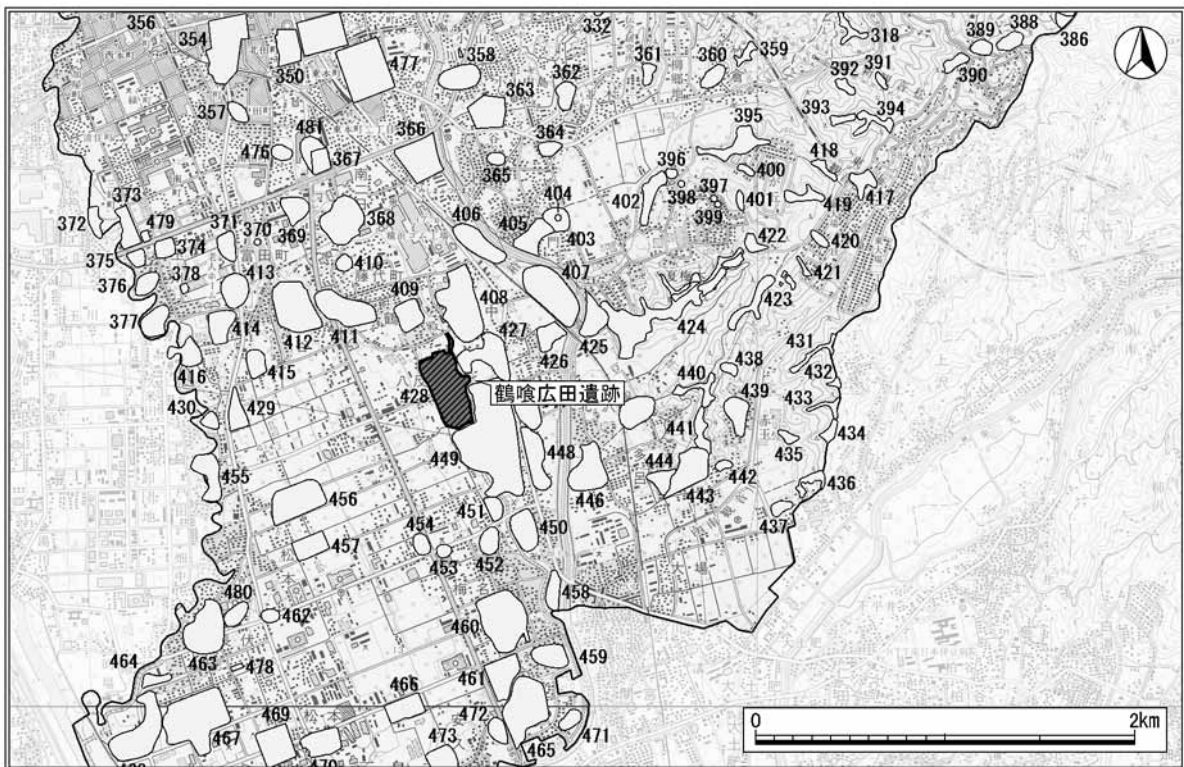
1. 調査の経緯と経過

この調査は、共同住宅建設に伴う鶴喰広田遺跡第11地点の試掘・確認調査である。平成28年2月9日、大東建託株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.428鶴喰広田遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年2月9日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（6月1日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が6月1日付、三教文第156・157号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は6月2日に開始、3箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員4名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は6月5日付、三教文第162・163号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年2月9日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、6月5日付、三教文第164号で進達し、同法に添付する副申を三教文第165号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年6月17日付、教文第522号で工事立会いの通知（受理6月21日）があり、事業者が6月21日付、三教文第190号で送付し、工事立ち会いを6月23日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

鶴喰広田遺跡は、弥生時代～中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されており、湧水河川特有の蛇行帯が発達した御殿川右岸の微高地上に展開する。事業地はJR三島駅の南南東 (N-152.5°-E) 3.21km、標高約15.9mに位置し、国土座標データは緯度35度06分1.36秒、経度138度55分40.53秒を中心点とする。本地点は調査順位により便宜的に第11地点と呼称する。

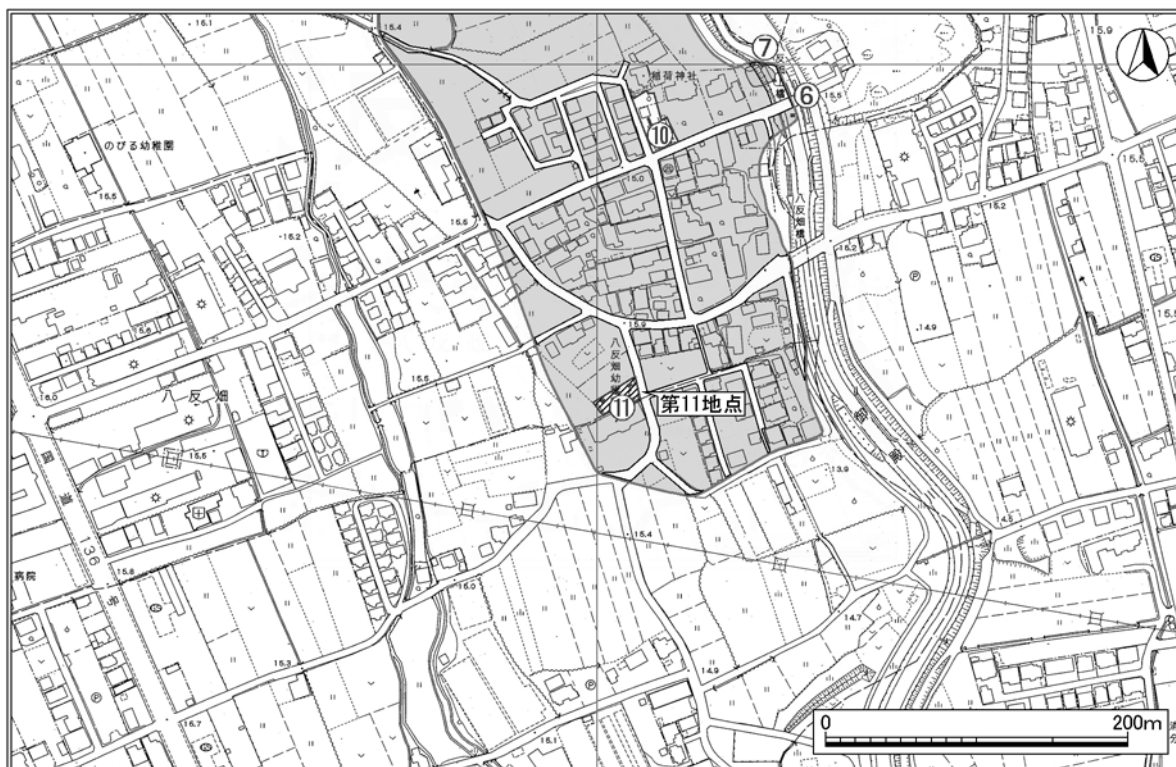
本遺跡は過去10例の調査例が報告されている。初例である第1地点では、溝状遺構、土坑、掘立柱建物跡、住居跡など弥生時代中期後半を主体とする古墳時代までの墓域・集落跡が確認された『鶴喰遺跡 (1984)』。また、第2～9地点では一級河川御殿川小規模河川改修工事に伴うもので、静岡県埋蔵文化財調査研究所が試掘・確認調査及び本調査を実施した。調査地点は複数遺跡範囲と重複関係にあるが、旧河道部を中心に行ったため、遺構の検出は少なく河床出土の遺物遺跡である。しかしながら、その遺物量は膨大かつ時代時期は幅広く、縄文時代晩期～弥生時代中期後半の遺物を良好な状態で確認することができた『御殿川流域遺跡群 I～IV (1993～1998)』。第10地点では遺構や遺物は検出されなかった『三島市埋蔵文化財発掘調査報告補助事業版第1号 (2015)』。

周辺の遺跡では、御殿川上流域にNo.368青木原遺跡、No.408金沢遺跡、No.449中島B遺跡、下流域にNo.460伊勢堰遺跡、No.461箱根田遺跡、No.471安久遺跡などの遺跡が知られている。

3. 調査の概要

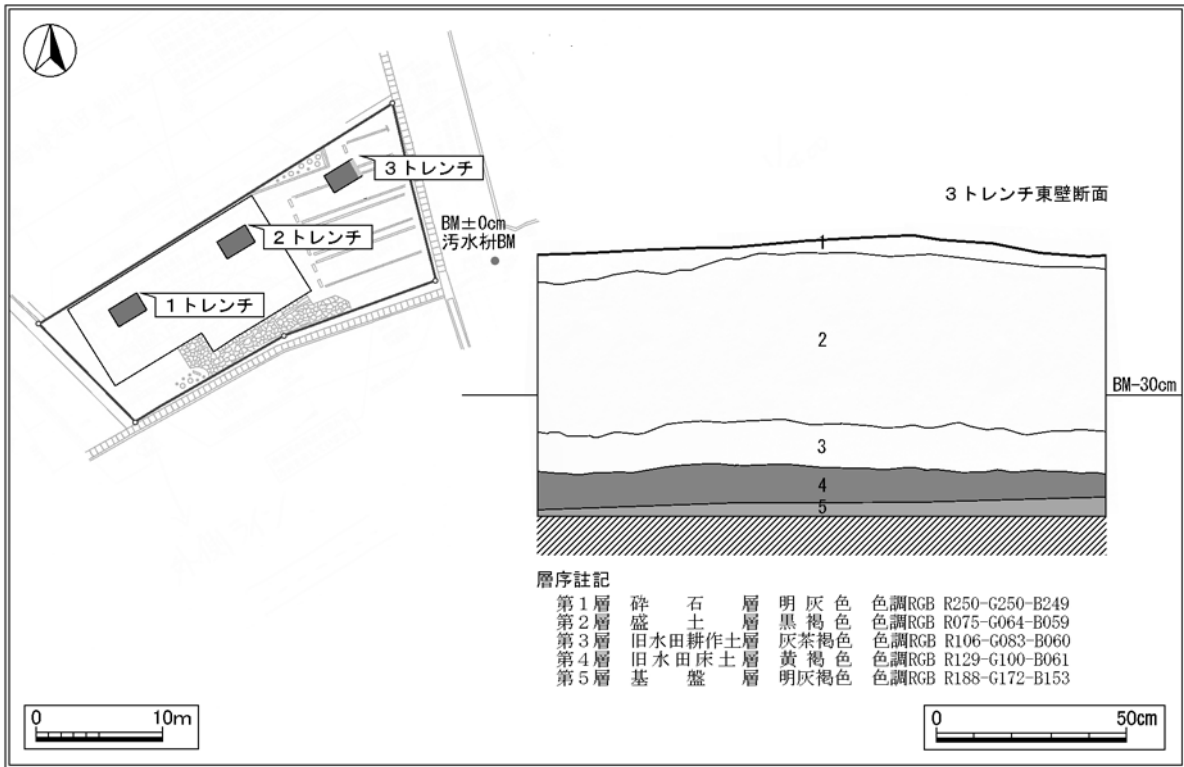
トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを3箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.43%であった。調査は、バックホー (01) によって盛土層を排除した後、作業員4名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.69mまで掘り下げを行った。



第2図 調査地点の位置 (1/5,000)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と3トレンチ東壁断面図 (1/600・1/20)

三島市教育委員会

層序の確認は3トレンチ東壁断面を利用して行い、5層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第1層 色調RGB数値はR250-G250-B249を示す。明灰色砕石、駐車場路盤の砕石層。

第2層 色調RGB数値はR075-G064-B059を示す。黒褐色砂礫、砕石を多く含む硬く締まった砂礫層。

第3層 色調RGB数値はR106-G083-B060を示す。灰茶褐色土、鉄分の沈着が少量ある水田耕作土層。

第4層 色調RGB数値はR129-G100-B061を示す。黄褐色土、鉄分の沈着が顕著な水田床土層。

第5層 色調RGB数値はR188-G172-B153を示す。明灰褐色砂、鉄分の沈着が斑状に多いシルト質細砂層。

4. まとめ

御殿川は湧水を水源とする小河川で流量が安定して氾濫の危険が少ないためか、流域の微高地から後背湿地には数多くの遺跡が存在し、三島市の平野部におけるもっとも濃密な遺跡分布域として知られている。鶴喰広田遺跡はこれまでに10地点で発掘調査が行われ、縄文時代晩期から中・近世に至る大量の遺物が出土しているが、大部分は旧御殿川河床の堆積層からの出土で遺構の検出事例はごくわずかである。近年遺跡の周辺は徐々に宅地化が進行しており、こうした開発に伴う確認調査例が増加している。

今回の調査では水田耕作土の直下が基盤層となり遺構と遺物が出土しなかったため、遺跡範囲内の空白域あるいは遺跡消滅地と判断せざるを得なかった。しかし道路を挟んだ南東側の耕作地には弥生時代から古墳時代にかけての土器がわずかに散布しており、地元の方から「以前土器が出土したことがある。」という証言を得ることができた。これらのわずかな土器が遺構に伴うものなのか河川の運搬作用によってもたらされたものなのか現時点で判断することはできないが、周辺に遺跡が存在している可能性が高く、今後の調査の蓄積が待たれる地域である。

第7節 中ノ坪遺跡 第12地点 (No.467)

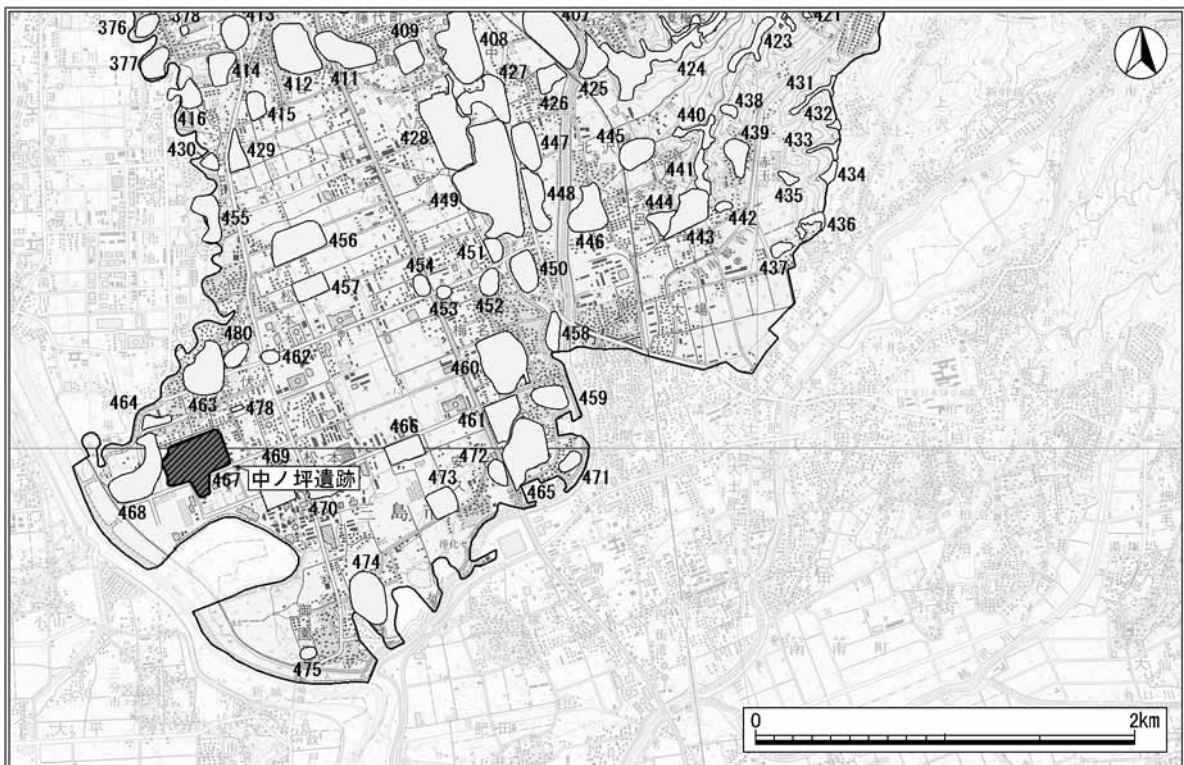
1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地造成工事に伴う中ノ坪遺跡第12地点の試掘・確認調査である。平成28年7月12日、株式会社共同開発より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.467中ノ坪遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年7月12日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（7月16日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により7月16日付、三教文第223・224号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は7月22日に開始、3箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で無遺物層を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は7月23日付、三教文第229・230号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成28年7月12日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、7月23日付、三教文第231号で進達し、同法に添付する副申を三教文第232号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年8月5日付、教文第795号で工事立会いの通知（受理8月9日）があり、事業者により8月9日付、三教文第257号で送付し、工事立ち会いを平成29年6月21日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

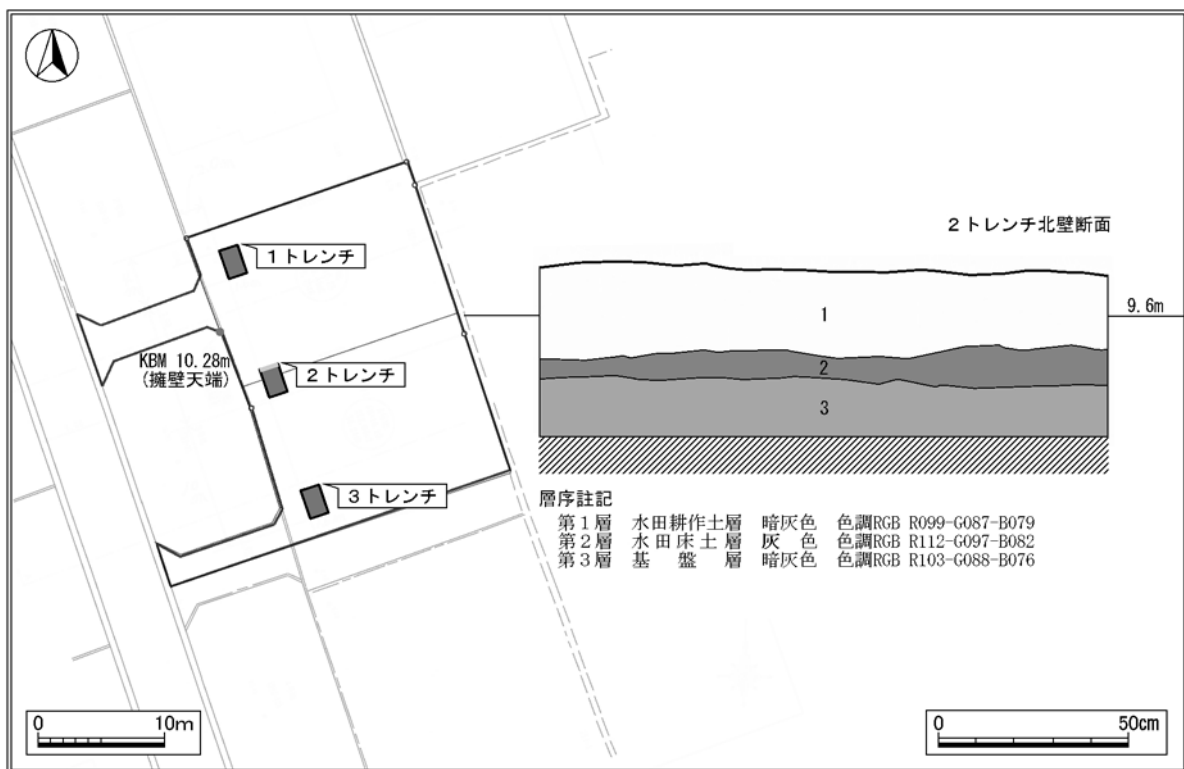
中ノ坪遺跡は、弥生時代～中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録され、狩野川と境川の合流点東側の後背湿地に展開する。この地域は狩野洪水による被害を度々受ける反面、洪水によってもたらされるシルトや粘土によって土壌の更新が行われ、耕作地としては安定的な生産地域として継続してきたことが知られている。また、境川はその名称の通り古代伊豆国と駿河国の国境となる河川で、今も地図上ではこの河川を境に古代条里制の方向に違いがみられる。事業地はJR三島駅の南 (N-179.0°-E) 4.37km、標高約9.8mに位置し、国土座標データは緯度35度05分12.41秒、経度138度54分45.30秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第12地点と呼称した。

本遺跡では過去に11件の調査例が報告されている。第1地点では奈良・平安時代の土師器や須恵器、中世の陶磁器類が散漫であるが出土し、第2地点では古墳・平安時代の遺物が混在して出土した『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ (1994)、Ⅻ (2007)』。また、三島市役所による企業誘致に伴う第3～7地点の調査ではNo.468長伏六反田遺跡から流入したと考えられる弥生時代～中世の遺物が出土している『埋文報告 XV (2010)』。しかしながら、本遺跡は遺物包含層が確認できるものの住居跡等の遺構が全く検出できない遺跡であり、遺跡の全体像は掴めていない。ほか第8～11地点からは遺構や遺物は確認されていない。

周辺の遺跡では、No.463長伏遺跡、No.468長伏六反田遺跡、No.478長伏上塩辛田遺跡、No.480桶田遺跡などの遺跡が知られる。このうち長伏六反田遺跡では、弥生時代の方形周溝墓群や古墳時代の円形周溝、平安時代の集落跡、中世の居館跡関連遺跡である掘立柱建物群の検出事例が報告されている『長伏六反田遺跡 (1999)』。なお、長伏遺跡では境川上流域に環濠状溝跡、長伏上塩辛田遺跡では弥生時代の水田跡、桶田遺跡では溝に区画された平安時代の集落跡から墨書土器が検出されている『加藤学園考古学研究所 所報11 (1988)』『長伏上塩辛田遺跡 (1992)』『埋文報告Ⅱ (1992)』。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/600・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを3箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.33%であった。調査は、バックホー (01) で無遺物層を除去した後に、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.43mまで掘り下げを行った。層序の確認は2トレンチ北壁断面を利用して行い、3層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第1層 色調RGB数値はR099-G087-B079を示す。暗灰色土、鉄分の沈着が顕著な水田耕作土。

第2層 色調RGB数値はR112-G097-B082を示す。灰色土、鉄分の沈着が顕著な水田床土。

第3層 色調RGB数値はR103-G088-B076を示す。暗灰色砂、沖積堆積層。非常に硬く締まった硬質砂層。

4. まとめ

狩野川と境川の合流点東側の後背湿地に位置する中ノ坪遺跡は、水田地帯に広がる弥生時代～中世の遺物散布地として知られている。近年遺跡の周辺は急速に宅地化が進行しており、こうした開発に伴う確認調査例が増加している。しかし沖積層の堆積が薄いため水田耕作土の直下が基盤層になる場合が多く、耕作土中から少量の土器が出土する事があっても、遺物包含層や遺跡の存在をはっきりと確認できた例はごくわずかである。今回の調査もこうした例に漏れず、水田耕作土の直下が基盤層となり遺構と遺物が出土しなかったため、遺跡範囲内の空白域あるいは遺跡消滅地と判断した。また調査地点西方200mの長伏六反田遺跡から弥生時代の方形周溝墓や古代の住居跡、中世の居館跡が出土している事から、生活の場を川沿いの微高地上に求め、後背湿地を耕作地として利用していた可能性が高い。

第8節 谷田前田遺跡 第7地点 (No.358)

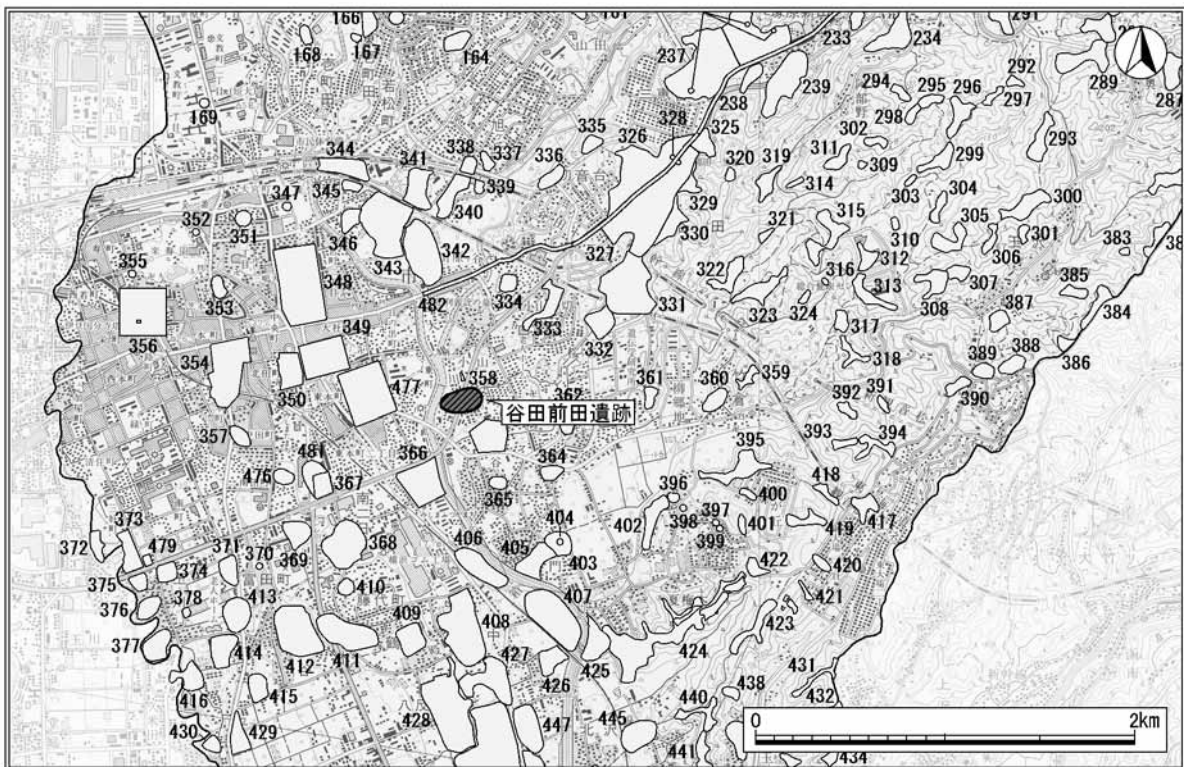
1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地造成工事に伴う谷田前田遺跡第7地点の試掘・確認調査である。平成28年6月30日、株式会社東栄住宅より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.358谷田前田遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年6月30日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（8月3日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が8月3日付、三教文第241・242号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は8月3日に開始、5箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）によって無遺物層を除去した後に、作業員4名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は8月5日付、三教文第248・249号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年3月12日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、4月30日付、三教文第77号で進達し、同法に添付する副申を三教文第78号で同封送した。

本事業は計画段階であるため、埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）の提出は造成図面の完成を待っている。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

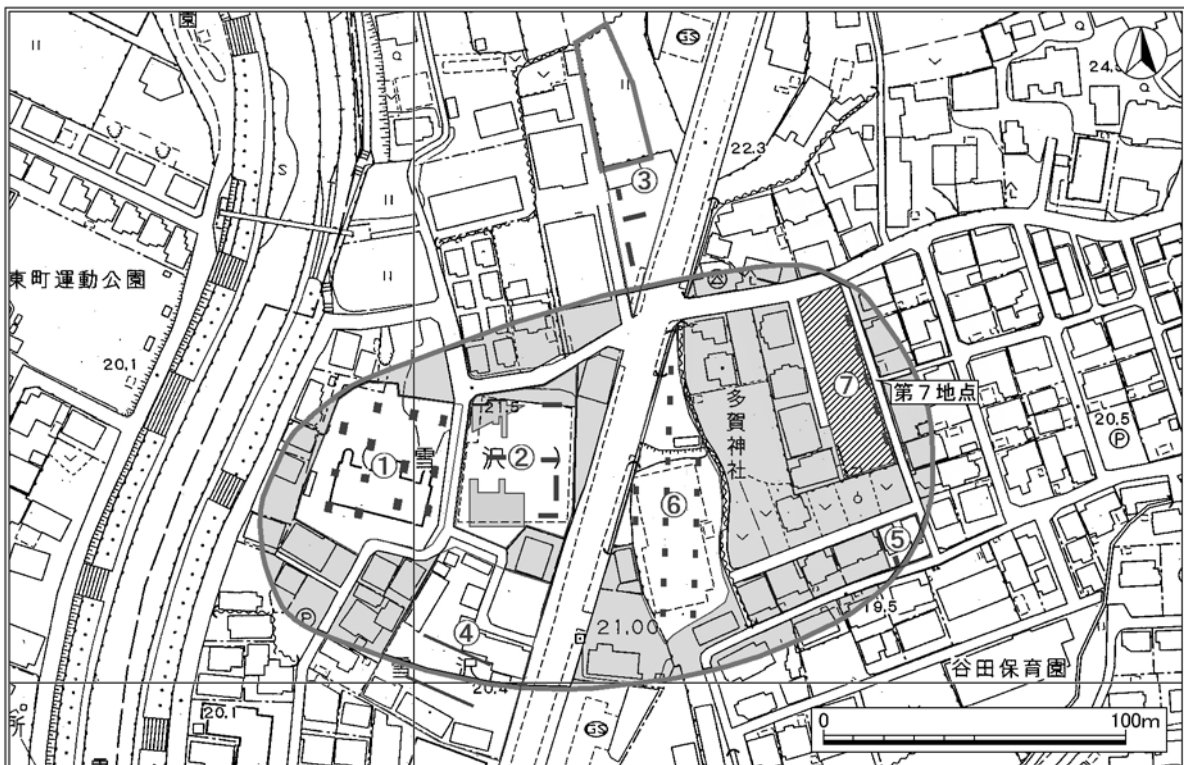
2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

三島市の地勢はその特徴から見て、箱根山西麓地域、三島・黄瀬川扇状地、田方平野の3地域に大分することができる。箱根山西麓地域は三島市東域約2/3を占める緩傾斜地で厚く堆積したローム層に覆われており、旧石器～縄文時代にかけての遺跡が主に分布する。一方、三島・黄瀬川扇状地は箱根山と三島市北西方向に位置する富士山・愛鷹山の裾合谷に発達した扇状地で、主に古墳時代以降の遺跡が分布している。また、市南域には田方平野と呼称される広大な沖積平野が広がり、河川流域の微高地上には弥生時代以降の集落遺跡が分布、後背低湿地は水稻耕作地として古くから利用されている。

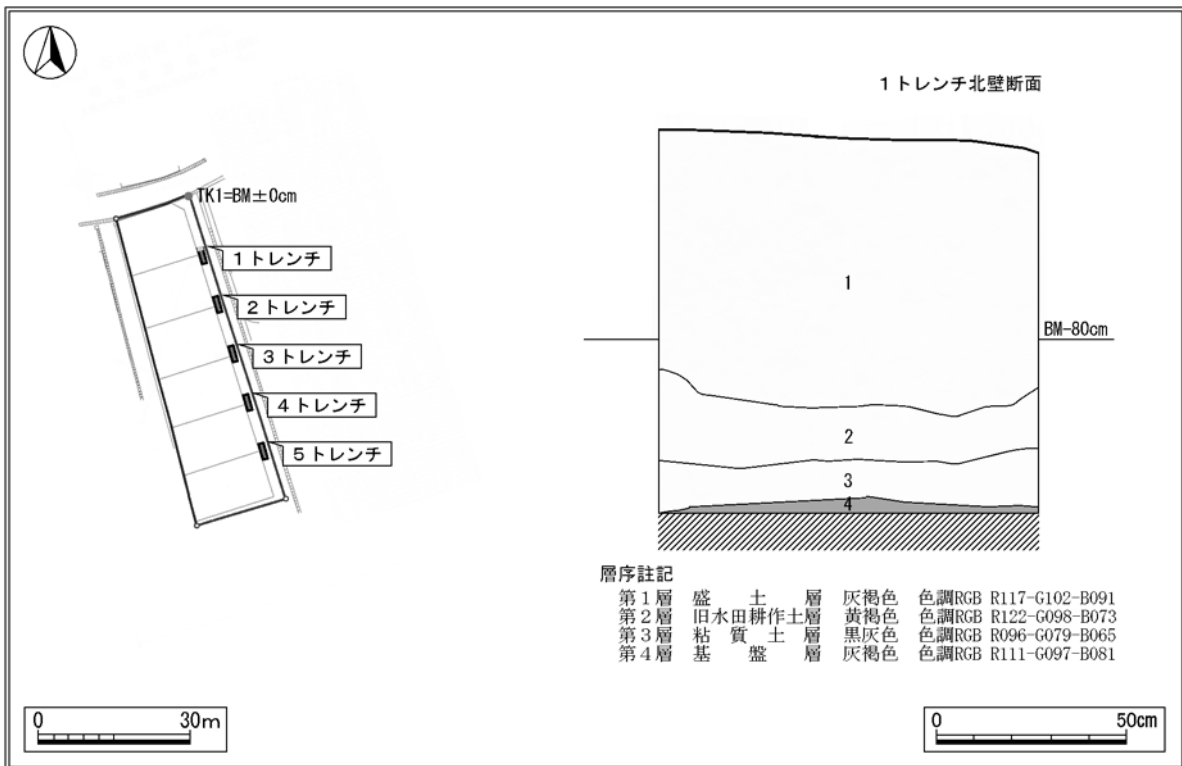
谷田前田遺跡は、縄文～古墳時代・近世の集落跡として三島市遺跡地図に登録され、箱根山西麓の丘陵末端部、大場川左岸の微高地上に展開する。この地域は平野部と山間部の接線にあたり、沖積層とローム層を同時に確認できる数少ない地域である。事業地はJR三島駅の東南東(N-122.0°-E)1.91km、標高約20.0mに位置し、国土座標データは緯度35度07分0.61秒、経度138度55分45.88秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第7地点と呼称した。

本遺跡では過去に6例の調査例が報告されており、そのうち本調査に至ったのは第2地点である。調査結果は遺跡全体の性格を明確に示すものではなかったが、古墳時代の住居跡が検出され、出土した遺物からは縄文～江戸時代まで連続と続く状況が認められた『谷田前田遺跡第2地点(1998)』。また、第3地点では古墳時代の住居跡の一部を確認し、集落跡が展開すると予測した『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅻ(2007)』。他地点では遺物と遺構の確認はされていない。

その他大場川水系の遺跡調査例では、平成4年の河川改修工事に伴うNo.405御園川遺跡、No.407壺町田遺跡、No.425道下遺跡、No.366二日町遺跡、No.406中遺跡の連続した調査例が知られている。このうち壺町田遺跡においては23軒の住居跡が確認され、古墳時代前期から平安時代中頃まで継続的に営まれていたことが明らかになった『御殿川遺跡群(1995)』。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と1 トレンチ北壁断面図 (1/500・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.2m×3.5m (4.2㎡) のトレンチを5箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.06%であった。調査は、バックホー (01) によって無遺物層を除去した後、作業員4名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.48mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は1 トレンチ北壁断面で行い、4層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第1層 色調RGB数値はR117-G102-B091を示す。灰褐色土、駐車場造成時の盛土層。

第2層 色調RGB数値はR122-G098-B073を示す。黄褐色土、やや硬く締まった旧水田耕作土層。

第3層 色調RGB数値はR096-G079-B065を示す。黒灰色土、柔らかく粘性の強い粘質土層。

第4層 色調RGB数値はR111-G097-B081を示す。灰褐色砂、硬く締まった細砂層。基盤層。

4. まとめ

大場川の微高地上には弥生時代以降の集落遺跡が多く、谷田前田遺跡もこうした集落遺跡の一つとして知られている。しかし今回の発掘調査では遺構も遺物も出土せず、当該期の集落の痕跡を認めることはできなかった。調査地点周辺の現地形を観察すると第6地点から第7地点にかけては窪地状の地形になっており、古くは後背湿地が広がっていたことが推測できる。一方、古墳時代の住居跡が出土して集落遺跡の存在が明らかになった第2地点と第3地点は微高地状の地形となっており、更に北側は箱根山西麓の丘陵地帯に向けてなだらかに標高を増している。

こうした地形的な要因から谷田前田遺跡の中心は、国道1号の東側に沿って南北方向に延びる大場川の微高地上にあり、地図上の遺跡範囲を超えて更に北側に広がっているものと推測できよう。

第9節 伊勢堰遺跡 第18地点 (No.460)

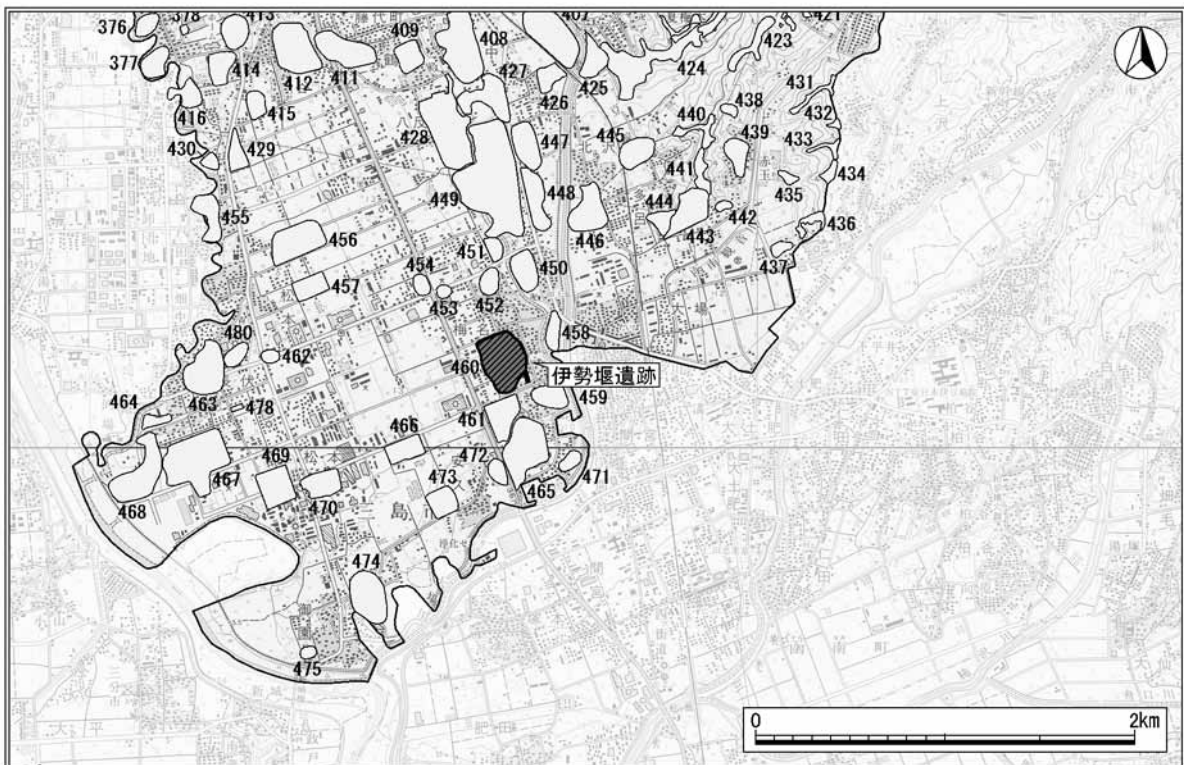
1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地造成工事に伴う伊勢堰遺跡第18地点の試掘・確認調査である。平成28年8月4日、アイディホーム株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.460伊勢堰遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年8月4日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（8月9日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が8月9日付、三教文第254・255号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は8月12日に開始、4箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で盛土層と耕作土を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は8月16日付、三教文第261・262号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。平成28年8月4日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、8月16日付、三教文第263号で進達し、同法に添付する副申を三教文第264号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年9月7日付、教文第977号で工事立会いの通知（受理9月13日）があり、事業者が9月13日付、三教文第300号で送付し、工事立ち会いを12月16日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

伊勢堰遺跡は、古墳時代～近世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されており、御殿川右岸の微高地上に展開する。事業地はJR三島駅の南南東 (N-154.5°-E) 4.32km、標高約12.0mに位置し、国土座標データは緯度35度05分27.75秒、経度138度55分56.27秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第18地点と呼称した。

本遺跡では過去に17件の調査例が報告されている。このうち、第3・4・7～10地点では奈良・平安時代の祭祀遺物を包含する流路跡や1m超の掘り方を有する掘立柱建物跡が複数検出され、第16地点でも流路跡が検出している。この流路跡は、本遺跡の南隣に位置するNo.461箱根田遺跡で確認されている流路跡の上流部にあたる『伊勢堰遺跡3・4地点 (2010)』『三島市埋蔵文化財発掘調査報告 XVIII (2013)、XIX (2014)、補助事業版第3号 (2018)』。また、第5・6地点では、住居跡や掘立柱建物跡が奈良・平安時代の土器とともに検出され、人口流路左岸50m付近に展開していた奈良時代集落跡の一樣相を確認することができた。集落は同一規格の土地が溝跡と柱穴列により地割され、官営ないしは有力な地主による施設利用者のための住宅団地状集落の様相を呈していた『伊勢堰遺跡5・6地点 (2010)』。集落を区画する溝跡は第3・4・17地点でも確認されている。これらの調査結果から、本遺跡から箱根田遺跡周辺で大場川、狩野川といった河川や流路を利用した河の港「津」の機能を有する施設が存在すると判断している。

3. 調査の概要

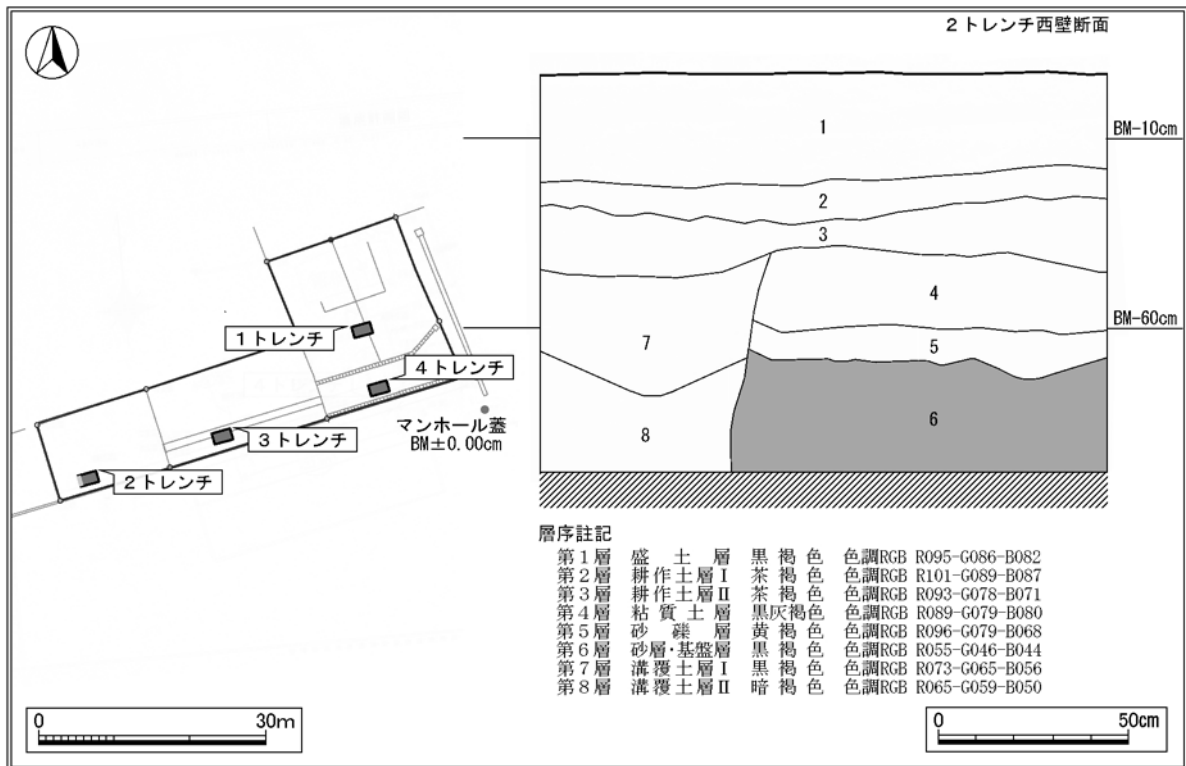
トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを4箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.20%であった。調査は、バックホー (01) によって盛土層と耕作土を排除した後、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.04mまで掘り下げ



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と2トレンチ西壁断面図 (1/1,000・1/20)

三島市教育委員会

を行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は2トレンチ西壁断面で行い、8層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR095-G086-B082を示す。黒褐色砂礫、砂礫を主体とする盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR101-G089-B087を示す。茶褐色土、小石、鉄分をわずかに含む耕作土層。
- 第3層 色調RGB数値はR093-G078-B071を示す。茶褐色土、小石、鉄分をほぼ含まない耕作土層。
- 第4層 色調RGB数値はR089-G079-B080を示す。黒灰褐色土、白色粒子、鉄分を少量含む粘質土層。
- 第5層 色調RGB数値はR096-G079-B080を示す。黄褐色砂礫、黄褐色の粘質土を含む砂礫層。
- 第6層 色調RGB数値はR055-G046-B044を示す。黒褐色砂、基盤層となる鉄分の沈着が顕著な砂層。
- 第7層 色調RGB数値はR073-G065-B056を示す。黒褐色土、6層を主体に4層を少量含む溝覆土。
- 第8層 色調RGB数値はR065-G059-B050を示す。暗褐色土、4層を主体に6層を1/4程度含む溝覆土。

4. まとめ

今回の調査では2トレンチ内で溝状の掘り込みを確認したが、第8層から江戸時代末期から明治時代の陶磁器が出土し、発掘調査の対象にならない新しい時代の掘り込みであることが判明したため本調査には至らなかった。

伊勢堰遺跡ではこれまでに17件の発掘調査例を数えるが、本調査に至ったのは第4地点と第6地点の2件のみである。いずれも遺跡推定範囲の南端に位置している事や、第4地点で調査した流路はさらに南側に位置する箱根田遺跡の流路（河川跡）に連続することから、両遺跡は本来一つの遺跡であった可能性を指摘できる。一方、遺跡推定範囲の北側では確これまでの確認調査で明確な遺構を捉えることができず、耕作地より少量の土器片が採集できることが知られるばかりである。これらの土器片は洪水等の河川運搬作用によって当該地にもたらされたものの可能性が高い。

第10節 堀込遺跡 第11地点 (No.465)

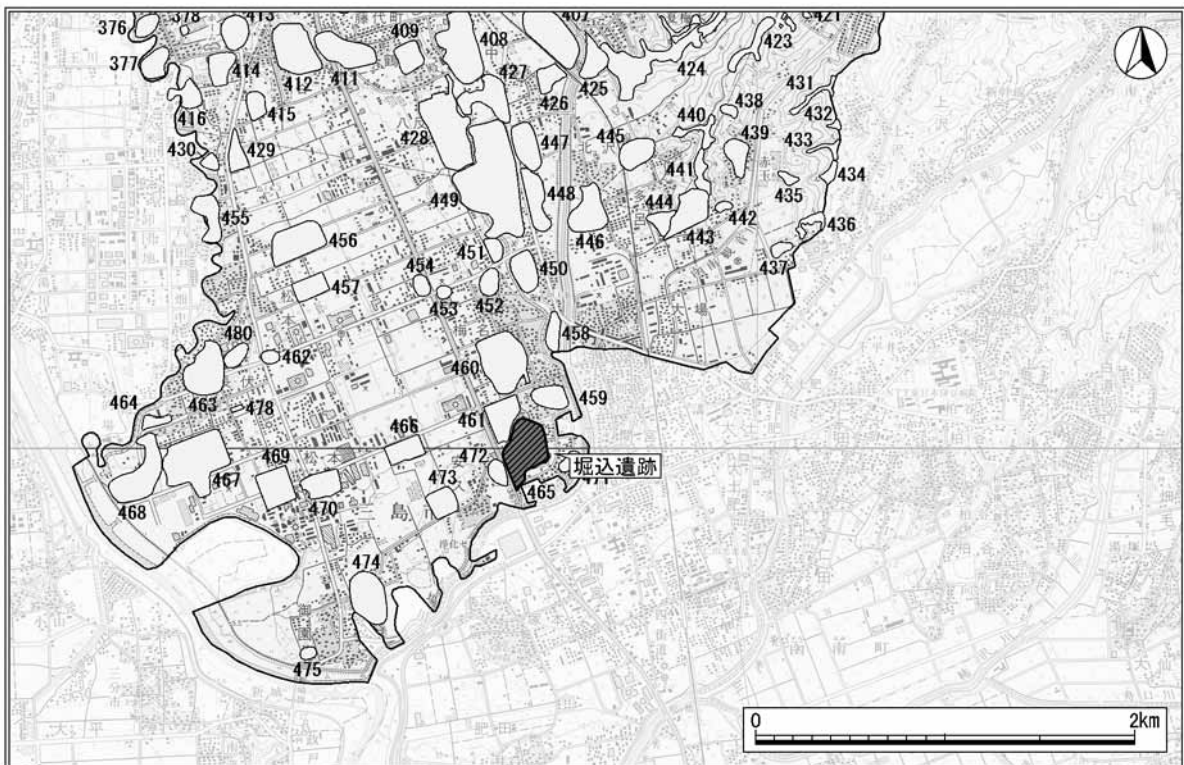
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設に伴う堀込遺跡第11地点の試掘調査である。平成28年11月1日、小永井建築設計事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.465堀込遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年11月1日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（11月22日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が11月22日付、三教文第368・369号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は11月29日に開始、2箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で耕作土を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は11月26日付、三教文第377・378号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年11月1日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、11月26日付、三教文第379号で進達し、同法に添付する副申を三教文第380号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年12月9日付、教文第1462号で工事立会いの通知（受理12月13日）があり、事業者へ12月13日付、三教文第409号で送付した。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

堀込遺跡は、古墳時代～中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されており、大場川右岸の微高地上に展開する。事業地はJR三島駅の南南東 (N-157.0°-E) 4.79km、標高約11.4mに位置し、国土座標データは緯度35度05分11.12秒、経度138度55分56.25秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第11地点と呼称した。

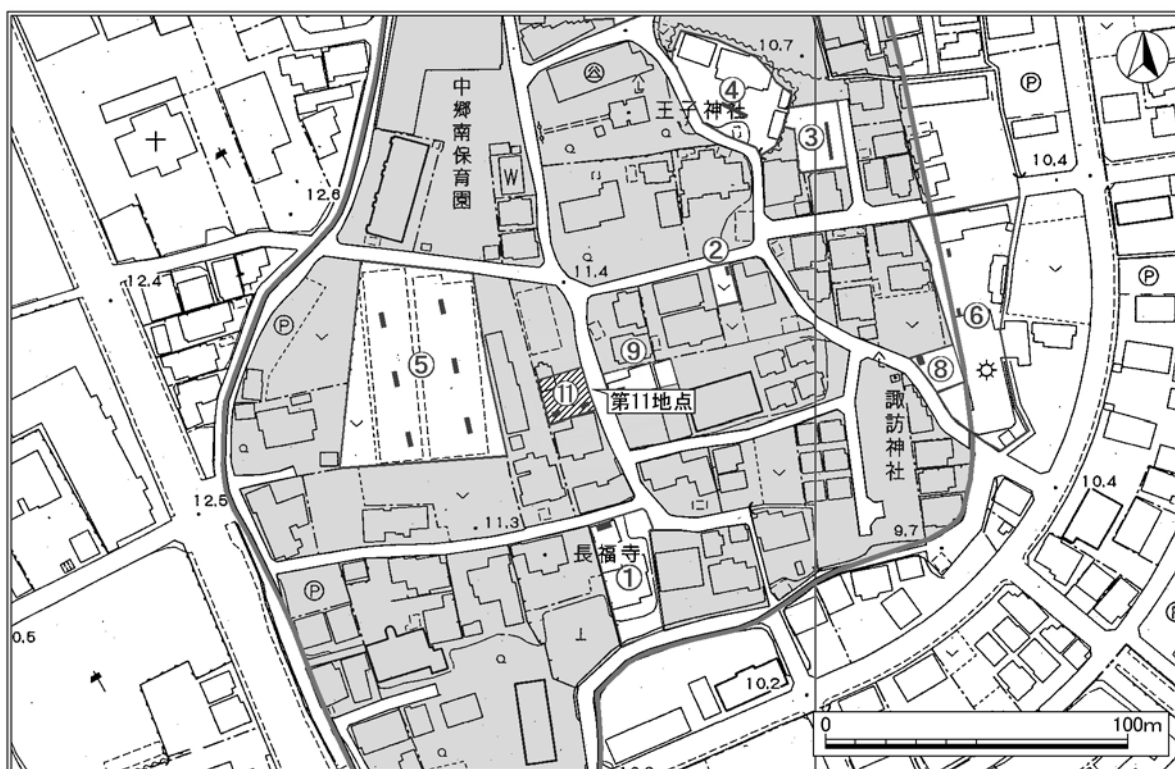
本遺跡では過去に10件の調査例が報告されている。第1地点では、大場川氾濫域に近い遺跡範囲南端に位置し、表層中の攪乱層位から古墳時代の壺、甕、高杯等の破片資料を採取した。しかし、江戸時代のすり鉢や銅製の碗、明治期の陶磁器と混入していたため、客土に混じって搬入されたものと認識し、遺構も確認できなかったことから遺跡範囲中の空白域と判断した『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIII (2008)』。また、第5地点では現代の新しい溝状遺構以外が確認できず、出土遺物はその溝から出土したものであり、搬入遺物の可能性が高い『埋文報告 補助事業版第1号 (2015)』。他調査地点からも遺物と遺構は出土していないことから、本遺跡は王子神社周辺の狭い範囲に限定的に存在する可能性が高いと考えられている。

周辺の遺跡としては、大場川右岸の微高地上にNo.460伊勢堰遺跡、No.461箱根田遺跡、No.408金沢遺跡、No.463長伏遺跡など弥生時代～中世の集落跡や条里・官衙関連の遺跡が知られている。このうち伊勢堰遺跡と箱根田遺跡は隣接する奈良・平安時代の祭祀遺跡で、両遺跡とも同一の流路跡が検出されている本遺跡北側に連続して展開する遺跡である『伊勢堰遺跡3・4地点 (2010)』『箱根田遺跡 (2003)』。

3. 調査の概要

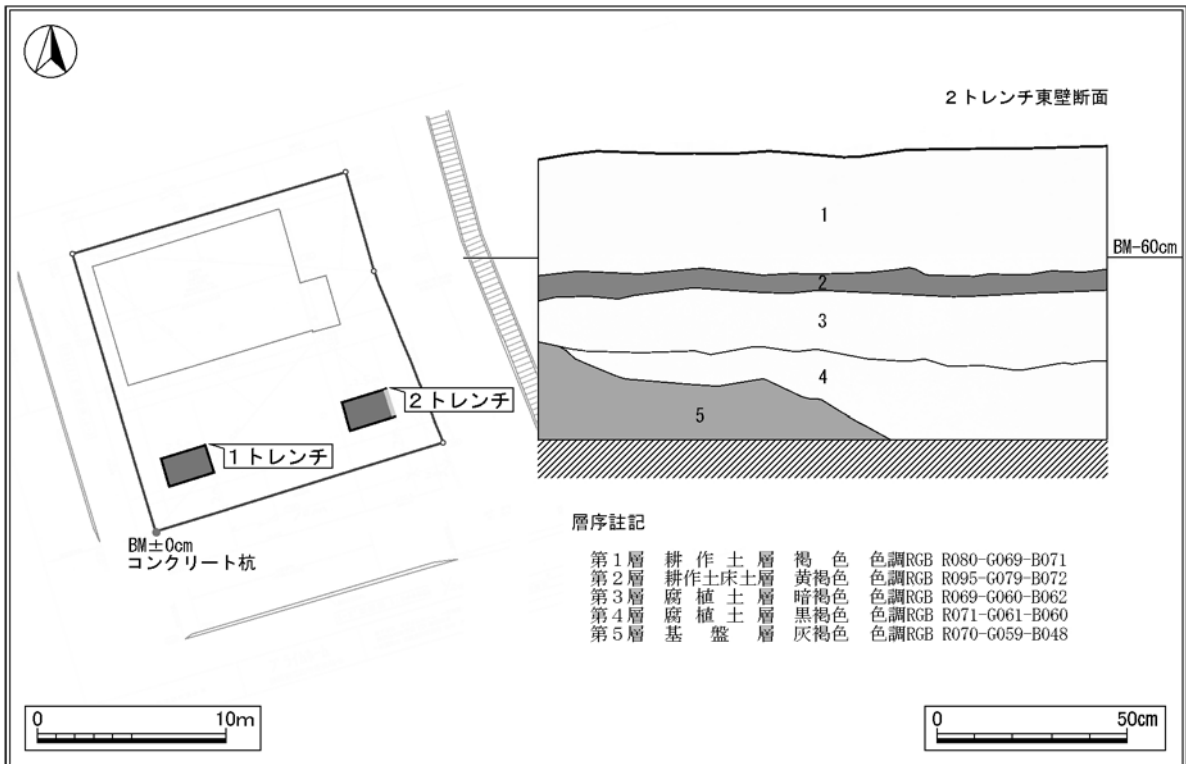
トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを2箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.45%であった。調査は、バックホー (01) によって耕作土



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と2トレンチ東壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

を排除した後、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.77mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は2トレンチ東壁断面を利用して行い、5層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR080-G069-B071を示す。褐色土、小石、炭化物を少量含む耕作土。
- 第2層 色調RGB数値はR095-G079-B072を示す。黄褐色土、少量の鉄分の沈着がある耕作土床土。
- 第3層 色調RGB数値はR069-G060-B062を示す。暗褐色土、グライ化した腐植土層。
- 第4層 色調RGB数値はR071-G061-B060を示す。黒褐色土、水分を多く含むグライ化した腐植土層。
- 第5層 色調RGB数値はR070-G059-B048を示す。灰褐色細砂、基盤層となる硬く締まった細砂層。

4. まとめ

堀込遺跡は大場川右岸の微高地上に位置しており、集落遺跡の適地と考えられるが、これまでに実施した試掘・確認調査では遺構と遺物がほとんど出土していない。いずれの地点においても地下水位が高いことや、植物根に由来する鉄分の沈着が顕著に見られることから、大場川の後背湿地の様な環境下にあったことが推定され、遺跡は王子神社周辺の狭い範囲に限定的に存在する可能性が指摘されている。

今回の確認調査でも遺構と遺物は全く出土しなかった。2トレンチの東端に第5層の基盤層をあたかも掘り込んだかのような窪みが存在したが、平面形が不正形な上に掘り込みもなだらかで人為的な痕跡が認められないことから自然地形と判断した。第3層と第4層はグライ化した腐植土層で未分解な植物繊維を含むことや、トレンチ壁面から水分が滲出することなど、後背湿地的な様相を観察することができた。以上のことから本調査地点は遺跡範囲中の空白域と判断した。

第11節 堀込遺跡 第12地点 (No.465)

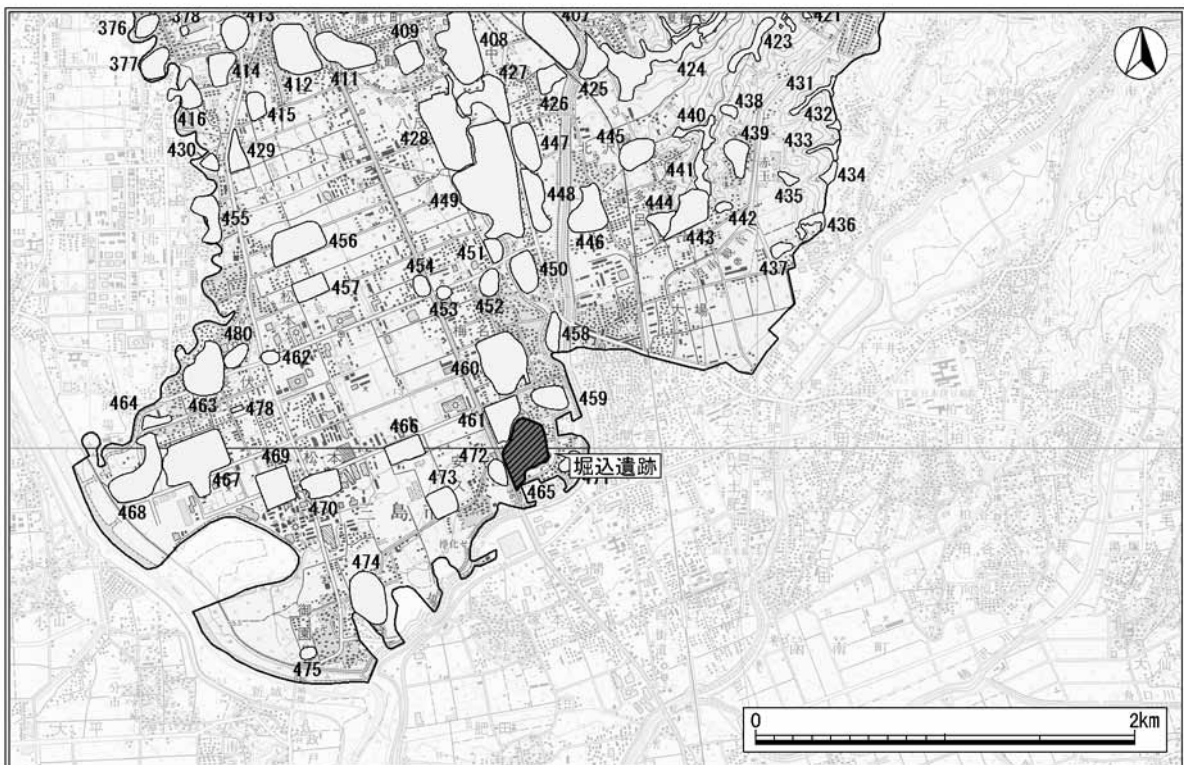
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設に伴う堀込遺跡第12地点の試掘・確認調査である。平成28年11月9日、山本建設株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.465堀込遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年11月9日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（11月22日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が11月22日付、三教文第370・371号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は11月29日に開始、1箇所のトレンチを設置し、バックホー（01）によって盛り層を除去した後、作業員3名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は11月30日付、三教文第382・383号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年11月9日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、11月30日付、三教文第384号で進達し、同法に添付する副申を三教文第385号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年12月9日付、教文第1463号で工事立会いの通知（受理12月13日）があり、事業者が12月13日付、三教文第410号で送付し、工事立会いを平成29年1月6日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

堀込遺跡は、古墳時代～中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されており、大場川右岸の微高地上に展開する。事業地は、JR三島駅の南南東 (N-156.5°-E) 4.64km、標高約11.5mに位置し、国土座標データは緯度35度05分15.63秒・経度138度55分55.08秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第12地点と呼称した。

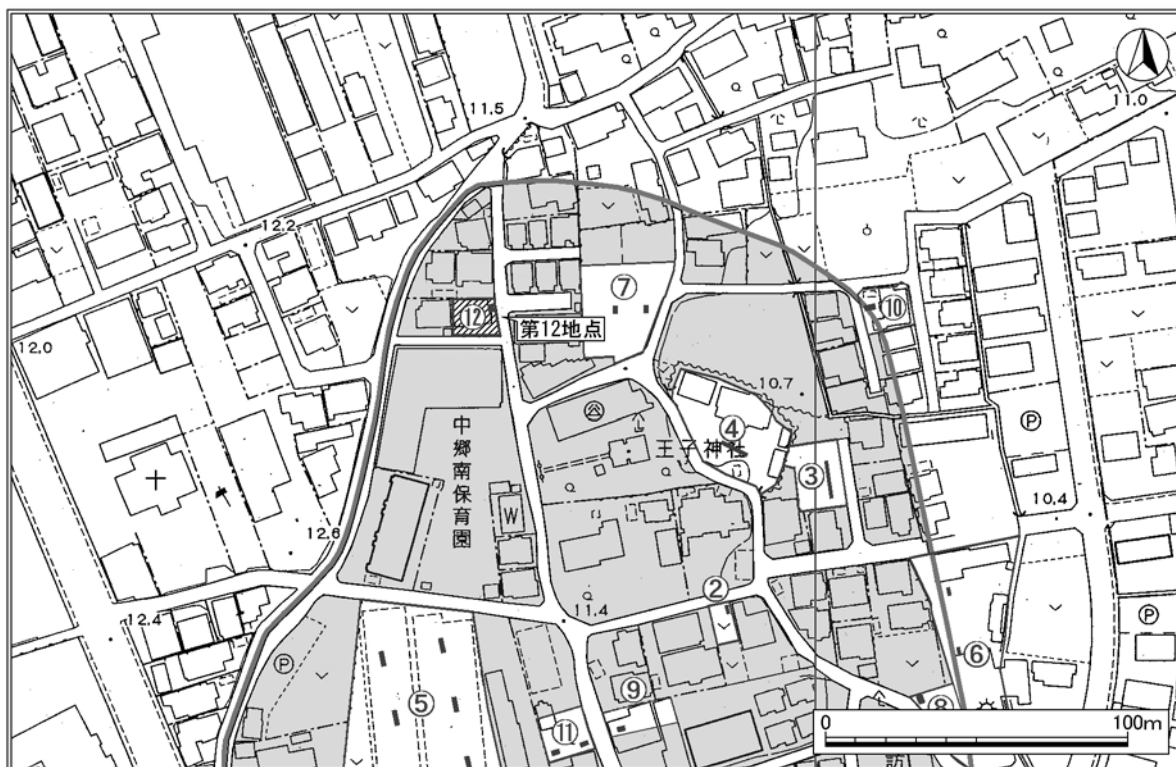
本遺跡では過去に11件の調査例が報告されている。第1地点では、大場川氾濫域に近い遺跡範囲南端に位置し、表層中の攪乱層位から古墳時代の壺、甕、高杯等の破片資料を採取した。しかし、江戸時代のすり鉢や銅製の碗、明治期の陶磁器と混入していたため、客土に混じって搬入されたものと認識し、遺構も確認できなかったことから遺跡範囲中の空白域と判断した『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIII (2008)』。また、第5地点では現代の新しい溝状遺構以外が確認できず、出土遺物はその溝から出土したものであり、搬入遺物の可能性が高い『埋文報告 補助事業版第1号 (2015)』。他調査地点からも遺物と遺構は出土していないことから、本遺跡は王子神社周辺の狭い範囲に限定的に存在する可能性が高いと考えられている。

周辺の遺跡では、大場川右岸の微高地上にNo.460伊勢堰遺跡、No.461箱根田遺跡、No.408金沢遺跡、No.463長伏遺跡など弥生時代～中世の集落跡や条里・官衙関連の遺跡が知られている。このうち伊勢堰遺跡と箱根田遺跡は隣接する奈良・平安時代の祭祀遺跡で、両遺跡とも同一の流路跡が検出されている本遺跡北側に連続して展開する遺跡である『伊勢堰遺跡3・4地点 (2010)』『箱根田遺跡 (2003)』。

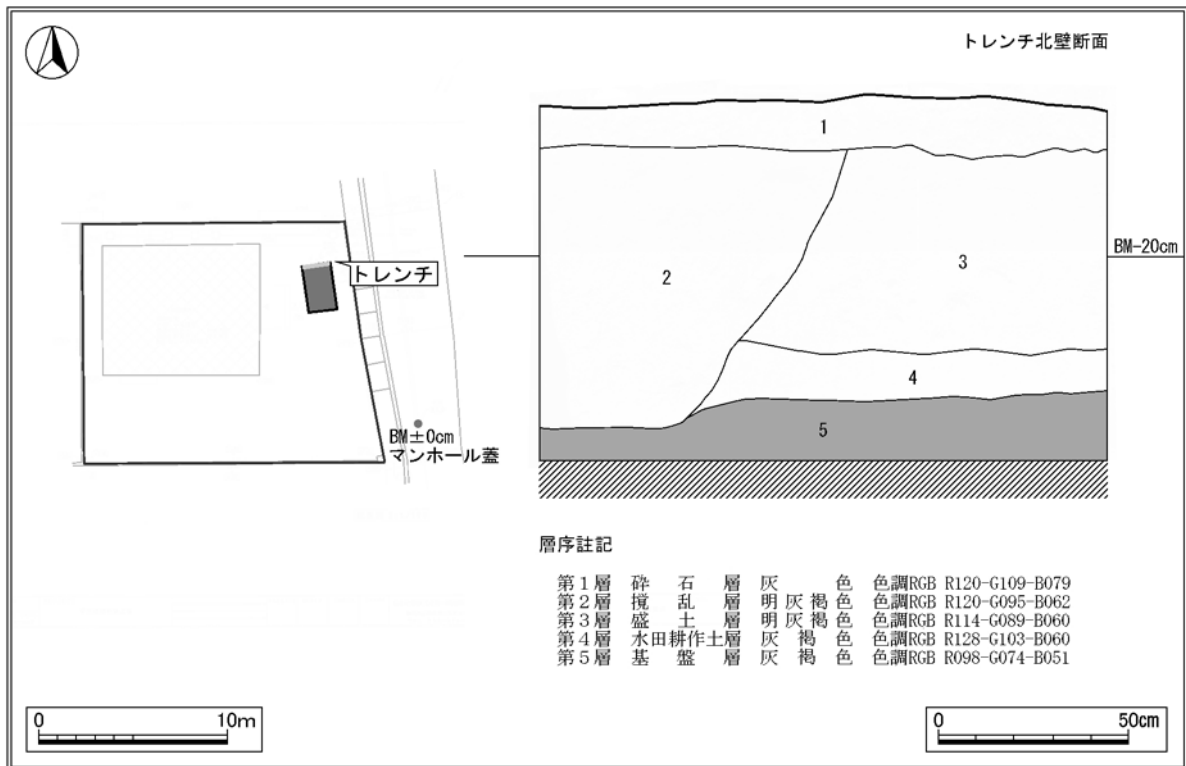
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.10%であった。調査は、バックホー (01) によって盛土層



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/200・1/20)

三島市教育委員会

を除去した後、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し表土下0.93mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認はトレンチの北壁断面を利用して行い、5層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第1層 色調RGB数値はR120-G109-B079を示す。灰色砕石、駐車場砕石層。硬く締まり粘性なし。

第2層 色調RGB数値はR120-G095-B062を示す。明灰褐色土、3層と4層の混合土、攪乱層。

第3層 色調RGB数値はR114-G089-B060を示す。明灰褐色土、ローム質土を少量含む盛土層。

第4層 色調RGB数値はR128-G103-B060を示す。灰褐色土、少量の鉄分を含む水田耕作土。

第5層 色調RGB数値はR098-G074-B051を示す。灰褐色土、少量の鉄分を含む均質な細砂層。基盤層。

4. まとめ

堀込遺跡は大場川右岸の微高地上に位置しており、集落遺跡の適地と考えられるが、これまでに実施した試掘・確認調査では遺構と遺物がほとんど出土していない。いずれの地点においても地下水位が高いことや、植物根に由来する鉄分の沈着が顕著に見られることから、大場川の後背湿地の様な環境下にあったことが推定され、遺跡は王子神社周辺の狭い範囲に限定的に存在する可能性が指摘されている。

今回の調査地点は前節で報告した第11地点の北方140m、遺跡の中心と目される王子神社の北東70mに位置し、周辺の耕作地では古代から中世にかけての微細な遺物が採集できることから、遺跡の発見が期待された。さらにこれまでの調査結果から、遺跡推定範囲の東辺から南辺の大場川に近い範囲は地下水位が高く、1m程度掘り下げると湧水に見舞われる事が多いが、北西部は若干標高が高くなって湧水も無いことから、遺跡が存在するならば本調査地点が中心になると推定できる。しかし耕作が第5層の基盤層上面まで及んで遺物包含層が消滅していたため遺構と遺物は全く出土せず、本調査地点は遺跡範囲中の空白域あるいは消滅域と判断した。

第12節 宮城遺跡 第2地点 (No.452)

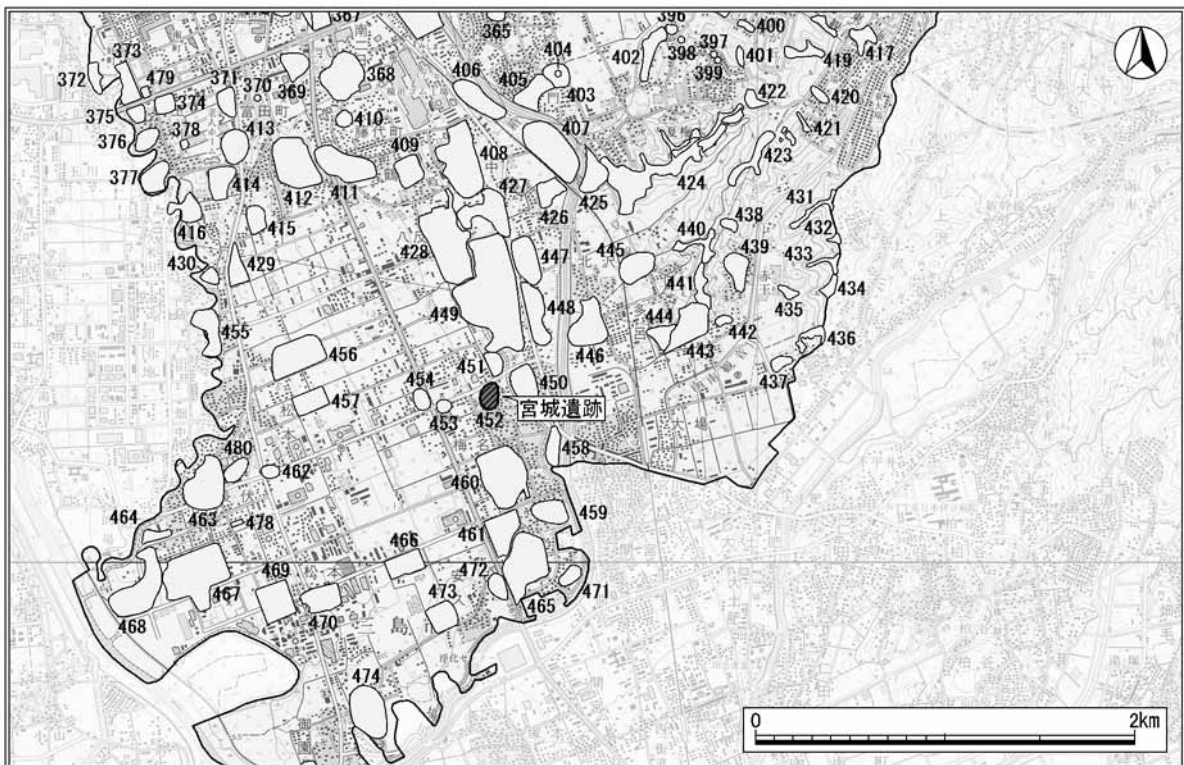
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設に伴う宮城遺跡第2地点の試掘・確認調査である。平成28年11月29日、株式会社レオハウスより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.452宮城遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年11月29日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（12月1日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が12月1日付、三教文第389・390号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は12月7日に開始、1箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で盛り層を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は12月7日付、三教文第397・398号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年11月29日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、12月7日付、三教文第399号で進達し、同法に添付する副申を三教文第400号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年12月13日付、教文第1496号で工事立会いの通知（受理12月16日）があり、事業者が12月16日付、三教文第415号で送付し、立ち会いを平成29年1月28日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

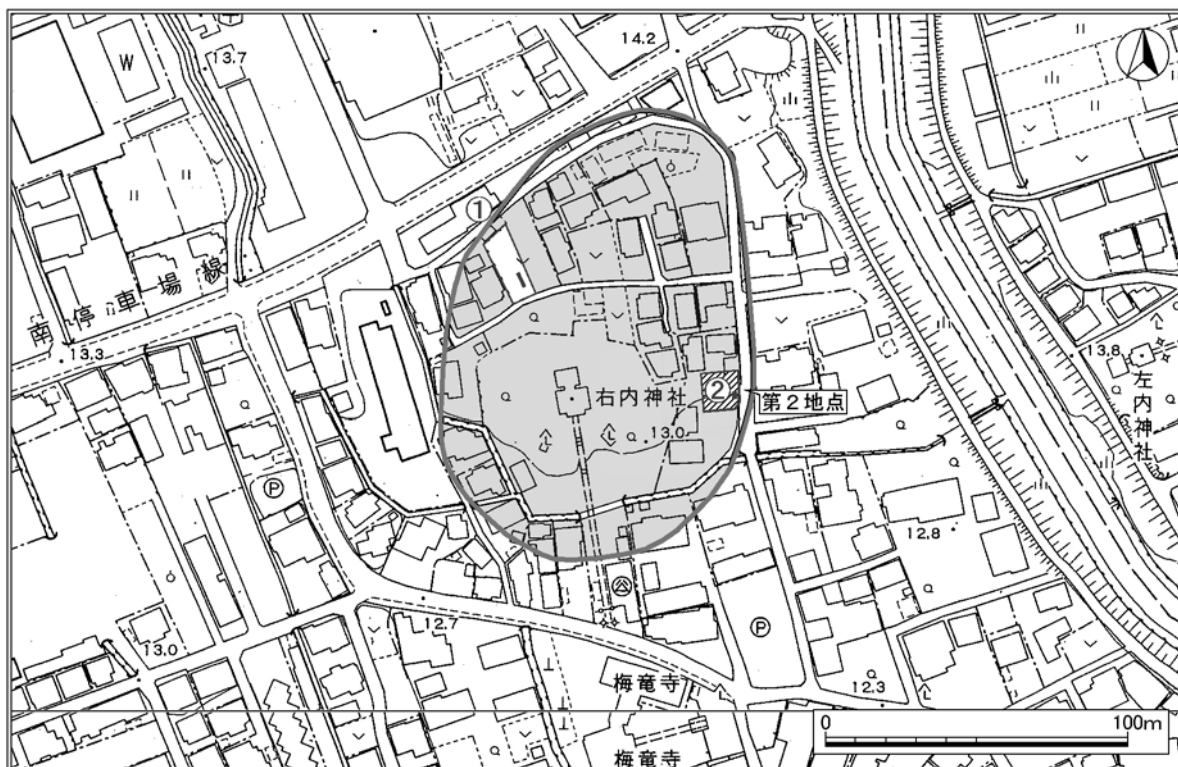
宮城遺跡は、弥生時代～中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されており、御殿川右岸の微高地上に展開する。遺跡範囲内南寄りには式内社である右内神社があり、この右内神社は御殿川を挟んだ対岸、中島集落に鎮座する左内神社とともに、伊豆国一宮である三嶋大社の左右の守護神として古くから崇敬されている。地形的にもこの両神社周辺が最も標高が高いため、早い時期に集落が営まれた場所と推定される。過去調査が行われたのは第1地点のみであり、遺構と遺物は確認できていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIX(2014)』。事業地はJR三島駅の南南東(N-154.0°-E)3.93km、標高約13.0mに位置し、国土座標データは緯度35度05分39.49秒、経度138度55分50.65秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第2地点と呼称した。

三島市南域、田方平野には大場川、御殿川、境川等の中小河川が流下し、これらの河川の微高地上には弥生時代以降の集落遺跡が分布している。本遺跡が展開する御殿川流域の微高地上では、上流部にNo.428鶴喰広田遺跡、No.449中島B遺跡、下流部にはNo.458中島遺跡、No.460伊勢堰遺跡、No.461箱根田遺跡、No.472多呂ノ前遺跡などの遺跡があり、奈良・平安時代の流路跡、住居・掘立柱建物跡、祭祀遺構、道路遺構が数多くの該期の土器、木製品とともに検出されている。このうち伊勢堰遺跡と箱根田遺跡は隣接する奈良・平安時代の祭祀遺跡で、両遺跡とも同一の流路跡が検出され、流路内から墨書土器や斎串、木筒等が多量の須恵器や土師器とともに出土した『伊勢堰遺跡3・4地点(2010)』『箱根田遺跡(2003)』。

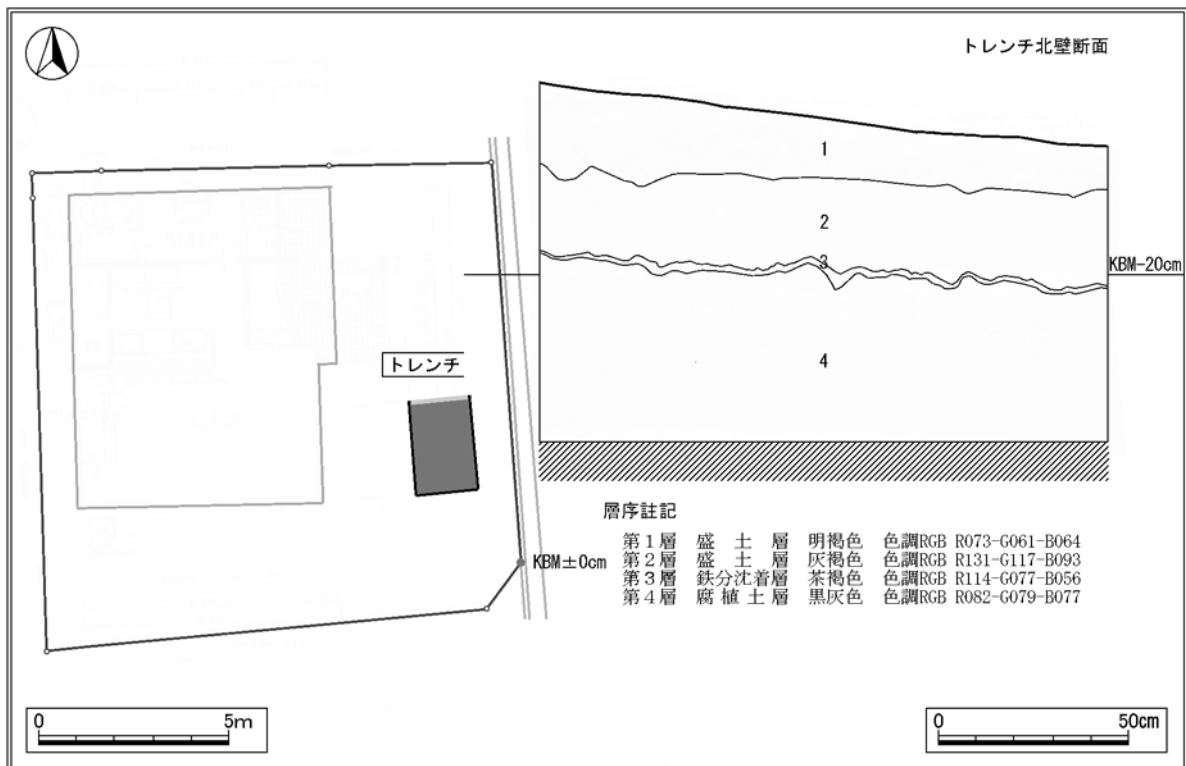
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.67%であった。調査は、バックホー(01)によって盛土層



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/200・1/20)

三島市教育委員会

を除去した後、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.92mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ北壁断面を利用して行い、4層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第1層 色調RGB数値はR073-G061-B064を示す。明褐色土、角礫と小石を多く含む駐車場碎石層。

第2層 色調RGB数値はR131-G117-B093を示す。灰褐色砂礫、砂礫を主体とし水分を多く含む盛土層。

第3層 色調RGB数値はR114-G077-B056を示す。茶褐色土、2層に鉄分が沈着した鉄分沈着層。

第4層 色調RGB数値はR082-G079-B077を示す。黒灰色粘質土、腐敗臭を伴う腐植土層で湧水あり。

4. まとめ

宮城（みやしろ）遺跡は御殿川右岸の微高地上に鎮座する右内神社を中心とする遺跡で、弥生時代～中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。右内神社は左内神社とともに、伊豆国一宮である三嶋大社の随神門として街道の左右に鎮座して古くから崇敬されてきた。右内神社の祭神は櫛石窓命（くしいわまどのみこと）で、古くは「うなぎ森大明神」と称され三嶋大社の祭神の使いとされるうなぎを大事に扱っていた。一方、左内神社の祭神は阿米都瀬気多知命（あめつせけたちのみこと）で、本来は現在地の北北東約300mに鎮座していたが、明治19年2月の火災により建物が悉く焼失し翌20年に現在地に遷座しているので注意が必要である。

今回の調査では遺構と遺物は全く出土しなかったが、伝承では遺跡推定地の西側に宇米津ヶ池（うめつがいけ）と呼ばれる約二反歩の広さの湧水池があり、梅名の古集落は右内神社とこの湧水池付近から成立したとされている。更にトレンチ内でピンポールを刺突した感触から基盤層はKBM-156cm辺りに存在し、第4層の水分を多く含む黒灰色粘質土が1m以上厚く堆積していることが明らかになった。こうした事から周辺には湿地状の景観が広がっていたことが推測でき、遺跡は神社境内に限定的に存在していると考えられる。

第13節 下原遺跡 第9地点 (No.237)

1. 調査の経緯と経過

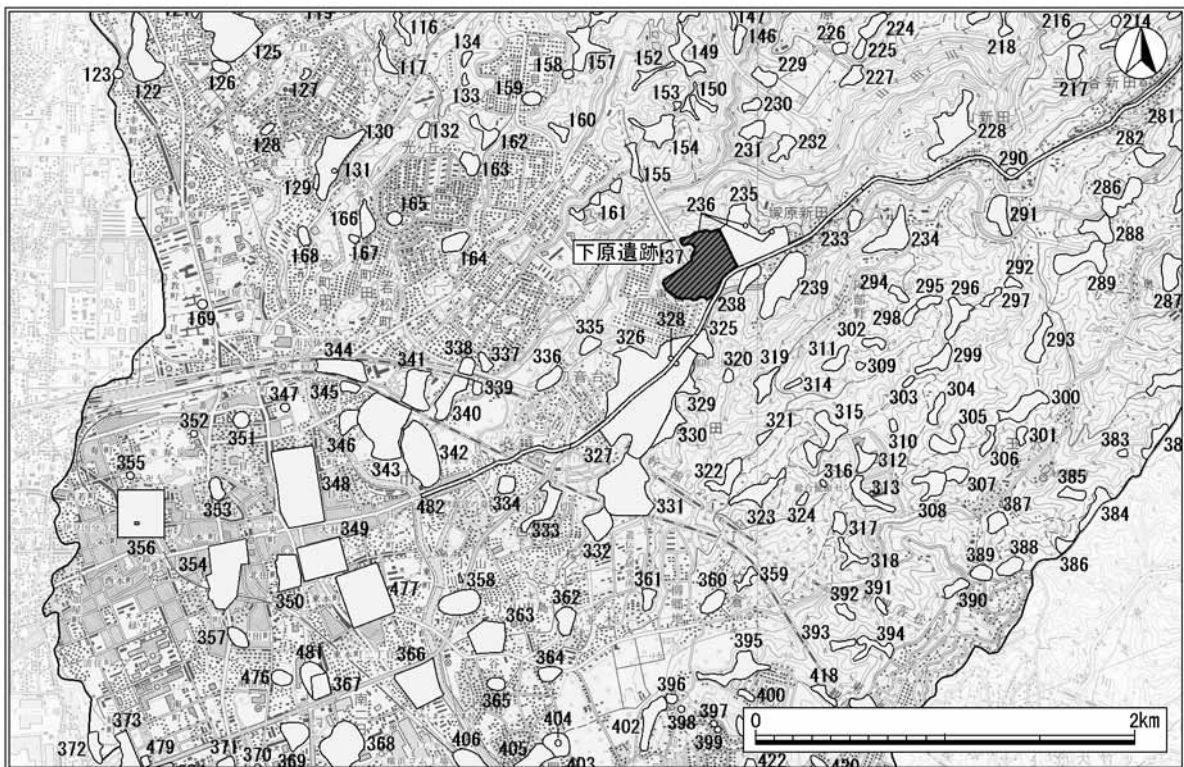
この調査は、宅地造成計画に伴う下原遺跡第9地点の試掘・確認調査である。平成28年10月18日、佐藤事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、周知遺跡範囲No.237下原遺跡、No.235北原遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年10月18日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（12月16日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が12月16日付、三教文第413・414号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は12月20日に開始、6箇所のトレンチを設営し、バックホー（01・02）で耕作土と天地返し層を除去した後に作業員延べ29名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働9日間で28日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は12月28日付、三教文第423・424号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。本事業は計画段階であるため、埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）の提出は造成図面の完成を待っている。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。

2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

下原遺跡は、旧石器・縄文時代の遺物散布地として三島市遺跡地図登録されており、箱根山西麓の山田川



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）

三島市教育委員会

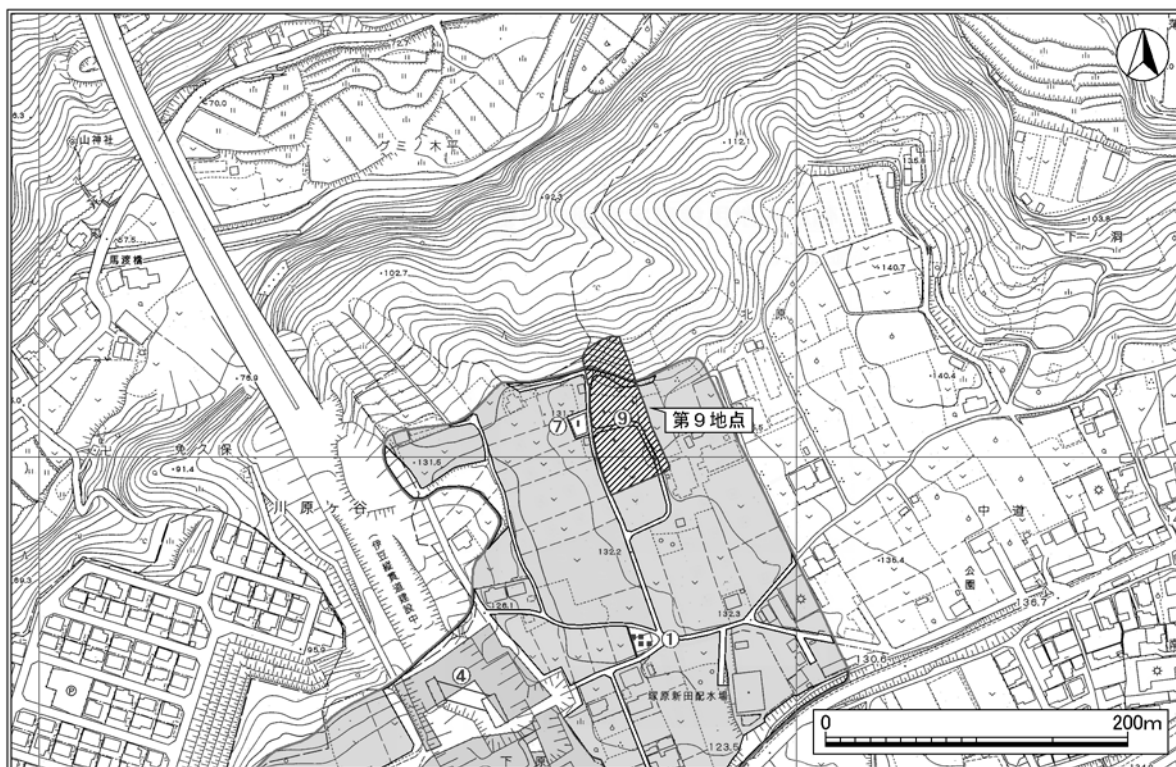
と夏梅木川支流の浸食により規定される丘陵鞍部に展開する。この尾根には、松並木・石畳・一里塚などの名勝を含む箱根旧街道が往来し、江戸時代以降、交通の要衝としてひらけた場所である。道の両端には根菜類の盛んな開墾地が広がり、風光明媚な丘陵地帯となっている。事業地はJR三島駅の東北東（N-73.0°-E）3.00km、標高約132.0mに位置し、国土座標データは緯度35度08分1.88秒、経度138度56分35.36秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第9地点と呼称した。

本遺跡では過去に8件の調査例が報告されている。なかでも主体となる調査は、平成3～9年にかけて東駿河湾環状道路開設に伴い行われた第2～6地点の調査である。当地は畑地として利用されていたために縄文時代の遺物包含層までは耕作によって攪乱をうけていたが、休場層上部において縄文時代草創期の逆茂木の施設を有する土坑が5基検出された。これは東日本においては最古の例であり、旧石器時代から縄文時代への移り変わりのなかでの狩猟技術と動物相を考えるうえでの重要な資料となる。また、旧石器時代の遺物は数の上で本遺跡の主体を成すものであるが、なかでも休場層中層からは大きく分けて4箇所の石器集中地点が確認された。さらに、約27,000年前のものと考えられる土坑が、尾根を縦断するように7基検出された。この土坑は同一尾根上の初音ヶ原A・B遺跡、焼場遺跡、加茂ノ洞B遺跡からも次々と検出されており、用途とともにこれだけの遺構を残した集団に関して注目されている『下原遺跡Ⅰ～Ⅲ（1995・97・98）』。

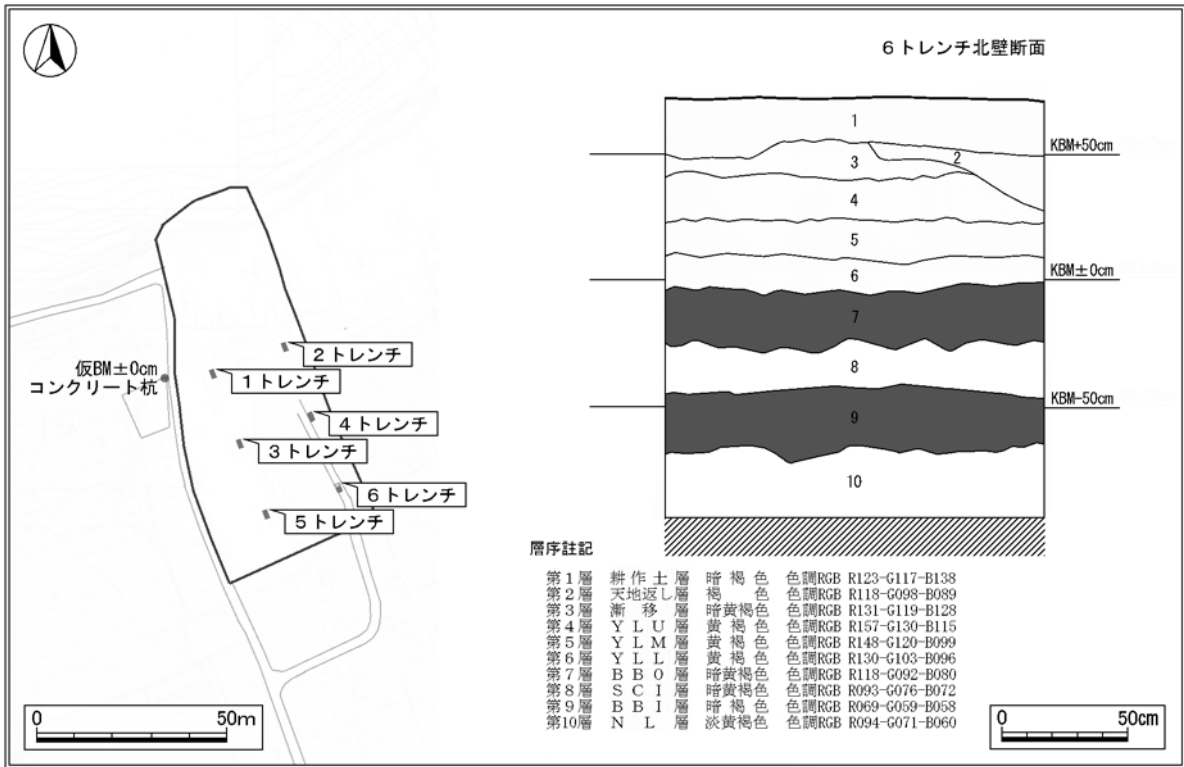
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序（第3図）

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m（4.0㎡）のトレンチを6箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.14%であった。調査は、バックホー（01・02）によって耕作土と天地返し層を排除した後、作業員延べ29名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下最大1.64mまで掘り下げを行った。層序の確認は6トレンチ北壁断面を利用して行い、10層に分層した。



第2図 調査地点の位置（1/5,000）



第3図 トレンチ配置と6トレンチ北壁断面図 (1/2,000・1/30)

三島市教育委員会

以下、第11地点各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR123-G117-B138を示す。暗褐色土、柔らかく粘性は弱い。空隙性に富む。
- 第2層 色調RGB数値はR118-G098-B089を示す。褐色土、旧耕作土に3層の土を多く含む天地返し層。
- 第3層 色調RGB数値はR131-G119-B128を示す。暗黄褐色土、炭化物を微量に含む漸移層。
- 第4層 色調RGB数値はR157-G130-B115を示す。黄褐色土、休場層のなかで最も粘性が強い (YLU)。
- 第5層 色調RGB数値はR148-G120-B099を示す。黄褐色土、橙褐色スコリアを微量に含む (YLM)。
- 第6層 色調RGB数値はR130-G103-B096を示す。黄褐色土、橙色、橙褐色スコリアを少量含む (YLL)。
- 第7層 色調RGB数値はR118-G092-B080を示す。暗黄褐色土、第0黒色帯 (BB0)。
- 第8層 色調RGB数値はR193-G076-B072を示す。暗黄褐色土、第Iスコリア層 (SC I)。
- 第9層 色調RGB数値はR069-G059-B058を示す。暗褐色土、第I黒色帯 (BB I)。
- 第10層 色調RGB数値はR094-G071-B060を示す。淡黄褐色土、ニセローム層 (NL)。

4. まとめ

箱根山西麓の低位丘陵の標高80~130m付近には、下原遺跡、初音ヶ原A・B遺跡、焼場A遺跡、加茂ノ洞B遺跡など旧石器時代の遺跡が濃密に分布している。これら5遺跡からは延べ90基近い旧石器時代の土坑が第III黒色帯より検出されており、日本最大級の旧石器時代の遺跡として国内外に広く知られている。

今回の調査でもこうした土坑を確認することを目的としたが何ら遺物が出土せず、また作業員の安全に配慮して深さ1.65mでそれ以上の掘り下げを断念したため、目標としていた第III黒色帯中の土坑の発見には至らなかった。しかし調査地点は丘陵のほぼ中央に位置し、漸移層以下の土層が水平堆積を示す安定した土地であることから、旧石器時代人の生活適地であり遺跡の存在する可能性が高い。

第14節 上才塚遺跡 第14地点 (No.477)

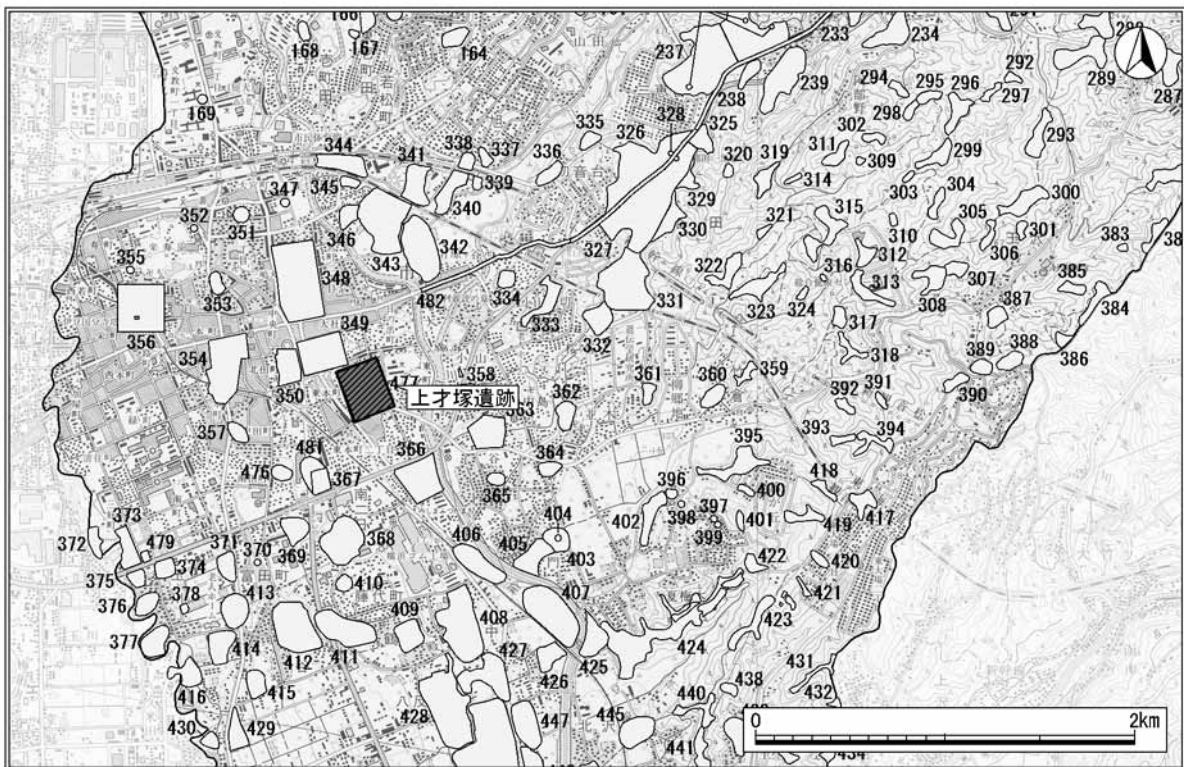
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設に伴う上才塚遺跡第14地点の試掘・確認調査である。平成28年10月27日、積水ハウス株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.477上才塚遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして10月27日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（平成29年1月14日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により1月14日付、三教文第429・430号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は1月18日に開始、2箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で無遺物層を除去した後には作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡、正式な終了報告は1月18日付、三教文第437・438号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成28年10月27日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成29年1月18日付、三教文第439号で進達、同法に添付する副申を三教文第440号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成29年1月26日付、教文第1679号で工事立会いの通知（受理1月31日）があり、事業者により1月31日付、三教文第462号で送付し、工事立ち会いを2月1日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

上才塚遺跡は、奈良時代の官衙跡として三島市遺跡地区に登録されており、大場川右岸の微高地上に展開する。事業地はJR三島駅の南東 (N-139.0°-E) 1.53km、標高約21.7mに位置し、国土座標データは緯度35度06分56.40秒、経度138度55分21.49秒を中心点とする。本地点は調査順位により便宜的に第14地点と呼称した。

律令期において、三島には国府、国分寺、国分尼寺が置かれていたが、現在まで国庁跡と確定できる遺構等は発見できていない。No.348塔ノ森廃寺第1地点での調査の際、定型的で大型の掘り込みを有する掘立柱建物跡が検出し、三嶋大社の南東に国庁や国司館があったという説が有力となった。

本遺跡では過去に13件の調査例が報告されている。主体となる調査例である第1・2地点での調査では、主に奈良時代の掘立柱建物跡3棟とそれを囲む柱穴・溝跡と溝状遺構を検出した。掘立柱建物跡は、大型の定型的な掘り方を有するものであり、奈良時代という時代性を考慮すると通常の集落遺跡とは異なる公的機関の施設であった可能性が高い『上才塚遺跡第2地点 (1992)』。続いて第3・4地点では、第2地点で発見された掘立柱建物跡を区画している大規模な区画か、国庁に続く大路片側の溝跡と推定される特徴的な規模の大きい遺構を検出した。さらに、破片資料であるがメノウ製の腰帯飾り石 (無文巡方) が出土している。この巡方が奈良・平安時代の貴族や官人が用いた腰帯の装飾具であることから、奈良時代の官衙あるいはそれに関連する施設の存在を想起させるものとして注目を集めている。『上才塚遺跡第1地点 (1992)』。このほか第5～7地点で奈良・平安時代の遺物が検出されている。

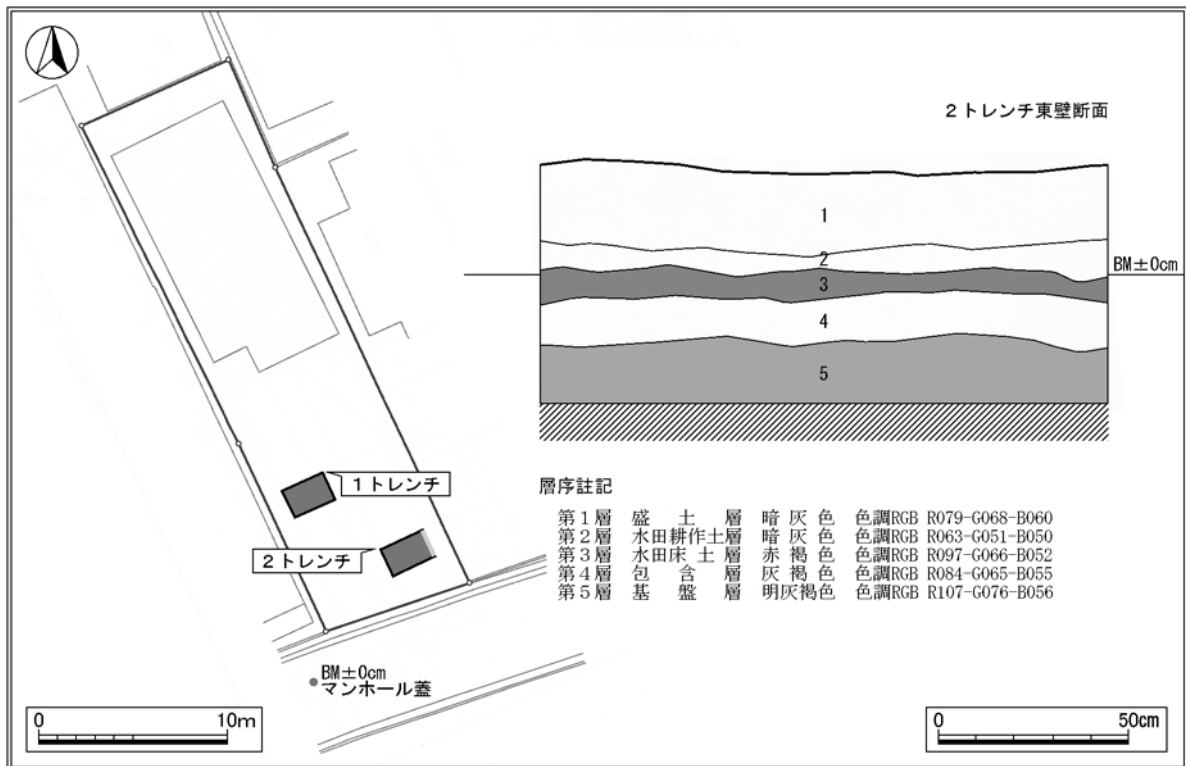
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを2箇



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と2トレンチ東壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.30%であった。調査は、バックホー（01）によって無遺物層を除去した後、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.65mまで掘り下げを行った。層序の確認は2トレンチ東壁断面を利用して行い、5層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR079-G068-B060を示す。暗灰色土、コンクリートブロック等を含む盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR063-G051-B050を示す。暗灰色土、少量の鉄分の沈着がある水田耕作土層。
- 第3層 色調RGB数値はR097-G066-B052を示す。赤褐色砂質土、鉄分の沈着が顕著な水田床土層
- 第4層 色調RGB数値はR084-G065-B055を示す。砂礫混じりの灰褐色土、近隣の遺物包含層に相当。
- 第5層 色調RGB数値はR107-G076-B056を示す。明灰褐色砂、斑状に鉄分が沈着した砂礫層。

4. まとめ

上才塚遺跡第14地点は、平成3年に発掘調査を実施した第4地点で出土した南北方向に延びる11号溝、12号溝の延長上に位置しているため、これらの溝の末端を確認する目的で東西方向のトレンチ2本を設定して確認調査を実施した。周辺の調査事例では第4層の砂礫混じりの暗灰色土が奈良時代以降の遺物包含層となることが多いが今回の調査では遺物は全く出土しなかった。更に基盤層となる第5層の砂礫層上面で平面確認を行ったが、全てのトレンチで遺構を確認することができなかった。

以上のことから事業地は遺跡範囲中の空白域あるいは遺跡消滅地と理解した。

第15節 伊豆国分寺跡 第14地点 (No.356)

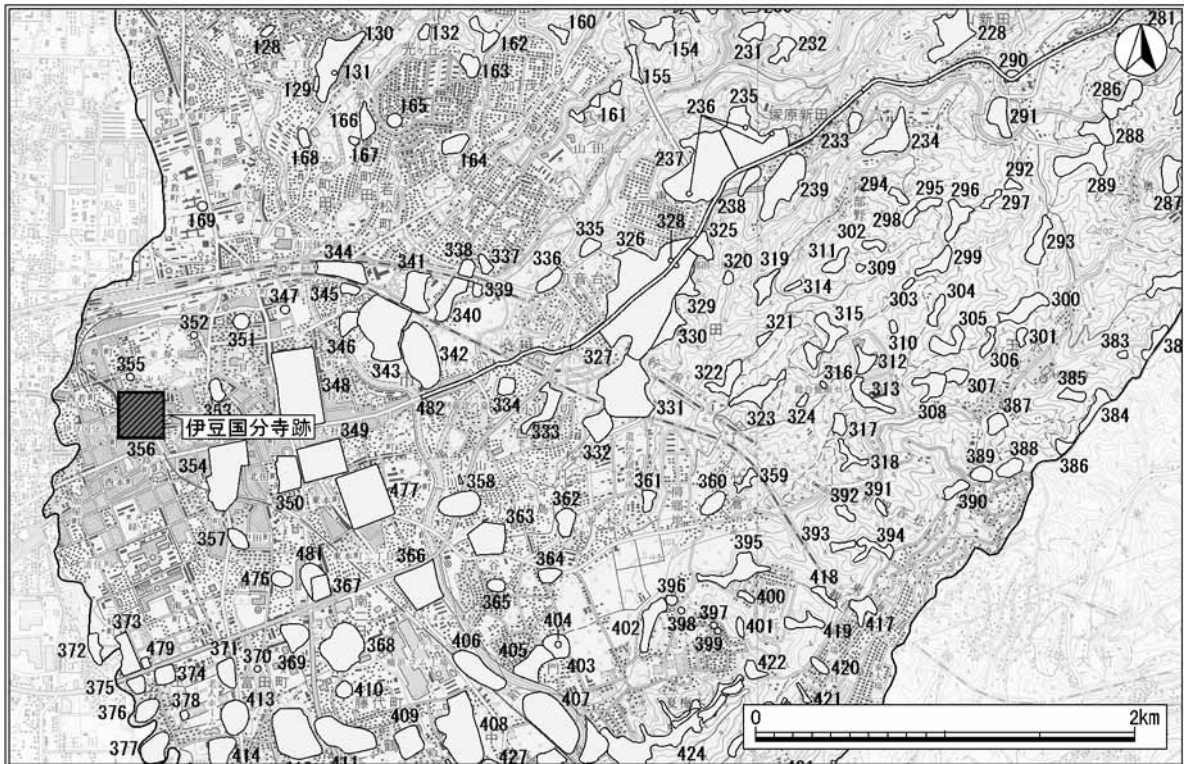
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設に伴う伊豆国分寺跡第14地点の試掘・確認調査である。平成28年12月8日、太田建築設計事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.356伊豆国分寺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして12月8日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（平成29年1月20日決裁）した。事業は静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により1月20日付、三教文第441・442号で通知、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は1月24日に開始、1箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で無遺物層を除去した後には作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡、正式な終了報告は1月25日付、三教文第449・450号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成28年12月8日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成29年1月25日付、三教文第451号で進達、同法に添付する副申を三教文第452号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成29年2月6日付、教文第1719号で工事立会いの通知（受理2月9日）があり、事業者により2月9日付、三教文第482号で送付し、工事立会いを2月17日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

伊豆国分寺跡は、奈良時代～近世の社寺跡として三島市遺跡地図に登録されており、田方平野の比較的幅広な平坦地に展開する。本遺跡を含め市街地の遺跡は、黄瀬川扇状地堆積物の硬く締まった細砂層を基盤層とし、その層を掘り込み、遺構が構築されている。そこから読み取れることは、当時の伊豆国分寺の地には、東側に四ノ宮川が流下し、南側には条里水田が広がっていた。さらには西側約300mには伊豆国と駿河国の国境となる境川があり、門前には駿河国から伊豆国府へ向かう古代官道が通っていた。事業地はJR三島駅の南南西 (N-168.0°-W) 0.67km、標高約28.7mに位置し、国土座標データは緯度35度07分12.73秒、経度138度54分36.57秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第14地点と呼称した。

本遺跡では過去に13件の調査例が報告されている。主体となるのは軽部慈恩氏による三島市誌編纂に伴う調査例であり、金堂・僧坊・中門・回廊と推定する礎石と掘立柱建物跡、多量の布目瓦遺物を検出した。瓦は退化した山田寺系と判断され、中には「花」「光」等の文字瓦が含まれることから伊豆市の花坂瓦窯跡と確定している『三島市誌上巻 (1958)』『三島市埋蔵文化財発掘調査報告V (1996)』。また、第4地点の調査では塔跡基壇と礎石測量図の作成が行われ、第5・6地点では塔跡基壇の南東角や伽藍地正門にあたる掘立柱建物跡が検出している『静岡県の古代寺院・官衙遺跡 (1996)』『埋文報告V (1996)、XIII (2008)』。

3. 調査の概要

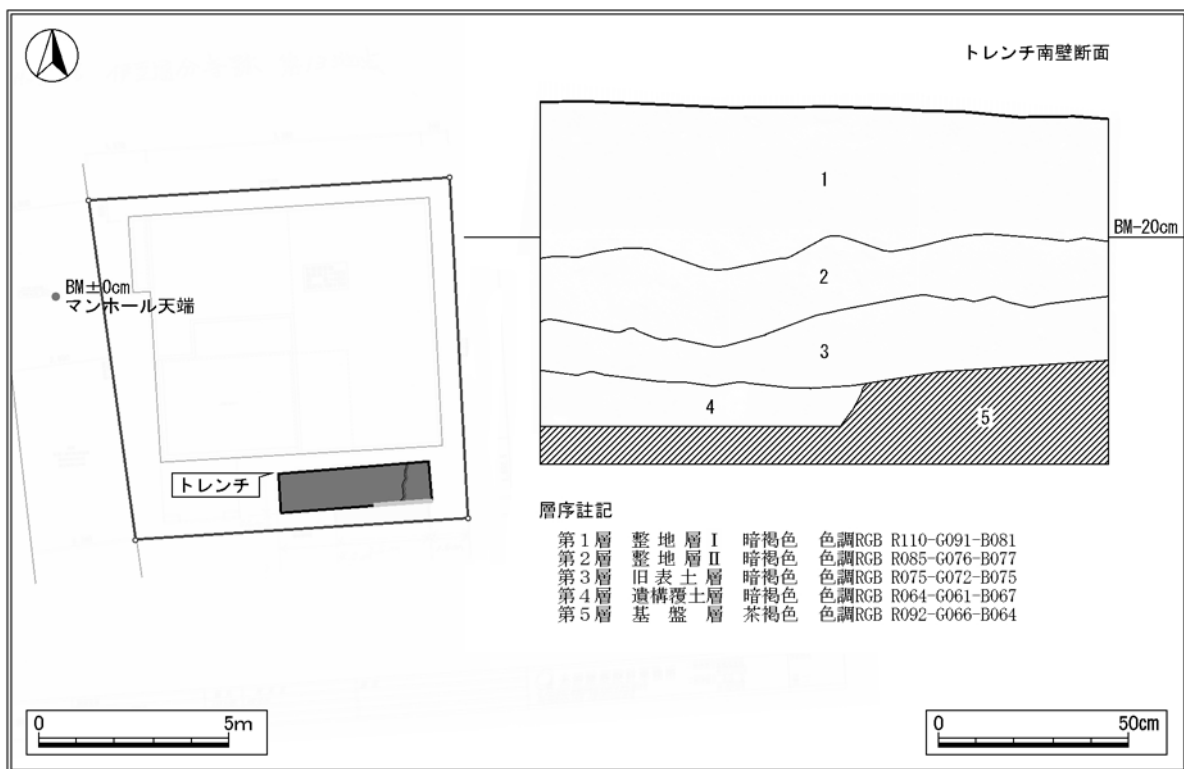
トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.1m×4.0m (4.4㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約5.31%であった。調査は、バックホー (01) によって無遺物層を除去した後、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.86mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ南壁東端の断面を利用して行い、5層に分層した。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会

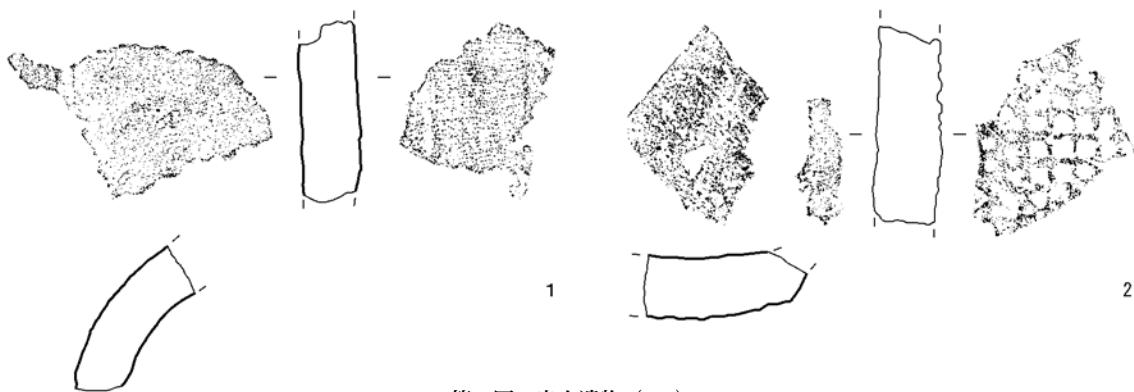


第3図 トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/200・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層** 色調RGB数値はR110-G091-B081を示す。暗褐色土、コンクリート片、小石を少量含む整地層。
- 第2層** 色調RGB数値はR085-G076-B077を示す。暗褐色土、近代陶磁器、古代瓦片を少量含む整地層。
- 第3層** 色調RGB数値はR075-G072-B075を示す。暗褐色土、5層の砂質土を少量含む旧表土層。
- 第4層** 色調RGB数値はR064-G061-B067を示す。暗褐色土、5層の砂質土を含む遺構覆土層。
- 第5層** 色調RGB数値はR092-G066-B064を示す。茶褐色土、基盤層（扇状地堆積層）に該当する砂質土。



第4図 出土遺物 (1/3)

4. まとめ

調査地点は伊豆国分寺推定範囲の南西部、国の史跡に指定されている塔跡の東側に隣接しているため国分寺関連の遺構の存在が期待された。しかし後世の整地層である第2層より近代の陶磁器と共に若干の古代瓦が出土したほかは、トレンチ東端で用途不明の深さ14cmの掘り込みを確認したにとどまった。以上のことから事業地の一部に遺跡が存在する事が事実となったが、遺跡保護層が確保できる工事であったため、事業者と遺跡保護に関する協定を締結して調査を終了した。

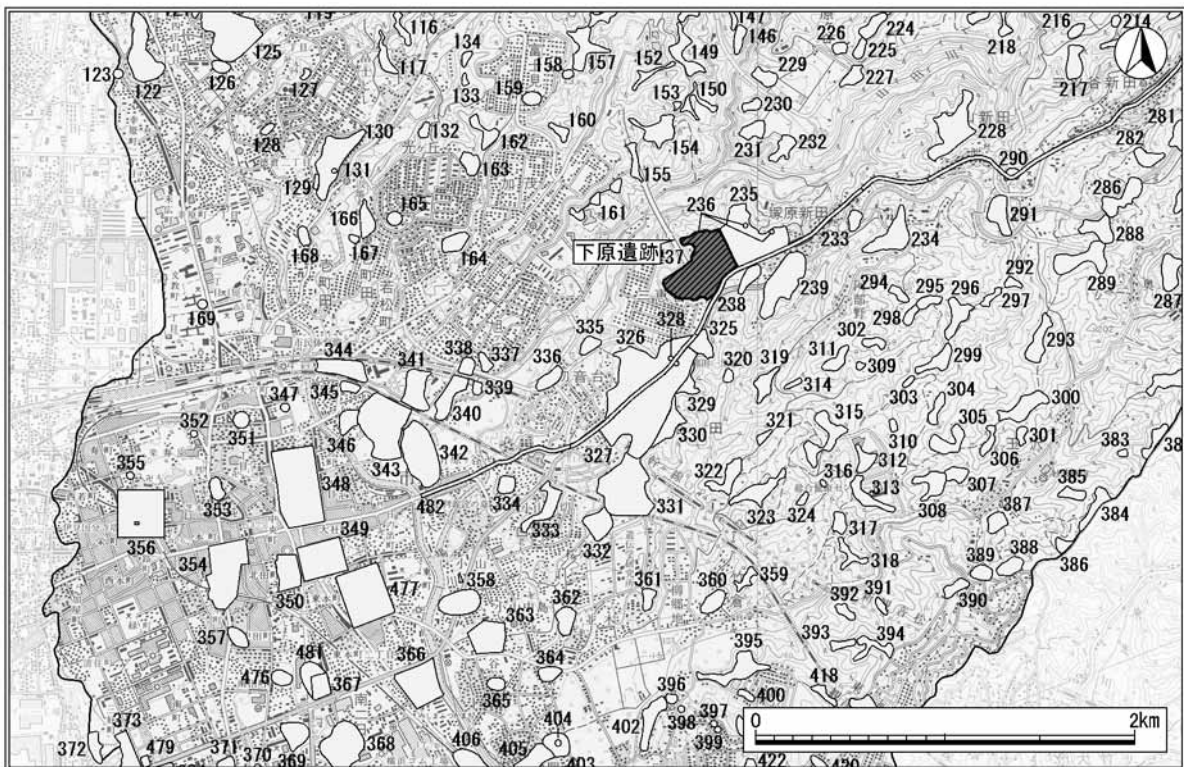
第16節 下原遺跡 第10地点 (No.237)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地造成計画に伴う下原遺跡第10地点の試掘・確認調査である。平成28年10月18日、佐藤事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.237下原遺跡、No.235北原遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。この宅地造成計画は37,000㎡に及ぶ広大なもので、単年度では確認調査終了の見込める規模ではなかったため、耕作の終了した範囲から順次確認調査に着手することを説明した。そして平成29年1月12日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（2月7日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が2月7日付、三教文第473・474号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は2月10日に開始、5箇所のトレンチを設営し、バックホー（02）で耕作土と天地返し層を除去した後に作業員延べ31名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働9日間で18日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は12月28日付、三教文第423・424号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また、調査では土器等の出土があったため、埋蔵文化財発見届及び埋蔵文化財保管証を2月22日付、三教文第491・492号で送付した。本事業は計画段階であるため、埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）の提出は造成図面の完成を待っている。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

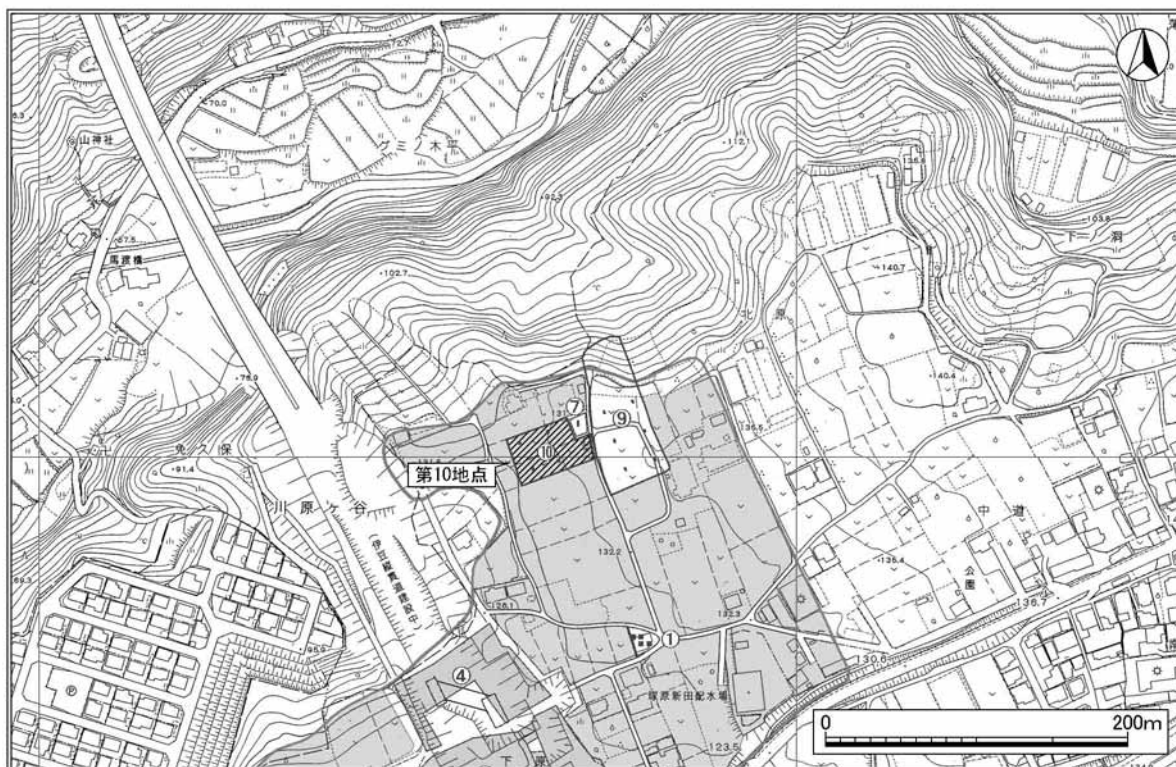
下原遺跡は、旧石器・縄文時代の遺物散布地として三島市遺跡地図登録されており、箱根山西麓の山田川と夏梅木川支流の浸食により規定される丘陵鞍部に展開する。この尾根には、松並木・石畳・一里塚などの名勝を含む箱根旧街道が往来し、江戸時代以降、交通の要衝としてひらけた場所である。道の両端には根菜類の盛んな開墾地が広がり、風光明媚な丘陵地帯となっている。事業地はJR三島駅の東北東 (N-73.0°-E) 2.92km、標高約132.0mに位置し、国土座標データは緯度35度08分1.58秒、経度138度56分33.33秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第10地点と呼称した。

本遺跡では過去に8件の調査例が報告されている。なかでも主体となる調査は、平成3～9年にかけて東駿河湾環状道路開設に伴い行われた第2～6地点の調査である。当地は畑作地として利用されていたために縄文時代の遺物包含層までは耕作によって攪乱をうけていたが、休場層上部において縄文時代草創期の逆茂木の施設を有する土坑が5基検出された。これは東日本においては最古の例であり、旧石器時代から縄文時代への移り変わりのなかでの狩猟技術と動物相を考えるうえでの重要な資料となる。また、旧石器時代の遺物は数の上で本遺跡の主体を成すものであるが、なかでも休場層中層からは大きく分けて4箇所の石器集中地点が確認された。さらに、約27,000年前のものと考えられる土坑が尾根を縦断するように7基検出された。この土坑は同一尾根上の初音ヶ原A・B遺跡、焼場遺跡、加茂ノ洞B遺跡からも次々と検出されており、用途とともにこれだけの遺構を残した集団に関して注目されている『下原遺跡I～III (1995・97・98)』。

3. 調査の概要

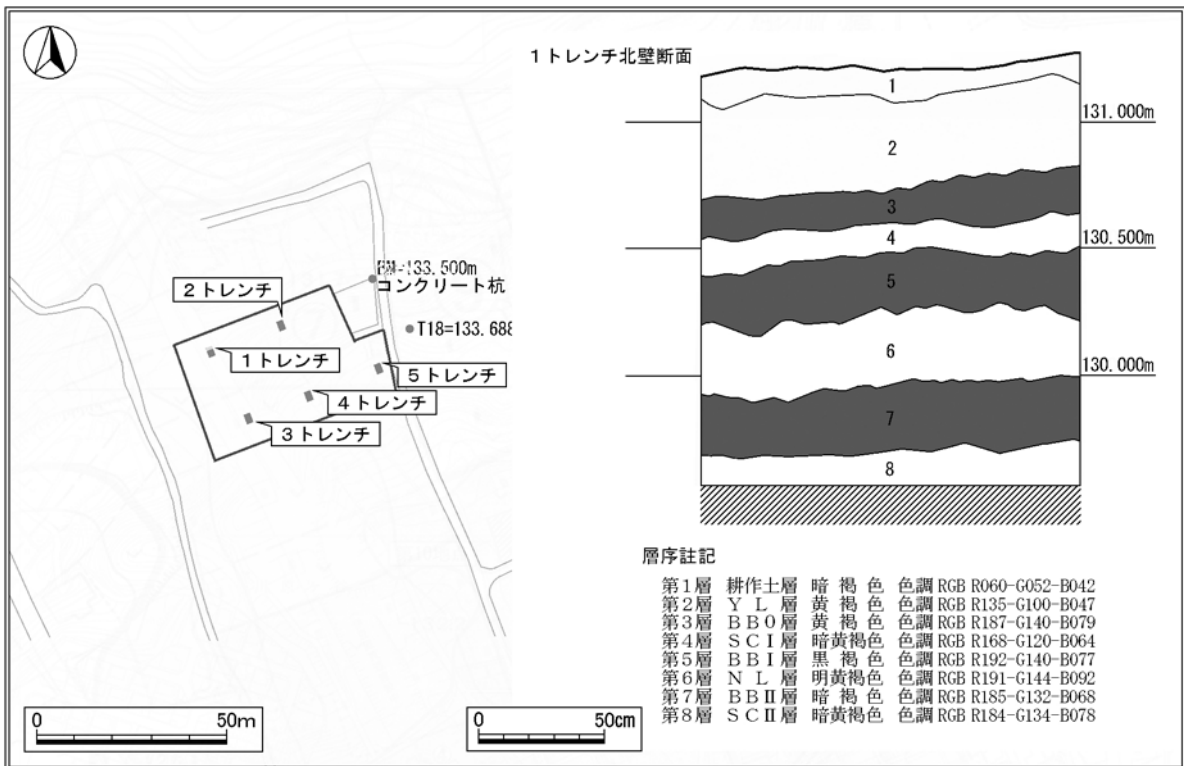
トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを5箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約0.94%であった。調査はバックホー (02) によって耕作土と



第2図 調査地点の位置 (1/5,000)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/2,000・1/30)

三島市教育委員会

天地返し層を排除した後、作業員延べ31名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.65mまで掘り下げを行った。層序の確認は1トレンチ北壁断面を利用して行い、8層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR060-G052-B042を示す。暗褐色土、粒子が細かくサラサラとした耕作土。
- 第2層 色調RGB数値はR132-G100-B055を示す。黄褐色土、休場層 (YL) だが分層不可。
- 第3層 色調RGB数値はR135-G100-B047を示す。黄褐色土、第0黒色帯 (BB 0)。
- 第4層 色調RGB数値はR187-G140-B079を示す。黄褐色土、第Iスコリア層 (SC I)。
- 第5層 色調RGB数値はR168-G120-B064を示す。暗黄褐色土、第I黒色帯 (BB I)。
- 第6層 色調RGB数値はR192-G140-B077を示す。黒褐色土、ニセローム層 (NL)。
- 第7層 色調RGB数値はR191-G144-B092を示す。明黄褐色土、第II黒色帯 (BB II)。
- 第8層 色調RGB数値はR185-G132-B068を示す。暗褐色土、第IIスコリア層 (SC II)。

4. まとめ

今回の調査では大部分のトレンチで耕作が休場層まで及んでいることが明らかになったが、唯一第3トレンチには漸移層が残りそこから24点の縄文土器が出土した。いずれも割れ口が著しく磨滅し図示することができない程微細な遺物であったため、これをもって直ちに遺跡が存在することを断定できないが、丘陵上に遺跡が広がる可能性を示している。第9地点の調査同様、今回の調査でも作業員の安全確保を最優先して深さ1.65m以上の掘り下げを断念したため、目標としていた第III黒色帯中の土坑の発見には至らなかったが、土層堆積が水平を示す安定した土地であるため、旧石器時代人の生活適地であり遺跡の存在する可能性は高い。次回、第11地点は宅地造成計画の道路部分に該当するため、二段掘りによる大深度発掘を行うことを計画しているので、土坑の発見に期待が持たれる。

第17節 下原遺跡 第11地点 (No.237)

1. 調査の経緯と経過

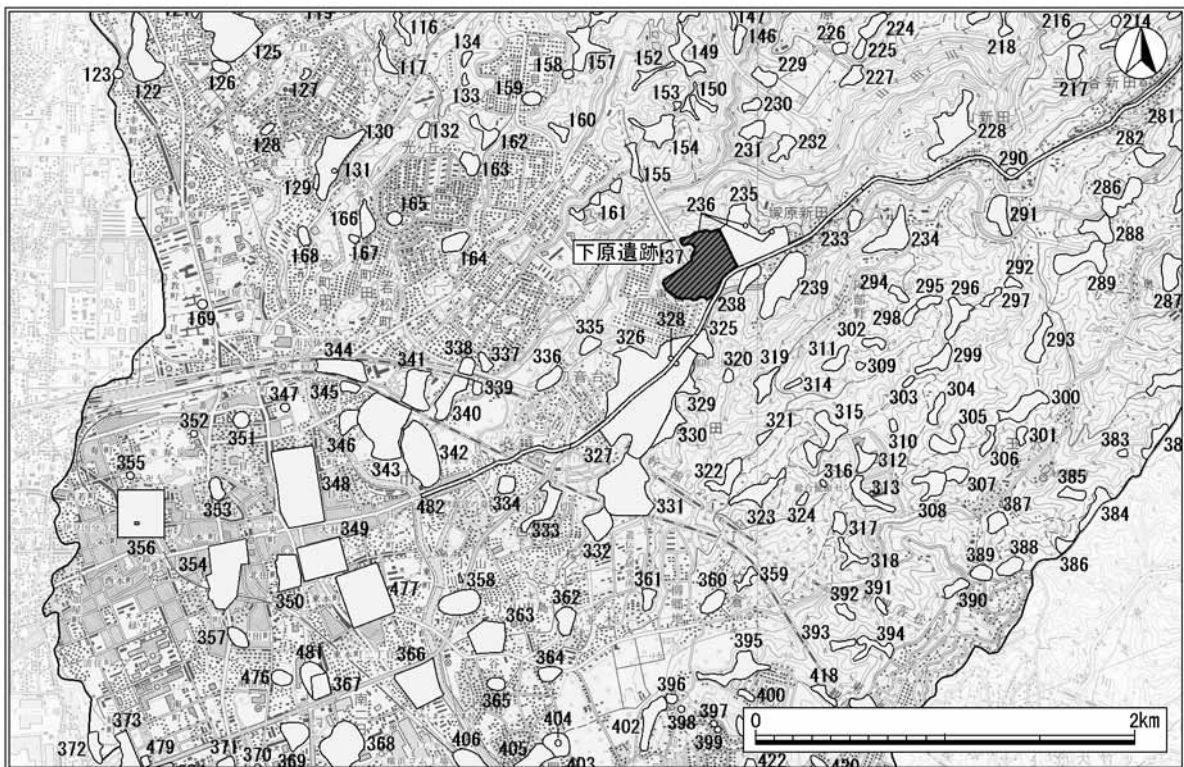
この調査は、宅地造成計画に伴う下原遺跡第11地点の試掘・確認調査である。平成28年10月18日、佐藤事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.237下原遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成29年1月12日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（3月1日決裁）した。事業は静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者が3月1日付、三教文第498・499号で通知、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は3月3日に開始、4箇所のトレンチを設営し、バックホー（01）で耕作土と天地返し層を除去した後に作業員延べ40名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働14日間で16日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は3月16日付、三教文第515・516号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。宅地造成は計画段階であるため、埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）の提出は造成図面の完成を待っている。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第29号（2017）』で報告している。

2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

下原遺跡は、旧石器・縄文時代の遺物散布地として三島市遺跡地図登録されており、箱根山西麓の山田川



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

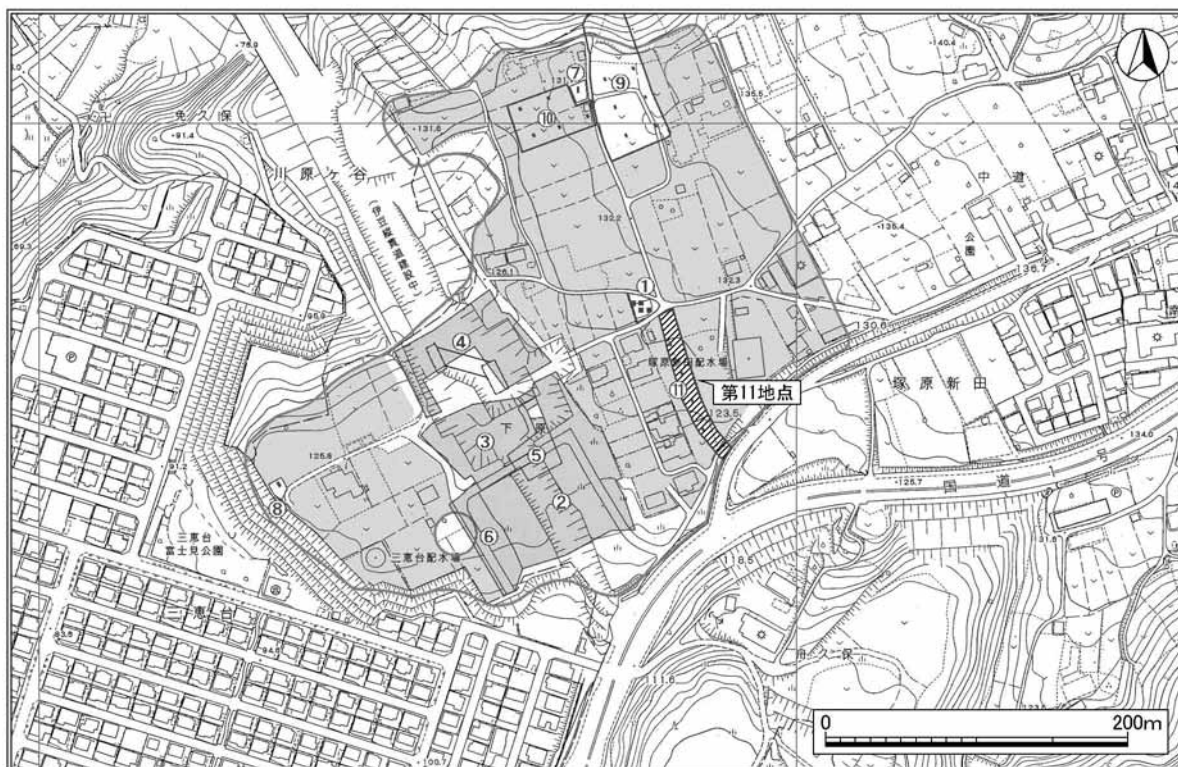
と夏梅木川支流の浸食により規定される丘陵鞍部に展開する。この尾根には、松並木・石畳・一里塚などの名勝を含む箱根旧街道が往来し、江戸時代以降、交通の要衝としてひらけた場所である。事業地はJR三島駅の東北東（N-76.0°-E）2.98km、標高約128.5mに位置し、国土座標データは緯度35度07分56.37秒、経度138度56分36.97秒を中心点とする。本地点は調査順位から便宜的に第11地点と呼称した。

本遺跡では過去に8件の調査例が報告されている。なかでも主体となる調査は、平成3～9年にかけて東駿河湾環状道路開設に伴い行われた第2～6地点の調査で、休場層上部において縄文時代草創期の逆茂木の施設を有する土坑が5基検出された。これは東日本においては最古の例であり、旧石器時代から縄文時代への移り変わりのなかでの狩猟技術と動物相を考えるうえでの重要な資料となる。また、旧石器時代の遺物は数の上で本遺跡の主体を成すものであるが、なかでも休場層中層からは大きく分けて4箇所の石器集中地点が確認された。さらに、27,000年前のものと考えられる土坑が尾根を縦断するように7基検出された。この土坑は同一尾根上のNo.326・327初音ヶ原A・B遺跡、No.155孫右エ門洞遺跡、No.156賀茂之洞B遺跡からも次々と検出されており、用途とともにこれだけの遺構を残した集団に関して注目されている『下原遺跡Ⅰ～Ⅲ（1995・97・98）』。

3. 調査の概要

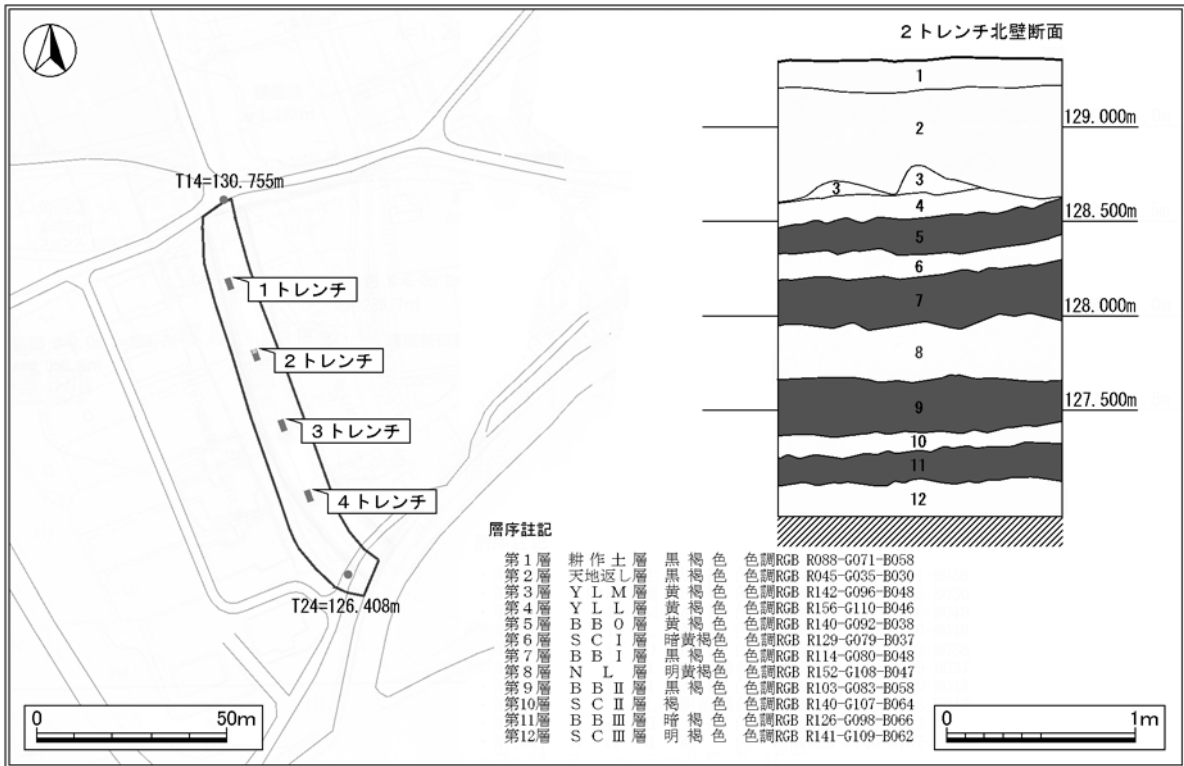
トレンチ配置と層序（第3図）

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m（4.0㎡）のトレンチを4箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約0.86%であった。調査はバックホー（01）によって耕作土と天地返し層を排除した後に、作業員の手掘りによる排土と平面確認を繰り返して現地表面化1.60mまで掘り下げ、北壁で土層断面図を作成しました。さらにバックホー（02）を用いて周囲を掘り広げ法面と小段を付けた後に、再度作業員の手掘りによる排土と平面確認を繰り返してS CⅢ層まで掘り下げを実施した。最終



第2図 調査地点の位置（1/5,000）

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/2,000・1/40)

三島市教育委員会

的に作業員延べ40名で表土下最大2.49mまで掘り下げを行い、最も休場層の残存状態の良い2トレンチの北壁断面で層序の確認を行い12層に分層した。

以下、第11地点各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

- 第1層 色調RGB数値はR088-G071-B058を示す。黒褐色土、橙色スコリアを多く含む耕作土。
- 第2層 色調RGB数値はR045-G035-B030を示す。黒褐色土、ロームブロックを含む天地返し層。
- 第3層 色調RGB数値はR142-G096-B048を示す。黄褐色土、休場中層 (YLM)。
- 第4層 色調RGB数値はR156-G110-B046を示す。黄褐色土、休場下層 (YLL)。
- 第5層 色調RGB数値はR140-G092-B038を示す。黄褐色土、第0黒色帯 (BB0)。
- 第6層 色調RGB数値はR129-G079-B037を示す。暗黄褐色土、第Iスコリア層 (SC I)。
- 第7層 色調RGB数値はR114-G080-B048を示す。黒褐色土、第I黒色帯 (BB I)。
- 第8層 色調RGB数値はR152-G108-B047を示す。明黄褐色土、ニセローム層 (NL)。
- 第9層 色調RGB数値はR103-G083-B058を示す。黒褐色土、第II黒色帯 (BB II)。
- 第10層 色調RGB数値はR140-G107-B064を示す。褐色土、第IIスコリア層 (SC II)。
- 第11層 色調RGB数値はR126-G098-B066を示す。暗褐色土、第III黒色帯 (BB III)。
- 第12層 色調RGB数値はR141-G109-B062を示す。明褐色、第IIIスコリア帯 (SC III)。

4. まとめ

第11地点は宅地造成計画の道路部分に該当するため、遺跡破壊相当範囲と判断して二段掘りによる大深度発掘を実施した。初音ヶ原遺跡等で複数出土している第III黒色帯を掘り込んだ約27,000年前の土坑の発見を期待したが、残念ながら全てのトレンチで遺構と遺物は出土しなかった。下原遺跡の大部分は遺跡立地の好適地である尾根上の平坦面に位置するため、今後の調査の成果に期待したい。

写真図版



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (2トレンチ)



4. 断面 (2トレンチ)



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (1トレンチ)



4. 断面 (1トレンチ)



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (4トレンチ)



4. 断面 (4トレンチ)



5. 埋め戻し後 (4トレンチ)



6. 完了



1. 調査前



2. 掘り下げ



3. 調査風景



4. 完掘



5. 断面



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (3トレンチ)



4. 断面 (3トレンチ)



5. 埋め戻し (3トレンチ)



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (2トレンチ)



4. 断面 (2トレンチ)



5. 埋め戻し (3トレンチ)



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (1トレンチ)



4. 断面 (1トレンチ)



5. 完掘 (2トレンチ)



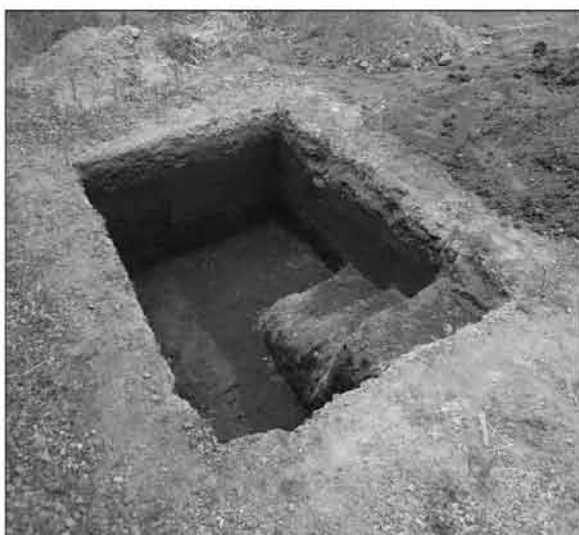
6. 埋め戻し



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (2トレンチ)



4. 断面 (2トレンチ)



5. 埋め戻し



6. 埋め戻し (4トレンチ)



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (2トレンチ)



4. 断面 (2トレンチ)



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 掘り下げ



3. 調査風景



4. 完掘



5. 断面



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (6トレンチ)



4. 断面 (6トレンチ)



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (2トレンチ)



4. 断面 (2トレンチ)



5. 埋め戻し



6. 完了



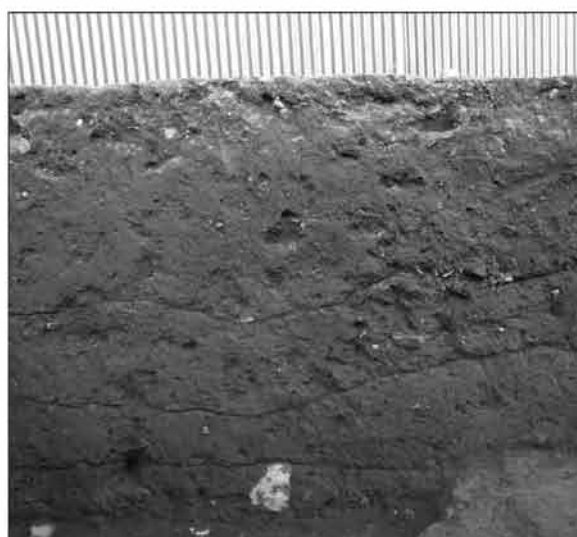
1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘（1トレンチ）



4. 断面（1トレンチ）



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (2トレンチ)



4. 断面 (2トレンチ)



5. 埋め戻し



6. 完了

報告書抄録

ふりがな	みしましまいぞうぶんかざいはつかつちようさほうこく ほじよじぎょうばん だいよんごう							
書名	三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版 第4号							
副書名	確認調査 平成28年度実施の確認調査							
編著者名	辻真人・保科桃子							
編集機関	三島市教育委員会							
所在地	静岡県三島市大宮町1丁目8番38号 TEL 055-983-2672 FAX 055-983-0870 E-mail:bunkazai@city.mishima.shizuoka.jp							
発行年月日	西暦2019年3月20日							
所収遺跡名 (フリガナ)	所在地 (フリガナ)	コード	番号	北緯	東経	期間	面積	原因
青木B遺跡 (アオキビーイセキ) 第9地点	静岡県三島市青木 (シズオカケンミシマシアオキ)	222062	411	35° 06' 17"	138° 55' 19"	20160419	20.0㎡	共同住宅建設工事
初音ヶ原B遺跡 (ハツネガハラビーイセキ) 第17地点	静岡県三島市谷田字大原 (シズオカケンミシマシヤタザオハラ)	222062	327	35° 07' 32"	138° 56' 17"	20160426～0427	8.0㎡	宅地造成工事
塔ノ森廃寺 (トウノモリハイジ) 第13地点	静岡県三島市大宮町 (シズオカケンミシマシオオミヤチョウ)	222062	348	35° 07' 25"	138° 55' 10"	20160506	4.0㎡	個人住宅建設工事
長伏遺跡 (ナガブセイセキ) 第8地点	静岡県三島市長伏 (シズオカケンミシマシナガブセ)	222062	463	35° 05' 27"	138° 54' 52"	20160520～0521	16.0㎡	宅地造成工事
下久保遺跡 (シモクボイセキ) 第4地点	静岡県三島市中島 (シズオカケンミシマシナカジマ)	222062	448	35° 05' 54"	138° 56' 01"	20160528	4.2㎡	個人住宅建設工事
鶴喰広田遺跡 (ツルハミヒロタイセキ) 第11地点	静岡県三島市八反田 (シズオカケンミシマシハツタ)	222062	428	35° 06' 01"	138° 55' 41"	20160602	12.0㎡	共同住宅建設工事
中ノ坪遺跡 (ナカノツボイセキ) 第12地点	静岡県三島市長伏 (シズオカケンミシマシナガブセ)	222062	467	35° 05' 12"	138° 54' 45"	20160722	12.0㎡	宅地造成工事
谷田前田遺跡 (ヤタマエダイセキ) 第7地点	静岡県三島市谷田字城ノ内 (シズオカケンミシマシジョウノウチ)	222062	358	35° 07' 01"	138° 55' 46"	20160804	21.0㎡	宅地造成工事
伊勢掘遺跡 (イセセギイセキ) 第18地点	静岡県三島市梅名 (シズオカケンミシマシウメナ)	222062	460	35° 05' 28"	138° 55' 56"	20160812	16.0㎡	宅地造成工事
堀込遺跡 (ホリゴメイセキ) 第11地点	静岡県三島市安久 (シズオカケンミシマシヤスヒサ)	222062	465	35° 05' 11"	138° 55' 56"	20161125	8.0㎡	個人住宅建設工事
堀込遺跡 (ホリゴメイセキ) 第12地点	静岡県三島市安久 (シズオカケンミシマシヤスヒサ)	222062	465	35° 05' 16"	138° 55' 55"	20161129	4.0㎡	個人住宅建設工事
宮城遺跡 (ミヤシロイセキ) 第2地点	静岡県三島市梅名 (シズオカケンミシマシウメナ)	222062	452	35° 05' 39"	138° 55' 51"	20161207	4.0㎡	個人住宅建設工事
下原遺跡 (シモハライセキ) 第9地点	静岡県三島市塚原新田字北原 (シズオカケンミシマシツカハラシンデンアザキタハラ)	222062	237	35° 08' 02"	138° 56' 35"	20161220～1228	24.0㎡	宅地造成計画
上才塚遺跡 (カミサイヅカイセキ) 第14地点	静岡県三島市東町 (シズオカケンミシマシヒガシチョウ)	222062	477	35° 06' 56"	138° 55' 21"	20170118	8.0㎡	個人住宅建設工事
伊豆国分寺跡 (イズコクブンジヤト) 第14地点	静岡県三島市泉町 (シズオカケンミシマシイズミチョウ)	222062	356	35° 07' 13"	138° 54' 37"	20170124	4.4㎡	個人住宅建設工事
下原遺跡 (シモハライセキ) 第10地点	静岡県三島市塚原新田字北原 (シズオカケンミシマシツカハラシンデンアザキタハラ)	222062	237	35° 08' 02"	138° 56' 33"	20170210～0218	20.0㎡	宅地造成計画
下原遺跡 (シモハライセキ) 第11地点	静岡県三島市塚原新田字北原 (シズオカケンミシマシツカハラシンデンアザキタハラ)	222062	237	35° 07' 56"	138° 56' 37"	20170303～0316	16.0㎡	宅地造成計画

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
青木B遺跡第9地点	集落跡	弥生～奈良・近世	—	—	遺跡空白域である。
初音ヶ原B遺跡第17地点	集落跡	旧石器・縄文(早)	—	—	遺跡空白域である。
塔ノ森廃寺第13地点	社寺跡	古墳～近世	—	—	遺跡空白域、あるいは消滅域である。
長伏遺跡第8地点	散布地	弥生	—	—	遺跡空白域、あるいは消滅域である。
下久保遺跡第4地点	散布地	弥生～中世	—	土師器	遺跡保護層を設定し、遺跡保護協定を締結した。
鶴喰広田遺跡第11地点	散布地	弥生～中世	—	—	遺跡空白域、あるいは消滅域である。
中ノ坪遺跡第12地点	散布地	弥生～中世	—	—	遺跡空白域、あるいは消滅域である。
谷田前田遺跡第7地点	集落跡	縄文・古墳(後)～近世	—	—	遺跡空白域である。
伊勢堰遺跡第18地点	散布地	古墳～近世	—	—	遺跡空白域、あるいは消滅域である。
堀込遺跡第11地点	散布地	古墳～中世	—	—	遺跡空白域である。
堀込遺跡第12地点	散布地	古墳～中世	—	—	遺跡空白域である。
宮城遺跡第2地点	散布地	弥生～中世	—	—	遺跡空白域である。
下原遺跡第9地点	散布地	旧石器・縄文(早・中)	—	—	遺跡空白域、あるいは遺跡消失地である。
上才塚遺跡第14地点	官衙跡	奈良～近世	—	—	遺跡空白域、あるいは遺跡の消失域である。
伊豆国分寺跡第14地点	社寺跡	奈良～近世	土坑	古代の瓦	遺跡保護層を設定し、遺跡保護協定を締結した。
下原遺跡第10地点	散布地	旧石器・縄文(早・中)	—	縄文土器・礫	遺跡空白域、あるいは遺跡消失地である。
下原遺跡第11地点	散布地	旧石器・縄文(早・中)	—	—	遺跡空白域、あるいは遺跡消失地である。

©2019

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

補助事業版 第4号

発行年月日 平成31年3月20日
編集・発行 三島市教育委員会
印刷 大和印刷株式会社

〒411-0035 三島市大宮町1丁目8番38号
電話 055-983-2672
FAX 055-983-0870
bunkazai@city.mishima.shizuoka.jp
